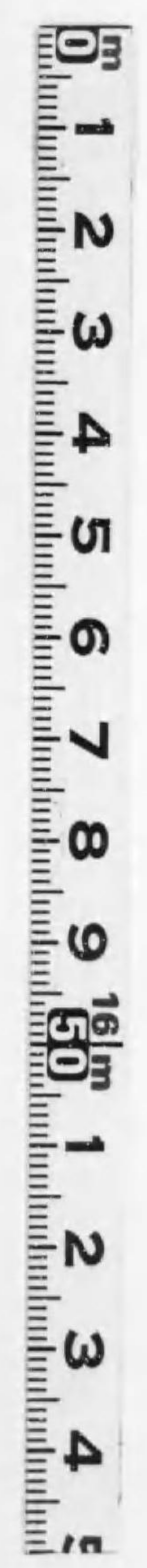
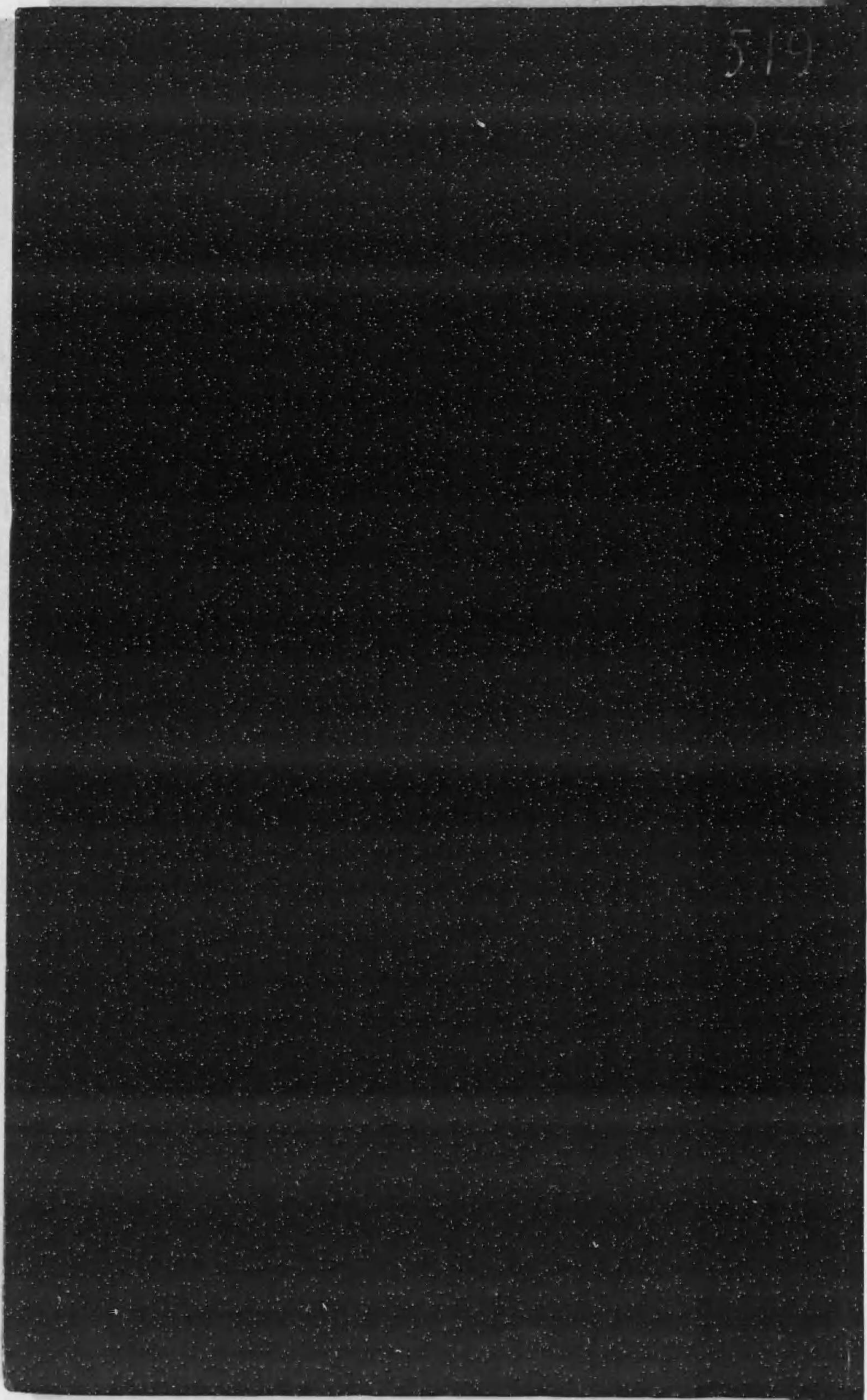


519



始





31.8.26



大沼郡誌



579-32



叙

高きに登るものは必ず卑きよりし、遠くに行くものは必ず邇きよりす、彼の山川を説き、風土を察し、人物を論じ、以て國民教育の端と爲すもの、必ず先づ之を郷黨閭里に求めて而して後廣く闡國に及ぼす、蓋し日常見聞する所のものは、即ち智徳涵養の根蒂を爲せばなり、愛郷の至情是に於てか發し、愛國の精神亦是に於てか起る、本縣曩に郡誌編纂項目の標準を示し、郡市をして其沿革變遷を敘せしむるや、本郡乃ち郡誌編纂の議を決し、委員を囑して事に當らしめ、稿を改むること數次、今爰に剗刷に附するを得るに至れり、惟ふに本郡は舊御藏入と稱する幕領と會津藩に屬する私領と交互錯雜して、行政區劃頗る複雑なるものあり、

叙

大正  
12. 4. 24  
内交



加ふるに明治初年民政局行政區劃の錯綜せる、今にして之を顧るに思半に過ぐるものあり、本書幸に之を敘して一讀頗る明瞭を極め、加ふるに名所舊蹟人物風俗等の事、繁簡要を得て本郡沿革の大要歴々徴すべく、編纂委員の勞寔に大なりと言ふべし、今や郡制廢止のこと旬日の間に逼り、我が自治制度史上の一轉期に際會するの秋、本書の活刷將に成らんとす、感慨轉た無量なるものあり、聊か事由を記して敘と爲す、

大正十二年三月十五日

福嶋縣大沼郡長 山川源三

凡例

- 一 本書は、明治四十四年六月三十日福島縣訓令の郷土誌編纂要項を基として之を編纂したりと雖も、史料の配置統一等については、必ずしも之に準據する能はざるの事情あり、多くは便宜その有無に従へり、
- 一 記事の内容は凡そ大正四年を以て終れりと雖も、これ亦便宜其後の事項をも併せ記せるところあり、但明治の産業統計等は故ありて之を省けり、
- 一 口碑傳説の全然採るべからざるは之を捨てたりと雖も、成るべく煩を避けず之を採録せり、之を傳ふることも亦、一種の史料保存たるを思へばなり、特に史料の乏しき地方に於て、最もその必要なるを見る、
- 一 古文書は特に一章を設けたりと雖も、本文説明の便宜あるものは、之を各章中に挿入せり、
- 一 社寺、名所、舊蹟等の記事に於て、彼是重複せるものあるも、讀者は又これによりて更に便益を得ることあらん、敢て咎むる勿れ、



一本書の編纂に關しては、諸家所藏の古文書古記録を初め、會津外史、會津鑑、會津舊事雜考、新編會津風土記、會津四家合考、會津孝子傳、會津續孝子傳、會南事跡集、會陽舊總記、會津人物史、會津正統記、會津四郡古城壘館柵記、山内事蹟考、櫻之菜、高田徵古錄等の諸書を參考せるが、就中本郡舊瀧谷組郷頭たりし山内吉右衛門の著す所、無枕雜補家寶記總て三十六冊、今に負ふ所少からず、是著にして完全に存せば、定めて異事秘説の世に傳ふべきもの多からんに、現存するもの少きは最も憾むべしと爲す。

一本書編纂に關しては曾て本郡長たりし田部豊、山田直記氏以下歴代郡長の監督に負ふ所多しと雖も、樋口良行、杉原禎造、初瀬川健増、田中仙三、佐藤源次郎等數氏の直接間接に力を致されたるの功は之を没すべからず。

一本書の校訂印刷につきては花見朔巳氏の助力に負ふ所多し。

# 大沼郡誌目次

## 第一章 總説

第一節 沿革大要	一
第二節 大沼郡の起原	五
第三節 領主沿革概要	七
第四節 莊郷組村	二二
尾岐郷——金山郷——野尻郷——河口郷	藩領——幕領
第五節 御藏入と藩領	二五
御藏入と藩領の稱號並に石高(二五)——御藏入領の直轄と御領地(二九)	
第六節 御藏入騒動	三七
第七節 明治戊辰戰跡	九五
關山戰(九六)——高田驛戰(九九)——大芦村戰(一〇二)	
第八節 百姓暴動の事	俗に「ヤイヤ」と呼ぶ
目次	一〇三



第九節 民政……………106

郡奉行(106)——大沼郡管轄署(107)——大政所小政所及び大割元小割元(109)——郷頭肝煎及地首老百姓(110)——檢斷(111)——五人組制附高札條目(112)

第十節 明治維新後の變遷……………137

地方制度の變遷及町村の廢合(137)——管轄町村の沿革(148)——郡長(151)

第二章 沿革……………154

高田町(154)——田川村(164)——永井野村(166)——尾岐村(171)——東尾岐村(177)——旭村(178)——藤川村(180)——本郷町(184)——氷玉岡村(186)——川路村(188)——赤澤村(192)——新鶴村(195)——中ノ川村(197)——東川村(200)——西川村原谷村三谷村(201)——川西村(208)——沼澤村(212)——川口村(217)——本名村(227)——横田村(229)——大瀧村(234)——野尻村(239)——大芦村(240)

第三章 寺社及教會……………253

第一節 神社……………253

國幣中社及郷社表(256)——國幣中社伊佐須美神社(257)——村社(274)——小社(277)

第二節 佛寺……………291

第三節 教會……………338

第四章 風俗習慣……………335

第一節 衣食住の大意……………335

被服(335)——食物(336)——居住(337)——器具類(338)

第二節 冠婚葬祭出產等……………338

冠(338)——婚禮(339)——葬(345)——祭(350)——出產實見(350)——家屋土藏等建築につきての風俗習慣(354)——忌み嫌ひにつきての習慣(356)

第三節 年中行事……………358

第四節 休日制度労働上の習慣……………358

第五節 言語……………359

第六節 俚諺及俗謠毬歌……………359

俚諺(419)——俗謠(422)——毬歌(427)——羽子つき歌(430)——子守歌(430)

第五章 名所舊蹟口碑傳説……………433

伊佐須美神社(433)——高田町(451)——永井野村(463)——尾岐村(468)——小山村(466)——



旭村(四八四)——藤川村(四九〇)——木郷町(五〇三)——川路村並米玉岡村(五二〇)——赤澤村(五一九)  
 ——新鶴村(五二八)——中ノ川村(五三二)——東川村(五四一)——原谷村(五四七)——三谷村(五四八)——  
 川西村(五五〇)——沼澤村(五五六)——川口村(五六四)——本名村(五六八)——横田村(五七二)——大瀧  
 村(五七七)——野尻村(六八一)——大苜村(六八七)

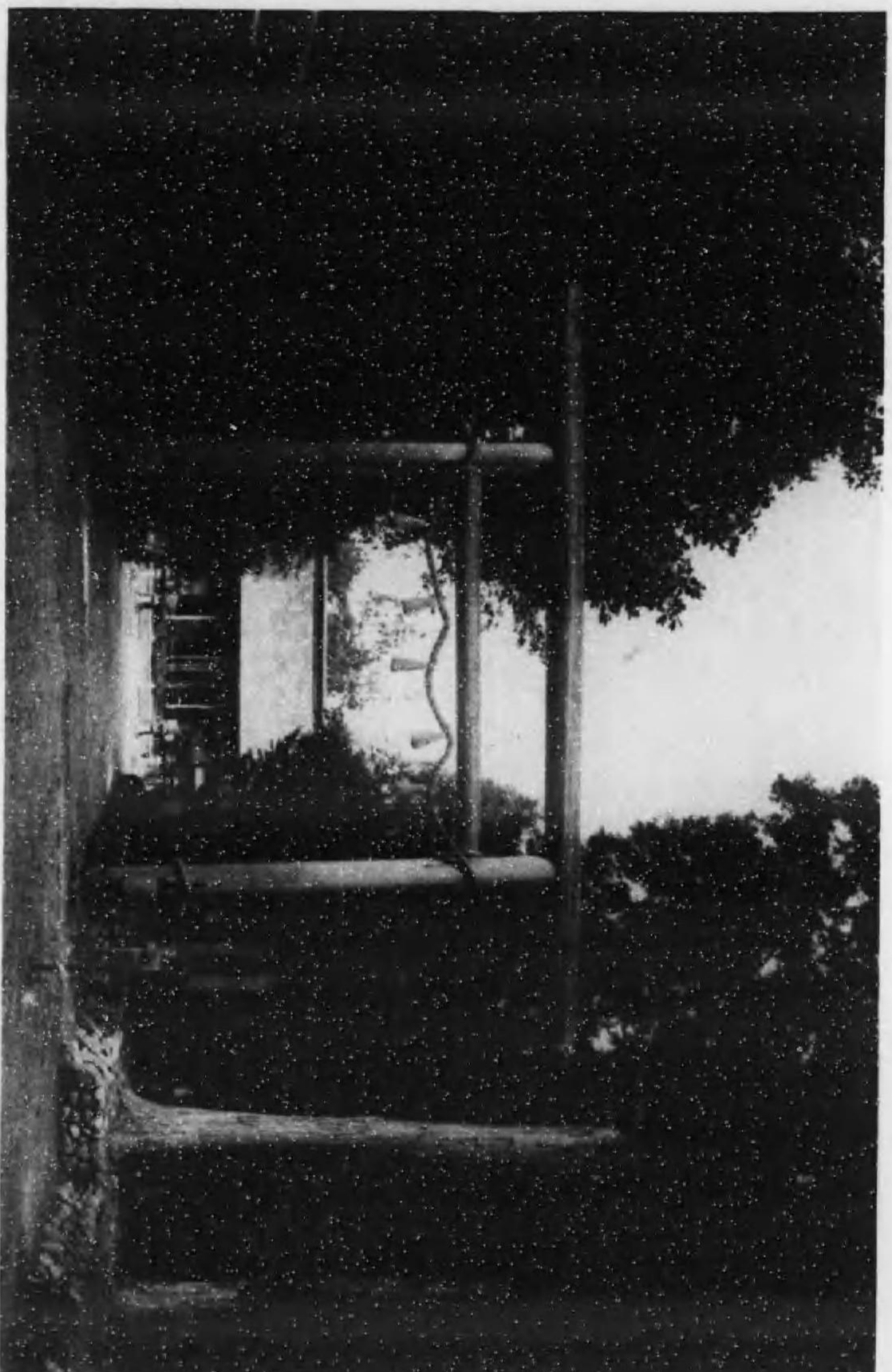
第六章 人物……………五九〇

武人(五九〇)——志士(五九七)——神官(六〇九)——僧侶(六一二)——藝術家(六一六)——俳人(六一七)——  
 書家(六一九)——畫家(六二四)——工業者(六二五)——善行者(六二八)

第七章 古文書……………六九〇

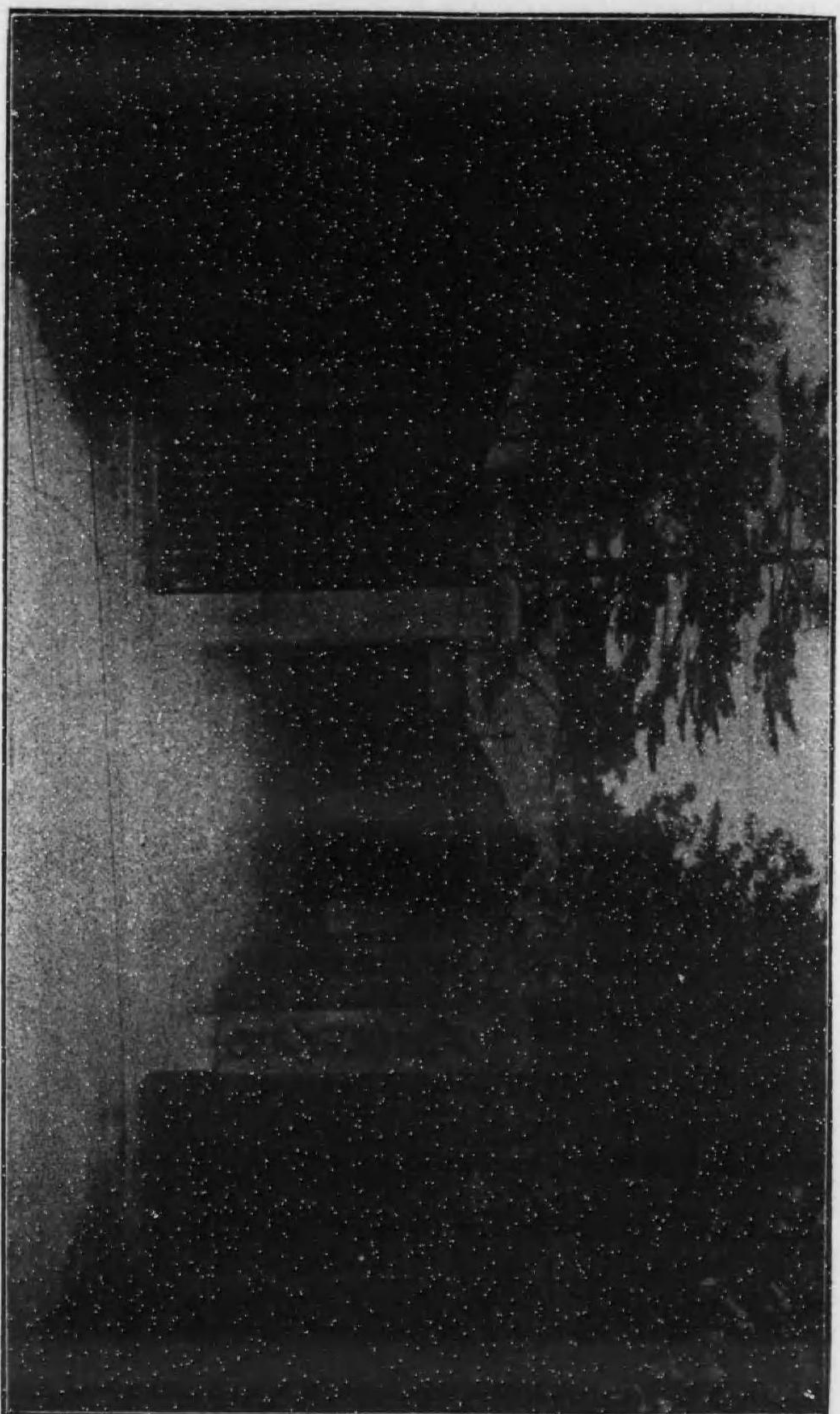
口繪及地圖

伊佐須美神社  
 旭村赤館山全景  
 大沼郡役所  
 新鶴村田子藥師堂(特別保護建造物)  
 高田龍興寺所藏一字蓮臺法華經  
 永井野村松本館址圖  
 大沼郡沿革圖(三葉)



(五二七頁及四三三頁参照)





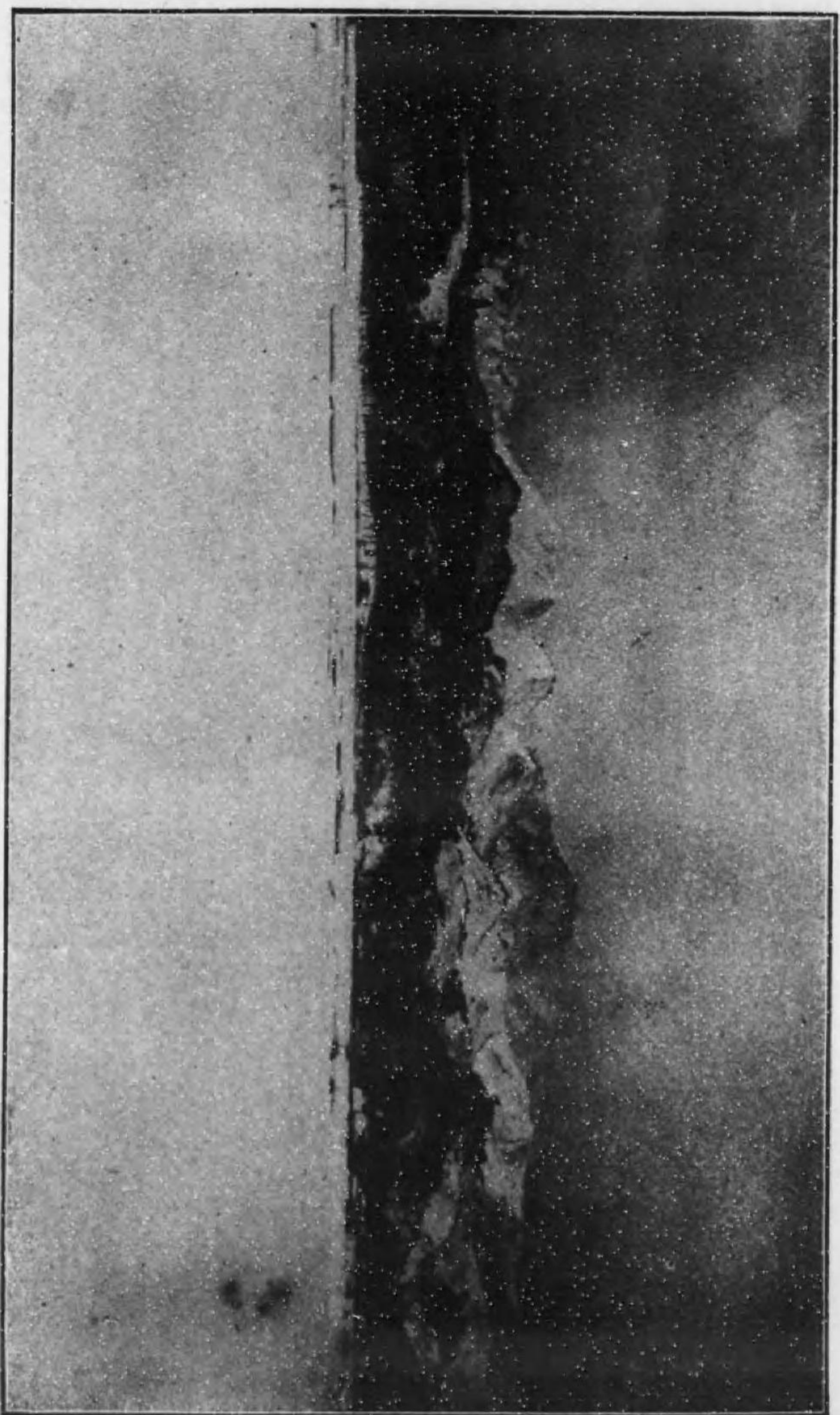
大沼郡役所



妙法蓮華經卷第三  
 命轉令其盡明照於大千其命當明修善風  
 惡身性盡令信受其用此法亦心造惡罪得  
 善果五百以老何為法依佛開起其法見道  
 善道亦起信造惡法不獲起善甚自感傷  
 念其如來善和見世尊慈愛獨受其恩  
 下流善者行善信奉念我同入法堪不何  
 知悉如小乘法如是惡厚善為善非世尊  
 善既始有信意我手持諸法見成其何難多  
 願三世三善善者於法之善與持應應我  
 善五解在法恒思而說初思然後法思信受  
 惡地惡善善善善善善善善善善善善  
 善惡念於佛恩惡本願本善有法好善終極  
 此善善善善善善善善善善善善善善  
 他二善德法此善善善善善善善善善  
 實當此善惡惡願五

(四五七頁參照)





(四八四頁參照)

旭村赤館山全景





(五二八頁参照)

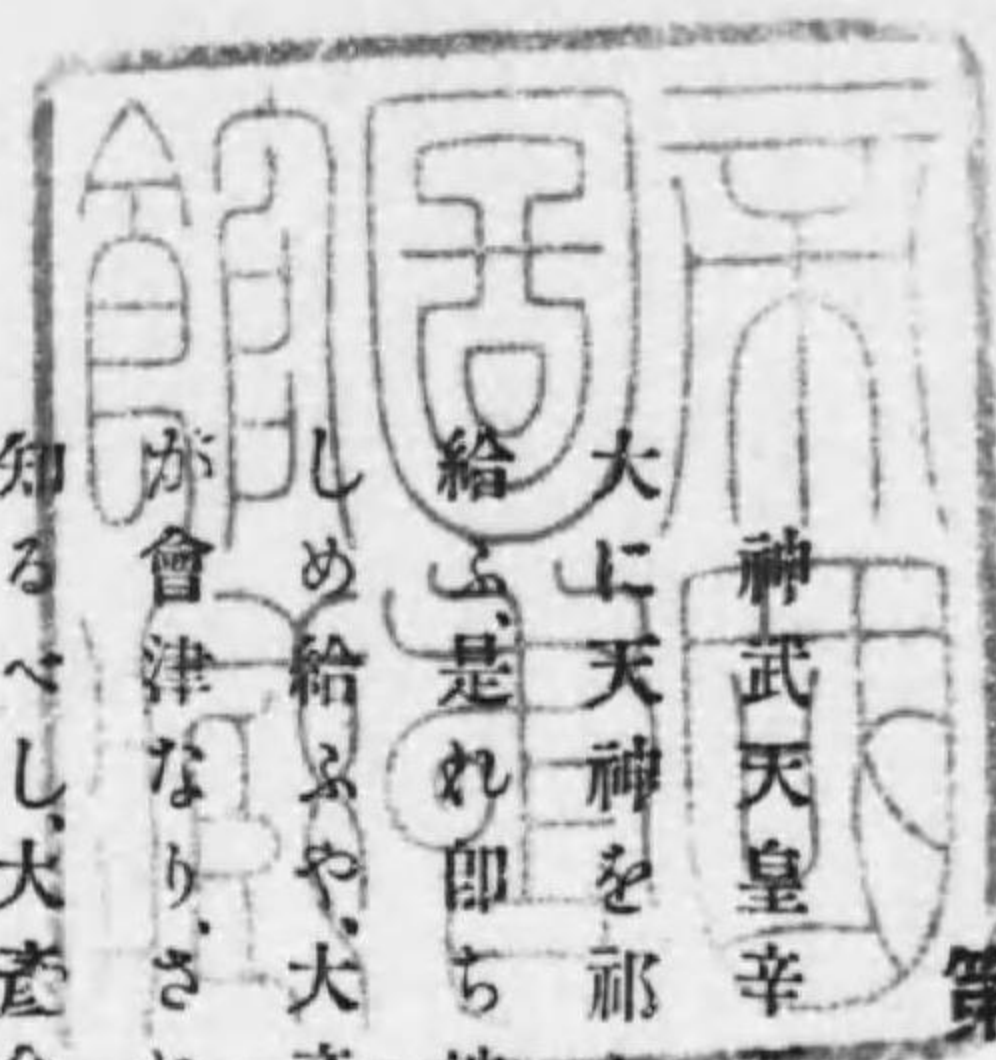
(物造建護保別特) 堂師薬子田村鶴新



# 大沼郡誌

## 第一章 總說

### 第一節 沿革大要



神武天皇辛酉の年正月、神器を奉じて位に樞原宮に即き給ふ、乃ち天下に詔して大上天神を祀り、大孝を申へ、賞を行ひ、諸國に國造、縣主を置き、以て地方を治めしめ給ふ、是れ即ち地方制度の初めなり、崇神天皇の四道將軍を派遣して、四方を平定せしめ給ふや、大彥命、御子武渟川別命と巡り會ひ給へる地を相津と云ふ、是れ即ち我亦會津なり、されば國造本紀に、會津のこと見えすと雖も、夙く皇化に霑ひしことを知るべし、大彥命の後裔留まりて永く此の土を治め給ふ、安倍會津臣庭融等<sup>庭融</sup>は實に其子孫なり、景行天皇の二十五年、武内宿禰命を奉じて北陸及び東北諸國を巡視し、同四十年、皇子日本武尊東征し給ひ、日高見國即ち今の北上川の邊まで平げ給ふ、成



務天皇の五年國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、山河を隔て、國縣を定め給ふや、此朝に定められし所凡そ六十三國あり、その内陸奥に於ては、阿尺郡、安積、思、未詳、伊具郡、伊具、染羽、標葉、浮田、宇多、信夫、信夫、白河、白河、石背、代、石城、磐の九國にして、應神天皇の御代に至りて更に菊多郡、菊多、道口岐閉の二を置き給へり、傳へ云ふ、欽明天皇の十三年、高田伊佐須美明神、羽佐間嶽より高田南原に遷座し給ふと、羽佐間嶽は即ち今の明神嶽なり、孝德天皇初て戸籍を造り、租庸調の法を行ひ、郡縣の制を諸國に布き給ひしかども、我が地方に於ける詳なること固より之を知るべからず、齊明天皇四年夏四月、阿倍比羅夫舟師を率ひ、蝦夷を討つて渡島の賊を平げ、更に海を渡り肅慎を伐つ、元明天皇和銅五年、陸奥國最上、置賜二郡を割きて出羽を置き、又勅して諸國風土記を撰ばしむ、是時陸奥國風土記と云ふもの果して撰まれしや否や明かならず、當時佛法漸く盛にして、傳によれば、養老四年、僧得道上人と云ふ者、會津法用寺を建立すと云へども、遽に信すべからず、されど各地に僧行基の遺蹟と稱するものを傳ふるを見れば、佛法の教化のやゝ進みしを知るに足る、稱德天皇の神護景雲三年三月、會津郡人正八位下女部、庭融、融、或は、虫等二人に陸奥國大國造道島、宿禰、島足の

請ひに依り、阿倍、會津の臣を賜ふ、蓋し是時陸奥桃生、伊治の二城造營既に成りて、蝦夷に備ふるの要害となりしかば、庭融等數十人、或は姓を阿倍、陸奥臣、阿倍、安積臣等を賜ひしものならん、桓武天皇の御宇、遠境事多く、延暦八年六月、征東大將軍紀古佐美、衣川の賊を伐ちて、官軍の將進士高田道成、會津、壯磨等戦死のこと見ゆ、是等皆會津の人ならんも、其の詳なることを知らず、此の間、蝦夷征討の事、屢國史に散見すと雖も、事の會津に關するものなきを見れば、或は當時王化に浴して、靜謐なりしものか、特に桓武天皇の御代、坂上田村麻呂の征討は、其の巢窟を進勦して、殺戮殆んど盡くと稱せられ、是より東、奥事なきもの久し、惠日寺縁起に據れば、平城天皇の大同元年、磐梯山噴火して、猪苗代湖湛へ、人畜多く死すとあれど、此の湖の成因年代は固より明かならず、會津地方を初め、東北地方多く僧空海の遺蹟を傳ふるは、蓋し教化の功を彼に歸するの因習的傳説によるならんも、當時蝦夷征伐後久しからず、比較的探檢教化の業進みたるによるか、惠日寺の創建亦此の御代にあり、仁明天皇の承和七年三月、陸奥國耶麻郡の大領外正八位上、勳八等、丈部人磨が戸一畑に姓を上毛野陸奥公と賜ふこと、續日本後紀に見ゆ、耶麻郡は今の耶麻郡なれば、此の以前既に分



置せられしならん、然らば我が大沼郡は果して何の時に置かれしや明かならざれども、和名鈔に大沼、河沼二郡の名見ゆれば、蓋し醍醐天皇以前を去ること遠からざるべし、後冷泉天皇の天喜年中、安倍頼時、貞任父子の亂をなし、源頼義、義家父子の是を討つや、會津の地到る所に遺蹟、口碑を傳ふ平安朝の末葉に至つては、惠日寺富強を極め、坊宇凡そ三千六百餘と稱す、されば會津四郡の地多くは其寺領に歸したるものゝ如し、されど保元、平治の亂後、本郡の如きは、伊佐須美神社鎮座の地なれば、比較的、神領も多かりしなるべく、神領、寺領交互錯雜せしが如し、源頼朝の幕府を鎌倉に開き、文治五年、藤原泰衡を滅して天下を統一するや、佐原義連、會津に封せられ、山内季基、河原田盛光、長沼宗政等之に隸す、是より政權全く武門に歸し、天下の形勢一變す、是より鎌倉、室町の兩時代を経て、天正十七年、伊達政宗、葦名氏を滅して會津に留まること一年、蒲生氏郷代りて會津、仙道を領し、上杉景勝又之に代り、百二十萬石を領し、蒲生氏再び代りて六十萬石を領し、寛永四年、加藤嘉明移りて四十萬石を領す、此の時、領内、繩引、高段別等を改めて、一村毎に目錄を渡し、青木佐左衛門、代官堀仁兵衛等之を司り、同五年、岡主馬之を司る、郡代は青木佐左衛門、守岡主馬、野村十郎左

衛門等之を勤む、此等三人、食祿各二萬石なりきと云ふ、嘉明の子明成、領土を返還し、子明友石見國に移り、同寛永二十年、保科正之二十三萬石を以て會津に治す、傍近の地領外に互る所多し、南山の地五萬五千石、徳川幕府直轄に屬し、糧米を江戸御藏に入るゝこと年二千石餘、俗に之を御藏入領と云ふ、然れども當時は會津藩に委託し、後又幕府直轄となり、數々交替せられたり、(是等の事は後文之を明かにすべし)

## 第二節 大沼郡の起因

延喜式に陸奥國三十五郡の名見ゆ、其内今の會津に當る地方と覺しきものに、會津、耶麻の二郡ありて、大沼郡の名稱見えず、大沼郡の稱は、和名鈔に白河之頁、加波國分爲高野郡、今分爲大沼、河沼二郡とあるを初見とす、但此註白河郡の下に繋くと雖も、宜しく會津郡の下にあるべきなり、然れば大沼郡の置かれしは延喜以後のこととに屬し、河沼郡と同時に置かれしものなるべし、是に於て初て會津、耶麻、大沼、河沼四郡の稱あり、壽永の頃、惠日寺の衆徒、乘丹坊、會津四郡の兵を率ゐて、信濃、横田、河原に戦ひしこと、平家物語に見ゆ、而してその會津全城を斥すものたること、固より言



ふまでもなし、大沼郡の稱は蓋し沼澤沼に起因す、傳によれば孝謙天皇の天平勝寶年間、地大に震ひ、地獄池陥没して大沼となるといふ、蓋し今の沼澤沼にして、大沼の稱の因て來る所なり、寛文の會津風土記に、大沼在竹原村、郡名因とありて、郡名の起原を竹原村の大沼に取ると雖も、方數間の小池に過ぎず、周圍の地形亦曾て大沼なりきとは信じ難し、會津四郡辨亦同様の説を載せ、新編會津風土記更に此説を敷衍して、高田組竹原村の條に、大沼神社略中本社略中の西に大沼とて七間四方計の沼あり、郡名の從て起る所にて、昔は大なる大沼なりしと云、今は小池となれども、早歲にも涸れずと云ふとあれども、是等の諸説共に如何あらん、斯くて會津、耶麻、大沼、河沼の四郡、元は一會津郡なれば、耶麻、大沼、河沼共に會津の二字を冠し、元の會津は大の字を冠す、然るに世降りて戰國の際、會津、大沼、河沼の名稱紊れ、河沼の西を稻川郡と稱し、會津の南を南由と稱し、又伊南、伊北等の名あり、殆んど會津郡を失ふに至る、稻川は即ち蜷川の訛にして、もと莊名に出づ、何の頃よりか郡と稱するに至れり、寛永二十年加藤家より保科家への引渡帳に、河沼郡、稻川郡と併記せるあり、又大沼郡は遠く猪苗代湖畔經澤に及び、北は笈川に至る間をも呼びしものゝ如く、天文九年の古文

書に、大沼郡、黒川と記せるあり、黒川は現今の若松市なり、寛永二十年五月、加藤明成封土を返還し、其子明友、石見國吉長に移り、保科正之迭りて此の土を領するや、地理を檢し、典籍を考へ、紛亂を正し、更に境界を定め、稻河郡を廢し、河沼郡と大沼郡との東南を割て會津郡を置き、以て會津四郡舊狀に復す、爾來泰平二百年餘、徳川氏の幕府滅びて王政復古するや、明治元年十二月、陸奥國を割きて岩代、磐城、陸前、陸中、陸奥の五國に分ち、會津四郡を岩代國に屬し、同十一年七月、會津郡を南北に分つ、是より會津五郡と稱す、安積郡の一部猪苗代湖に沿ふの地、往古會津郡に屬し、後世松平氏此の土を領するや、亦會津藩封域に屬せしが故に、往々會津六郡と書せる記録を見ること多し、

### 第三節 領土沿革概要

源頼朝の藤原泰衡を滅して日本全國を統一し、劃一政治を行ふに及び、會津に佐原義連を封じて其土を治めしむ、これよりして、葦名氏起り、東北の右族として史上に現はるゝに至る、



佐原十郎左衛門尉義連 義連は三浦義明の七男或は八男にして、會津葦名氏の始租なり、其會津に封せられたる事に就きては、當時の正確なる記録に所見なしと雖も、或は文治五年頼朝が葛西清重、伊澤家景等をして陸奥の地を總管せしめし時なるか、新編會津風土記に、「鎌倉右大將藤原泰衡を征伐なりし時、三浦又佐原と稱す、十郎左衛門尉義連軍功により此地を領せり、然れども常に鎌倉に伺候して在邑の暇なかりしにや、其住所何れの地ともしれず、耶麻郡半在家村に其墓あり」云々と記せるもの、寧ろ妥當なるに似たり、世或は義連の卒去を建久三年四月十五日となすものあれども、吾妻鏡建久六年五月、頼朝天王寺參詣供奉人中に三浦左衛門尉義連の名見え、建永二年五月廿四日條に、「和泉紀伊兩國者、佐原十郎左衛門義連職也、義連卒去之後、未<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>其替」とあるに據れば、義連の卒去は建久六年以後ならざるべからず、其會津に於ける居館も、或は耶麻郡加納莊三ノ宮とし、或は會津郡幕の内北會津郡神詣となし、其的確なること得て知るべからず、半在家の碑は元祿八年保科正容公の建つる所なり、

佐原盛連 盛連は義連の五男にして、母は武田信光の女なり、三浦、遠江守に任じ

從五位下に叙せられ、後黒川小館今の若松に移り住す、盛連六男あり、長男經連猪苗代に城を築き、龜ヶ城と名づけて、次男廣盛河沼郡北田の金上に城を築き、河沼半郡を領す、三男盛義河沼郡津會に城を築き、耶麻郡を半領す、四男光盛家督して會津、耶麻郡加納莊三ノ宮、六男時連、耶麻郡新宮に城を築き、耶麻半郡を領す、四男光盛、次郎左衛門と云ふ、盛連の後を承け會津を總領す、

葦名光盛 光盛は盛連の四男なり、遠江守と稱し、佐原を改めて葦名と云ふ、父盛連と黒川小館に住せり、康元元年執權北條時頼の剃髮するや、光盛亦弟盛時、時連等と共に出家せり、

葦名泰盛 泰盛は光盛の弟時連の子なり、光盛の養子となりて家を繼ぎ、左衛門尉と稱す、

葦名盛宗 盛宗は泰盛の子にして遠江守と稱す、永仁二年八月二十八日諏訪神社を黒川に勸請し、數多の社領を寄せたり、徳治二年九月十五日卒す、享年四十九歳、法名道眞と云ふ、

葦名盛員 盛員は盛宗の子なり、大輔判官と稱す、建武二年八月十七日北條時行の軍に従ひ、子高盛と共に相模國片瀬川に於て戦死す、



葦名直盛 直盛は盛員の弟にして、盛員戦死の後家を承け、遠江守と稱す。康暦元年會津に下向し、幕の内に住す。同三年小館に移り、至徳元年小田山の城に移り、其地を黒川と稱す。明徳元年十二月晦日山城國內野合戦に當りて戦死す。享年六十八。昌明院殿と號す。

葦名詮盛 詮盛は直盛の子なり。直盛戦死の後を継ぎ、遠江守となる。應永十四年九月十五日卒す。歳六十二。

葦名盛政 盛政は詮盛の子なり。刑部大輔と稱す。永享元年六月二十八日卒す。享年五十四。

葦名盛久 盛久は盛政の子なり。康正元年八月廿日卒す。享年五十五。

葦名盛信 盛信は盛久の弟なり。盛久子なかりしかば家を嗣ぎ、刑部大輔となる。文明三年十月八日卒す。享年五十六。

葦名盛詮 盛詮は盛信の子なり。遠江守となる。明應七年八月廿五日卒す。享年五十七。

葦名盛高 盛高は盛詮の子なり。修理大夫と稱し。文明年中兵を率ゐて大沼郡高

田館を襲うて之を滅す。高田館の事、高田町の部に記せり。文明十四年伊達持宗の女を娶り、始めて伊達氏に通ず。享祿四年九月七日卒す。七十一歳。

葦名盛滋 盛滋は盛高の子にして、修理大夫と稱す。天文九年六月廿三日卒す。享年九十三。

葦名盛舜 盛舜は盛滋の弟なり。遠江守と云ふ。天文五年六月二十八日、鶴沼川其他の河川水大に溢れ、田園を流し、家屋を倒し、人畜の死傷夥しく、終に鶴沼川流域を變ず。之を白鬚の洪水と云ひ、古老今に至る迄傳へて戦慄す。天文二十三年八月十二日卒す。享年六十四。

葦名盛氏 盛氏は盛舜の子。父の後を承け、永祿元年從五位下に叙し、修理大夫に任す。士民を賑給し、武名大に揚る。永祿十二年岩崎山に一城を築き、元龜元年小田山の城を嫡盛興に譲りて隱居し、是を向羽黒と云ふ。子盛興早世するに及び、又小田山城に歸る。天正八年六月十七日卒す。享年六十七。瑞雲院殿竹巖宗關大庵主と號す。宗英寺に葬り、小田村に埋む。

葦名盛興 盛興は盛氏の嫡子なり。元龜元年家を繼ぎ、右京亮と稱す。天正三年六



月五日卒す、享年二十九、小田村に葬る、盛興子なく、葦名氏の血脈此に断絶す、  
 葦名盛隆 盛隆は岩瀬郡須賀川城主二階堂盛義の子なり、盛興の後室に妻せ、家を継ぎ、天正九年三浦介に任ず、天正十二年六月六日、盛隆城東羽黒山に詣づるの時、葦名家累代の老臣松本圖書の子太郎、笈川の地頭栗村下總等反して黒川城を襲ふ、盛隆歸つて之を討ち、事平ぐ、同十二年十六日、其臣大庭三左衛門の弑する所と爲る、享年二十四、

葦名龜王丸 龜王丸は盛隆の實子なり、大正十二年九月十八日生る、生れて幾何もなく父を失ふ、然るに天正十四年十二月、龜王丸痘瘡を病んで天す、年僅に三、小田村に葬る、葦名氏の社稷甚だ危きものあり、

葦名義廣 義廣は常陸の領主佐竹義重の次男にして、龜王丸の姉婿に来る、龜王丸の姉は盛興の實子にして、盛隆之を養ひ、長じて石川式部大輔昭廣に嫁し、昭廣死後會津に歸り居たりしものなり、天正十七年六月五日、義廣、伊達政宗と大に摺上原那麻に戦ひ、利なくして生家佐竹氏に走り、盛重と改む、是に於て葦名氏遂に滅ぶ、

一 佐原義連 — 二 盛連 — 三 光盛 葦名と云ふ、  
 四 泰盛 — 五 盛宗 — 六 盛員  
 七 直盛 — 八 詮盛 — 九 盛政

十 盛久 — 十一 盛信 — 十二 盛詮 — 十三 盛高 — 十四 盛滋 — 十五 盛舜 — 十六 盛氏 — 十七 盛興 — 十八 盛隆 — 十九 龜王丸 — 二十 義廣

伊達政宗 輝宗の子、英才にして大略あり、天正十七年六月五日、葦名義廣と大に猪苗代摺上原に戦ひ、終に葦名氏を滅して會津を領す、十一日黒川城に入り越年す、天正十八年六月五日、政宗相模箱根に至り、秀吉に謁し、同七月十三日悉く其侵地を返して國に就く、同月木村伊勢守來りて黒川を成る、同年十月豊臣秀吉白河より勢至堂峠を越えて、黒川城に入り、興徳寺を以て評定所とし、奥州の仕置を爲し、會津仙道十一郡を蒲生氏郷に賜ひ、奥州の藩鎮とし、葛西大崎を木村伊勢守に賜ひ、氏郷の指揮に従はしむ、同十四日高原越を経て歸京す、  
 蒲生氏郷 氏郷は藤原鎌足の末裔、天正十八年八月入國、會津仙道十一郡を領す、後七郡を増加して、從四位上に叙す、文祿四年二月七日、京師に卒す、享年四十、京師大



德寺に葬る、昌林院殿高岩忠公と諡す、分骨して若松興德寺に葬り、五輪の塔を立つ、氏郷黒川を改めて若松と稱し、大に城郭を修築し、天主を起し、濠を深くして塼壁を高くし、城外將士の邸宅を定め、市井を區分し、今の若松市の基礎こゝに成れりと稱せらる。

**蒲生秀行** 氏郷の子なり、父の後を承けて會津仙道を領す、文祿四年七月十三日入國す、慶長元年從四位下に叙し、侍從に任ず、慶長三年二月封を下野宇都宮に移され、十八萬石を食む。

**上杉景勝** 景勝謙信の後を繼ぎ、北國に雄たりしが、慶長三年會津に移され、百二十萬石を食む、同年三月二十四日會津に下り治す、同五年神指城を築き、石田三成と共に徳川家康を謀る所ありしが、關原の役西軍大敗するに及び、同六年八月所領を收められ、米澤の地三十萬石に封せらる。

**蒲生秀行** 慶長六年九月二十六日、秀行再び會津に封せられ、六十萬石の地を食む、同十七年九月十四日卒す、享年三十、長子忠郷嗣ぐ。

**蒲生忠郷** 忠郷幼名は龜千代、母は徳川家康の女なり、十歳にして封を嗣ぎ、元和

二年三月從五位下に叙し、侍從兼下野守に任ず、慶長十九年大坂冬の陣、家康の命を以て江戸城の留守と爲る、元和四年正月四日瘧瘡を病んで卒す、享年廿五、見樹院殿得譽元光居士と諡す、若松高嚴寺に葬る、嗣なくして家絶ゆ。

**加藤嘉明** 左馬助と稱し、蒲生氏の後を承け、寛永四年會津に封せられ、四十萬石を食む、道路を開いて交通を便にし、鑛山を發掘して多く金銀を産し、頗る心を民治に用ゐたり、寛永八年九月十二日病んで江戸に卒す、行年六十九、長子明成嗣ぐ。

**加藤明成** 明成は嘉明の子にして式部少輔と稱す、寛永十一年七月十五日從四位下に叙し、侍從に任ず、同十六年三月大に鶴城を修築し、西出丸、大手、北出丸等を増築す、同十六年四月、家老堀主水なるもの明成を怨み、旗を擧げて城下を去り、城南中野村にて城中目懸て發砲し出奔す、明成怒り、冷く之を索めしに、主水身の置所なく訴狀を捧げて明成が罪を幕府に告げしかば、幕府主水を捕へて明成に付す、明成之を江戸芝の邸に誅戮す、同二十年五月、明成故有つて盡く封土を返納せしかば、幕府其子内藏介明友に石見國吉長一萬石に封す。

**保科正之** 將軍徳川秀忠の第四子にして、母は神尾氏、慶長十六年五月七日江戸



に生る、田安の館に居り、七歳にして信濃高遠城主保科正光に養はる、元和八年正光卒して高遠城三萬石を賜はり、寛永十三年七月出羽山形城貳十萬石に轉じ、同二十年七月會津の地二十三萬石に轉封せられ、會津、耶麻、大沼、河沼、安積五郡及び越後蒲原郡を領し、八月八日若松城に入る、又特命ありて會津、大沼、岩瀬、下野國鹽屋郡の中を以て封内に附屬せしむ、承應二年將軍家綱に代りて京師に赴き、天顔を拜し、恩榮を謝し、天盃を賜はる、寛文十二年十二月十八日江戸三田の邸に卒す、官正四位下中將に任じ、肥後守に叙せらる、壽六十二、靈柩を會津に遷し、猪苗代見禰山に神葬す、土津靈神と謚す、今土津神社是なり、元治元年三月四日朝廷從三位を追贈す、抑々公は徳川氏の懿親にして、夙に神祇を尊び、學を興し、産業を奨め、殉死を禁じ、火葬を廢し、鰥寡孤獨を憐み、孝子節婦を賞し、水利を謀つて田野を開き、封内大に治まり、江戸時代の賢諸侯を以て稱せらる、

保科正經 正經は正之公の四男にして、母は藤木氏、正保三年二月二十七日江戸芝邸に生る、寛文九年四月二十七日封を嗣ぎ、元和元年二月十九日致仕し、弟正容を以て嗣と爲す、其年十月三日江戸三田邸に卒す、享年三十六、若松の東郊院内山に佛

葬す、鳳翔院殿と謚す、

松平正容 正容は正之公の六男にして、寛文九年正月二十九日會津城に生る、幼名を重四郎と稱し、後正信と改め、又正容と改む、天和元年二月十九日封を襲ぐ、貞享四年東山天皇即位の式を擧げ給ふや、幕命を以て入京し、天顔に咫尺し、天盃を賜ふ、元祿九年十二月幕命により、保科氏を改めて松平と稱し、葵の紋章を用ふ、享保九年閏四月五日岩瀬郡の地を除き、越後國魚沼郡の内高七萬石餘領地となる、同十六年四月國に就き、九月十日病で卒す、享年六十三、會津院内山に神葬す、徳翁靈神と謚す、八男容貞封を嗣ぐ、

松平容貞 正容の第八子にして、母は鹽見氏、享保九年八月十六日會津城に生る、同く十六年十月二十三日封を嗣ぎ、寛保元年十月幕命によりて京都に使し、天顔を拜し、天盃を賜ひ、又御劔及び歌卷を賜はる、寛延三年九月二十七日病で江戸の邸に卒す、享年二十七、十月會津院内山に神葬す、土常靈神と謚す、

松平容頌 容頌のぶは容貞公の子なり、母は館氏、延享元年正月九日生る、寛延三年十一月十二日封を嗣ぎ、寶曆十年三月臺命によりて上京し、天顔を拜す、天明三年三月



二十日高田伊佐須美明神炎上し、寛政元年再建す、文化二年七月二十九日會津城に卒す、享年六十二、院内山に神葬す、恭定靈神と諡す、子なきに依り正容の玄孫容住を養うて嗣とす、夙に意を政事に用ひ、徳を施し民を賑はし、日新館を起して學を勵まし、大に校舎を改築して子弟を教育す、文化元年四月自ら日新館童子訓を著し、以て幼童を教化す、大正七年十一月十八日從三位を贈らる、

**松平容住** 容住は正容の玄孫なり、正容の子容章、其子容詮、其子は即ち容住なり、安永七年十二月二十日江戸芝邸に生る、天明六年四月容頌の養子と爲り、文化二年閏八月十九日封を襲ぎ、肥後守に任ず、同十二月二十七日江戸和田倉邸に卒す、享年二十八、會津院内山に神葬す、

**松平容衆** 容衆は容住の二男にして、母は石川氏、享和三年九月十五日會津に生る、幼名を金之助と稱し、文化三年二月十四日封を嗣ぐ、當時露西亞屢々北境を窺ふ、四年十一月幕府の命によりて蝦夷地を警備し、文化二年また幕命に依りて相州沿岸を守備す、これより先き文化九年正月三日、高田伊佐須美神社炎上す、仍りて文政三年二月これを再建す、同五年閏二月二十九日會津城に卒す、享年二十、院内山に神

葬し、欽文靈神と諡す、公將軍家齊の女を娶て嗣なし、弟容敬譲りを受く、是より先享和三年幕命に依り、國字を以て封内風土記を編す、公の時に至りて成り、之を上る、新編會津風土記即ち是なり、實に風土記中の白眉と稱せらる、

**松平容敬** 容敬は容住公の三男にして、母は白岩氏、文化三年四月二十八日生る、文化五年四月二十一日封を嗣ぐ、同八年九月台命によりて京師に朝し、天顔を拜し、天盃を賜ふ、嘉永五年二月十日卒す、享年五十、會津院内山に神葬し、忠恭靈神と諡す、男子なし、松平容保を養うて子となす、

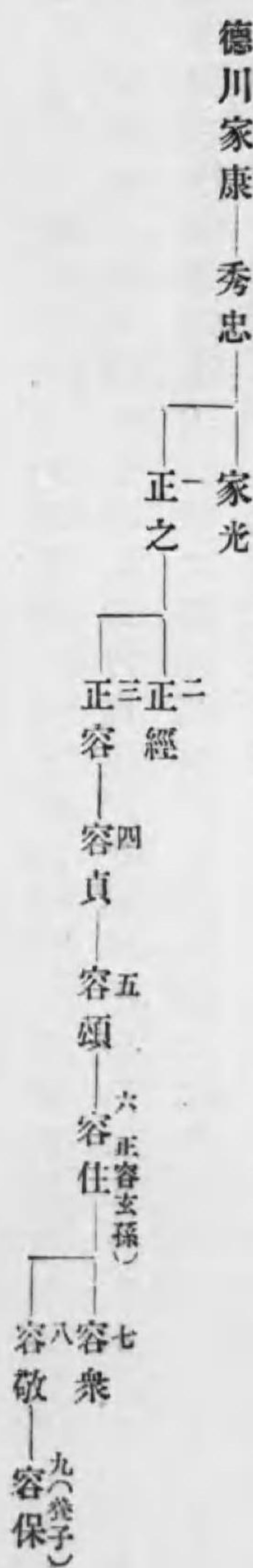
**松平容保** 公は美濃高須城主從四位下左近衛權少將兼中務大輔松平義建の第六子にして、母は古森氏、天保六年十二月二十九日江戸四谷の邸に生る、容敬公の女に配し、弘化三年四月二十七日入て嗣と爲る、時に尊王攘夷の論漸く盛に、天下騷然たり、文久二年閏八月朔日京都守護職と爲り、慶應三年十二月九日勅あり、攝關、幕府傳奏、守護職、所司代を廢す、公職を奉ずること前後六年、忠誠を盡して、宸翰及び恩賜の品を拜受すること數次、幕府大政を奉還してより、公も亦謹慎して部下を鎮撫せしむ、仙臺に於て西軍時の參謀世良修藏の事により、仙臺藩士襲ひて之を殺し、斯く



て端なくも奥羽列藩同盟して西兵と戦ふに至り、若松城圍を受くること三旬、九月二十三日出で、降る。王政復古四海一に歸し、明治四年藩を廢して縣を置く、公祐堂又芳山と號し、閑居して風月を友とす、後日光、上野及び土津神社、二荒神社宮司及兼務となり、二十六年十二月四日從三位を授けられ、翌五日東京小石川邸に薨す、壽五十八、内藤新宿正受院に葬り、大正六年六月若松市外院内墓地に移葬す、忠誠靈神と諡す。

〔附記〕 松平容大

容大幼名慶三郎、母は田代氏、明治二年六月三日若松御藥園に生る、九月二十八日家名再興の恩命あり、十一月四日陸奥國斗南今青森縣の地三萬石を賜はる、同四年七月廢藩の事あり、爾來東京に住し、同十七年子爵を授けられ、同廿八年陸軍騎兵少尉に任じ、後大尉に進み、征清、征露二役に從ひ功を以て勳五等に叙せらる、同三十九年三月貴族院議員となり、同四十三年六月病で卒す、享年四十二、同母弟保男公家を繼ぐ、



第四節 莊・郷・組・村

本郡に於ける郷・莊・村、里の沿革は其の詳なること得て知るべからず、續日本紀桓武天皇延暦八年六月、征東大將軍紀古佐美、衣川の賊を伐ち、官軍の將丈部義理、進士高田道成、會津壯麿、阿宿戸吉等戰死のことを載す、會津壯麿の會津の人なること想像に難からずと雖も、高田道成の果して本郡高田の人なりしや否やは明かならず、寛文の會津風土記の如きは、會津郡に在りては門田莊、長江莊、耶麻郡に在りては更級莊、月輪莊、岩崎莊、加納莊、新宮莊、河沼郡に在りては河沼莊、蟪川莊等を擧ぐれども、大沼郡に至りては悉く未審として記す所なし、然れども彼の門田莊は今の本郡高田以南本郷邊までにも亘りたるが如く、會津孝子傳などには大沼郡門田莊高田邑云々と記載せること一二に止まらず、又冑組二十一ヶ村、永井野組八ヶ村、東尾岐組十一ヶ村、合せて四十ヶ村を赤館莊と言ひ、大石組十七ヶ村、野尻組九ヶ村、大谷組十六ヶ村、瀧谷組十五ヶ村、凡て四組五十七ヶ村を金山谷と云ふ、寛文の風土記に、所謂金山郷と云ふもの、大凡此地方に屬するを見れば、或は莊・郷の稱亂れたるによるか。



又冑中村三島神社の鑿口に、「大沼莊神山村赤木明神天文戊戌(七年)卯月日平盛幸」と銘せるを見れば、戦國の頃は、大沼莊もありしにや、今其域を詳にし難し、蓋し後世莊郷の制弛廢し、且つ一郡を立つる場合、必ずしも莊郷によらず、是を割きて彼に合したる等のことありしは、想像に難からず、もとの一莊にして、彼是數郡に亘れるもあらん、されば今の大沼郡は大凡門田莊、赤館莊、金山莊に亘りしが如し、今寛文の風土記に據りて記せば左の如し、

小谷、馬越、穂谷澤、大石、相川、本郷、大八郷、福永、關山、上小松、八重松、田藏岡、福光、藤田、領家、西勝、橋爪、新堀、下中川、竹原、富岡、上中川、屋敷、境新田、高田、安田、佐布川、境野、寺崎、雀林、檜目、米澤、根岸、中田、沖中田、惡津、立行事、新屋敷、新屋敷新田、澤田、蕎麥目、小澤、大石目、梁田、西原、出戸、田澤、入田澤、逆瀬川、輕井澤、

以上四十九村未審莊郷

尾岐郷 莊未審

矢木澤 一作八、赤留、松澤、杉内、上戸原、永井野、上杉原、下杉原、北村、長岡館、小川窪、市野寺入、無量、池端、三作 一作箕、岩淵、小侯窪、東小侯、大室、沼平、魚淵、觀音堂、落合、牧内、下谷

地、中在家、中村、入谷地、藤江、海老山、冑村、仁王、堀内、松岸、萩窪、小山、菅沼、蛇咬、大岩、

金山郷 莊未審

高森、九々、明烏屋、中村、田代、牧澤、遲越渡、澤中、漆峠、琵琶首、大成澤、芋小屋、蕪中 一作賣、黑澤、砂子原、五疊敷、湯八木澤、大嶺、瀧谷、西方、大石田、名入、河井、宮下、桑原、大登、小野河原、大谷、淺俣 一作岐、間方、

野尻郷 莊未審

松山、野尻、下中津川、佐倉、大蘆、原、喰丸、小野川、

河口郷 莊未審

早戸、水沼、見更 一作三、福澤、入新田、沼澤、大郎布、大栗山、宮崎、坂下、大石、河口、小栗山、八町、中井、玉無、西谷、本名、越河、横田、山入、大鹽、瀧澤、田澤

今幕政時代本郡の地域を藩領と幕領と區別し、組を分ち、村名を附加して左に示す、但し南會津郡に屬するものを除く、

藩領

橋爪組(村二十七、此内十三) 橋爪村(地名を失)新堀村、下中川村、領家村、藤田村、福光

第一章 總説 第四節 莊・郷・組・村



村、關山村、上小松村、福永村、八重松村、田藏岡村、大八郷村、相川村、本郷村、大石村、穗谷澤村、馬越村、小谷村、

高田組(村三十三) 高田村、竹原村、西勝村、富岡村、上中川村、屋敷村、境新田村、安田村、佐布川村、境野村、寺崎村、雀林村、檜目村、米澤村、根岸中田村、沖中田村、阿久津村、新屋敷村、新屋敷新田村、立行事村、逆瀬川村、輕井澤村、

中荒井組(村九) 和泉新田村、澤田村、蕎麥目村、大石目村、梁田村、小澤村、西原村、出戸田澤村、入田澤村、外會津郡村、

幕領

永井野組(村八) 永井野村(尾岐郷に屬す、下同)、上戸原村、杉内村、萩窪村、蛇食村、松澤村、赤留村、八木澤村、

東尾岐組(村十二) 東尾岐村、長岡館村、北村、岩淵村、箕作村、池端村、無量村、寺入村、小川窪村、市野村、大室村、

冑組(村二十一) 冑村、尾岐窪村、上杉原村、下杉原村、松岸村、仁王村、堀内村、小山村、菅沼村、大岩村、海老山村、藤江村、沼平村、魚淵村、觀音村、落合村、牧内村、下谷ヶ池村、中

在家村、中村、入谷ヶ地村、

瀧谷村(村十五) 瀧谷村(金山郷に屬す、下同)、檜原村、西方村、大石田村、名入村、湯八木澤村、大嶺村、田代村、中村、牧澤村、烏屋村、九々明村、遅越渡村、澤中村、高森村、

大谷組(村十六) 大谷村、河井村、大登村、宮下村、桑原村、淺岐村、間方村、小野河原村、砂子原村、五疊敷村、黒澤村、冑中村、芋小屋村、大成澤村、漆峠村、琵琶首村、

野尻組(村九) 野尻村(野尻郷に屬す、下同)、松山村、下中津川村、小中津川村、佐倉村、喰丸村、兩原村、大芦村、小野川村、

大石組(村十七) 大石村(河口郷に屬す、下同)、河口村、西谷村、本名村、小栗山村、八町村、中井村、玉梨村、多良布村、沼澤村、神澤入新田村、三更村、大栗山村、板下村、宮崎村、水沼村、早戸村、

大鹽組(村十一、此の内四村は津郡なり) 大鹽村、瀧澤村、田澤村、横田村、越河村、山入村、大岐村、

第五節 御藏入と藩領

一 御藏入と藩領の稱號並に石高



寛永二十年五月、加藤明成故ありて領地四十萬石餘を返上するや、超えて七月、幕府、保科正之公に會津四郡及び越後蒲原郡の内合計二十三萬石餘を與ふ、其殘地會津郡及大沼郡の内二百七十一ヶ村並に下野國鹽谷郡の内六ヶ村を合せて五萬五千石餘を幕府の公領となす、之を南山御藏入貢租を幕府御藏に納むるの意と稱す、斯くて藩領とは即ち二十三萬石餘の地を指すに至れり、尋で正之公の入部するや、御藏入の地も亦御私領同様施政方を命せられて、其支配に歸せり、傳ふる所によれば、藩領の測量は若松附近より着手し、耶麻、河沼二郡より大沼郡に至り、永井野村の内舊屋敷一は今の旭村の内舊小川村を測量し、二十三萬石の石高に上る、幕府仍て更に殘餘の地を測量せしめたるが、其の法たるや、前には一間竿を用ひ、一間に充たざる地は段別に算入せず、後には二間半を以て丈量し、二間に満たざる地はまた段別に入れざりき、故に後者は石高に比し、面積甚だ大なり、されば面積の大なるは俗に御藏入の如しと云ふと、

今大沼郡中、幕府領に屬せし石高、並に會津藩領に屬せし石高を示せば左の如し、

大沼郡 幕府領高二萬四千四百八十一石三升八合  
會津領六千二十七石六斗三升三合

猶參考として幕府領即ち所謂御藏入領の石高を擧ぐれば左の如し、

御藏入 五萬五千石餘の組分石高 (文化年度の調)

會津郡に屬する分

- 高三千二百二十三石九斗二升三合
- 高三千十六石九斗壹升二合
- 高二千九百三十七石三斗二升九合
- 外九百五十一石餘
- 高三千八百六十八石九斗八升五合
- 高千七百四十石八斗六升九合
- 高千三百八十八石二斗三升七合
- 高千四百七十三石九斗六升四合
- 高三千四百十三石六斗六升一合

- 田島組 八ヶ村
- 高野組 八ヶ村
- 川島組 六ヶ村
- 鹽谷郡六ヶ村、本組に録する分別に出ず
- 松川組 二十四ヶ村
- 彌五島組 五ヶ村
- 小出組 九ヶ村
- 熨斗組 二十四ヶ村
- 古町組 二十三ヶ村



高三千五百五十石一斗九升六合  
 高二千九百二石八斗八升七合  
 高四百三十二石六斗八升三合  
 合高三萬四千四百五十七石一斗八升二合

和泉田組 十四ヶ村  
 黒谷組 十四ヶ村  
 大鹽組 四ヶ村

大沼郡に屬する分

高千八百三十石二斗六升  
 高四千百八十六石七斗七升  
 高四千四百三十七石二斗一升五合  
 高二千三百八十二石一斗九升五合  
 高二千八百七十七石五斗九升四合  
 高二千八百八十三石七斗九升一合  
 高二千二十五石四斗七合  
 高三千八百八拾六石四斗四升九合  
 合高二萬四千四百八十一石三升八合

大鹽組 七ヶ村  
 東尾岐組 十一ヶ村  
 永井野組 八ヶ村  
 胃組 二十一ヶ村  
 瀧谷組 十五ヶ村  
 野尻組 九ヶ村  
 大谷組 十六ヶ村  
 大石組 十七ヶ村

外に高九百五十一石五斗二升二合

下野國鹽谷郡の内 川島組

六ヶ村

合計高五萬六千七百六十八石七斗四升三合

二 御藏入領の直轄と御預地

藩主

直轄(代官支配)

第一代 保科 正之

寛永二十年より寛永九年に至る  
凡二十七年

第二代 保科 正經

寛永九年より天和元年に至る  
十三年

第三代 松平 正容

天和元年より享保十六年まで  
五十二年

第一代 竹村 惣左衛門

元禄元年六月より同七年六月ま  
で在職

第二代 依田 五兵衛

元禄七年より寶永二年まで在職  
(一に寶永元年まで十七年間支  
配すとあり)

第二回御預

寶永二年より正徳二年八月まで八  
ヶ年間

御預

寛永二十年より南山御藏入五萬五  
千石の公領も私領同様に預る

預地

元禄元年六月御預領地返上



第三代 中川 吉右衛門

正徳二年九月より同五年まで在職

第四代 山田 八郎兵衛

正徳五年より享保七年に至る

第三回御預

享保十年より之を領す

第四代 松 平 容 貞

享保十六年より寛延三年まで凡二十年

第五代 松 平 容 頌

寛延三年より文化二年まで凡五十六年

第五代 江川太郎左衛門

寶暦五年七月より同八年まで

寶暦五年七月御預領地返上

第四回御預

寶暦十三年九月十三日會津領となす

第六代 松 平 容 住

文化二年閏八月より同十二月まで凡五ヶ月

第六代 山本平八郎

寶暦八年より同十三年八月まで

第七代 松 平 容 衆

文化三年より文政五年まで凡十七年

第八代 松 平 容 敬

文政五年より嘉永五年まで凡三十二年

第七代 島 田 帶 刀

天保八年二月より出張支配

天保八年領地返上

第五回御預

第八代 平岡 文次郎

天保八年五月より同十三年八月に至る

弘化四年より萬延に至る役知下賜

第九代 小笠原 信助

天保十三年八月より文化三年に至る

第九代 松 平 容 保

嘉永五年より明治元年まで十七年

第六回役知

文久三年十月十五日、幕府特に大沼郡五萬石の地を役知として給す

右に示す如く、御藏入の地幕府の直轄時代に於ては、今の南會津郡田島に代官たま陣屋を置いて支配せしめ、元祿元年六月より弘化三年まで前後九名の代官派遣せられたり、

又會津藩にて支配せしときは奉行を置き、奉行の下に代官若干を置きて之を支配す、寛永四年加藤氏の頃は青木左衛門、堀仁兵衛郡代たり、同五年より十九年に至る十五年間は守岡主馬郡代たり、保科氏の會津を治してより、南山御藏入奉行たりし人名、並に他郡を總括して奉行たりし人々の姓名左の如し、



遠山伊左衛門 郡奉行、寛永二十年  
 諏訪十右衛門 正保四年より萬治元年に至る  
 關 藤右衛門 萬正二年より寛文六年迄  
 飯田兵左衛門 寛文七年より貞享三年迄  
 木村忠左衛門 貞享三年より元禄元年夏迄  
 寛永二十年より元禄元年まで四十六年間藩支配、同年より寶永二年迄十八年間幕府直轄、  
 木本彌惣右衛門 寶永二年より正徳三年迄  
 村 松 權 助 享保七年（假奉行）  
 臼木覺左衛門 享保七年秋より同十九年迄  
 井深小隼人 享保十九年より元文三年正月十二日迄  
 大田小兵衛 元文三年より寛保元年迄  
 廣川丈左衛門 寛保元年（病死）  
 丸山勝左衛門 寛保二年より延享元年迄  
 相役 大沼市太夫 寛保二年より延享元年迄

内田元右衛門 延享元年より寶暦元年迄 八ヶ年  
 和 田 太 兵 衛 寶暦元年より同三年迄 三ヶ年  
 有賀孫太夫 寶暦三年より同五年迄 三ヶ年  
 相役 神 尾 大 藏 寶暦三年九月五日より同五年七月迄 三ヶ年  
 實暦五年より同十三年迄九年間幕府直支配に返還す、  
 神 尾 大 藏 寶暦十三年九月十三日より明和元年八月十五日迄 二ヶ年  
 小山田傳四郎 明和元年八月十五日より同八年六月十六日迄 八ヶ年  
 相役 山本九郎左衛門 明和元年十月十九日より同四年九月迄  
 高 津 傳 吾 明和五年七月廿五日より  
 明和八年七月七日より  
 相役 木本内藏丞 明和八年十月より天明三年迄 十三ヶ年  
 高 橋 伴 助 （木本内藏丞の後）安永四年迄  
 高橋金左衛門 安永四年十月より同六年三月迄  
 池上久五郎 安永六年三月十九日より同七年十一月迄 三ヶ年  
 井 上 兵 馬



木本惣五郎

安永七戌年十二月一日より

高橋伴助

相役 田畑甚左衛門

天明七年迄

原勝之進

天明三年七月より同六年迄

樋口勘次

天明六年十二月五日より

樋口覺左衛門

寛政十一年より

坂十郎左衛門

享和元年より

梶原雄三郎

文化五年より

高橋伴右衛門

文化八年より

永井孫太夫

文化九年より

三宅多門

文化十年より

山川兵衛

文化十二年より

三宅多門

文化十四年より

西郷宇左衛門

吉田半藏

文政四年より

大川原長八

吉田半藏

文政十年より

小田切三之丞

吉田半藏

文政十二年より

柴太一郎

天保八年二月二十八日より弘化三年迄十ヶ年幕府直轄、此の間島田帶刀、平岡文次郎、小笠原信助幕府代官たり、

小田切三之丞

弘化四年正月

有竹五郎左衛門

有竹五郎左衛門

嘉永二年

吉田四郎兵衛

有竹五郎左衛門

嘉永四年

西郷源八郎



飯田兵左衛門

安政二年より

野村儀助

野村儀助

萬延元年より

今和泉早右衛門

今和泉早右衛門

文久二年より

下平在中

下平左中

元治元年より(此の年會津藩に加封せられて會津藩領となる)

田中新吾

田中新吾

元治元年

相馬(名開)

田中新吾

慶應二年

鈴木丹下

慶應四年八月、明治と改元せられ、九月下旬悉く天朝の御料となる。

第六節 御藏入騒動

享保五年十月二十五日、無統無統補家寶記には、十月二十五日となし、會津藩領に十月は十一月と載す、幕領南山下郷の百姓等徒黨して、田島陣屋に嗽訴す、郡中の農民傳へ聞き、又各々斧鎌等を携へて陣屋附近の松原に集合し、其勢既に七八百人、竹木を伐りて所々に篝火をたき、不穩の状あり、仍つて陣屋にては何事ぞと諮ひしに、請願の筋ありといふ、有司答へて、願の儀あらば郷頭又は名主を経て法の如くなすべしとありしかば、組々相離れて郡中の名主二百三十人、其外郷頭十九人、悉く陣屋に集合す、時に群集せる百姓等、村名主どもを以て願書を提出せるに、時の代官職山田八郎兵衛重厚は、此の騒動の首謀者を捕ふべしとて、豫ねて注目せる下山村權之丞、李之丞、境村孫左衛門、四郎兵衛の四人を捕へて之を獄に投せり、斯くて十二月二十五日に至り、群衆次第に退散して、一時平穩に歸せり。

然れども彼等徒黨はこれによりて鎮撫せるものにあらず、上書嘆願の節、代官の拒むところとなりて、顧みられざるを見るや、翌享保六年正月十日朝、檜原村順次右



衛門、黒谷村義右衛門、忠兵衛、木伏村藤左衛門、五左衛門、布澤村孫右衛門、衛門に弟茂左衛門代る橋立村喜右衛門、與次右衛門、界村次郎左衛門、新五左衛門、古町伊左衛門、長濱村勘左衛門、惣兵衛、及び山口村七郎左衛門、初右衛門の十五名は先發して江戸に上り、二月十三日を以て十三箇條の訴狀を幕府の勘定所に提出して訴ふる所ありたり、その後鹽原村市郎右衛門、湯入村利左衛門、小林村忠右衛門、寄岩村利左衛門、小栗山村喜四郎、大谷村四郎兵衛、牧澤村忠左衛門、針生村平兵衛、七右衛門、川島村長四郎、中荒井村八左衛門、長田村善左衛門、六右衛門、彌五島村金兵衛、小鹽村清左衛門、山入村庄兵衛、八木澤村元右衛門、落合村伊右衛門、並に高野村祖右衛門の十九人も亦追々江戸に上りて、共に嗷訴嘆願に及びしかば、事態漸く大ならんとせり、今左に彼等が提出せる十三箇條の訴狀を擧げて、請求の要旨を検せざるべからず、

十三ヶ條訴狀

乍恐以書付奉願上御訴訟

山田八郎兵衛様御代官所

奥州會津郡御料所惣百姓

一 會津御領の儀は、山郷の狭き地方にて、石高より人数多く、其上秋は九月より雪降り、春は四月迄消え申さず、田畑の稼は半年程にて、半年は薪計り取り、金子にも相成らず、田畑すべて一色作りにて、穀取なく候、年により雪霜に逢ひ、二三ヶ年に一度は實成兼申候、依之而當御願の儀は、百姓共困難仕り、渡世僅かに相續罷在候御事、

一 當子の御年貢米金差詰り、上納不相成に付、四ヶ一未進仕、御米方の儀は、夫食米御直段を以て、五年賦に仰付、金子の儀も、以御慈悲御延被下度奉願候、大切なる御年貢米の内、未進仕、月延の御願申上候得共、相叶はざる由、嚴重仰付られ候間、困究の百姓共、過半身代片付、漸く御皆濟仕候御事、(此條削除せらる)

一 中川吉左衛門様より、當御代官様に相成、年々御免相上り、地下相立不申候に付、困究の百姓共是非なく御訴訟に罷上り候、以御慈悲慶長金の通用御免相に御引下、定目に御救ひ被下、御目錄より外の割方減、乍恐御物成斗上納仕、地下の者とも相立申候様被成下度奉願候、其外時々百姓方へ課役御頭方より割掛け、金銭取立て出候、何卒壹組より名主一二人宛召出され、諸帳面御吟味被仰付、地方



相助り申候様に奉願候御事(此條削除)

一 小穀割の儀先年不被仰付所に、中川吉左衛門様より當御代官様に相成、年々被仰付不時御取立被遊候外に、大小餅米小豆代と申割、五萬五千石中へ御掛け、嚴敷御取立相成候、御園粗半減に被仰付、夫食米御貸も年々減じ、御定御員數の内三分の二、百姓共方へ貸渡申候、近年夫食直段高直に相成り、地下行詰り申候處に、三分の一は郷頭共望の所へ二十里持付拂、其上高直米と申、平年より兩に貳斗七八升づゝ高直に賣渡申候、代金嚴敷取立申候て、御米自由に仕候、此米百姓共夫食に被仰付度奉願上候、御園粟稗二割の利足を加へ上納仕候、これ又粗同前に利なしに拜借奉願上候、以御哀憐夫食米御直段も下直になし被下直々百姓方に御目錄に相添へ、地下の者共安堵仕候様に奉願候御事(此條削除)

一 當御領の儀は遠國に御座候得者、御頭共支配の百姓を押掠し、御上納日限九月上旬より申付取立、其外不埒の割方多く御座候、これ又一組より名主共一二人宛召出、御吟味被下、御上様の御爲に罷成候御役斗上納仕候様になし被下度、御救助の程奉願候御事

一 拜借物の儀、名主百姓共張面差上拜借仕候は、郷頭と申役人無御座候共、御公用御手支にも相成間敷、乍恐奉存候間、正徳三巳年被爲仰出候御掟目の通、郷頭御停止に奉願候、去る戌十一月倍金にて御取立被遊候由、郷頭共申渡、嚴敷取立申候、此金子の儀付、地下物共御救ひの爲め、諸品拜借共に被仰付候處に、不存寄時分千兩の替りに貳千兩指出申候へば、地下の者共以ての外に行詰候所に、剩諸品共に半減に仰付られ、彌差詰申候間、此慈悲先々の御金圓數程拜借奉願候御事(此條削除)

一 御上納方九月五日より仰付られ候に付、青作刈取賣拂申候得ば、御米方不足に相成り候、麻、雜穀共に下直に拂賣、不足の分は家財我身質券に相成、御皆濟仕候得者、去子年は殆ど行詰申候間、竹村惣左衛門様御支配之通り、十二月限りに相納め申候様に奉願上候、右取立金の内、郷頭共方に押置、御公儀様へは、百姓手前に掛り有之様に申上手廻に仕候、自今以後郷頭共給米金費金等、地下より償申儀不相成候、御公用筋の儀、名主共方へ直ちに被仰付度奉願候、郷頭立置、相納申候へは、人足二人づゝ召連れ、永々相詰割方多く掛り、地下難成立、迷惑仕候間、達



して奉願上候御事、

一 當御領中に郷頭十八人、此者共作高共に、大小の百姓共二千七百石程高役餘に罷在候へば、困却の百姓共至極迷惑仕候、其上二三ヶ年以來は、郷頭共田島表に永詰仕候て、費金多く割掛け、御年貢同前に取申候、此儀は名主共才割にも不罷成候間、乍恐御公儀様にて仰付られ候様に奉願候御事、

一 五萬石惣割の儀、田島表へ郷頭共不殘相詰、遣錢多割掛、迷惑仕候處に、一昨年唐人御賄御用に付郷頭名主三州吉田へ相詰、郷頭一人に付き金四十兩名主一人に付同二拾兩、郷村より取立申候、御公儀様よりも下置かれ候様に承知仕候處、百姓共には無異儀候爲、出申候事、

一 御廻米、御料中より千石江戸表淺草御藏へ相納申候、當國は山郷故、青米多く御座候へば、存外に減米立指米掛り候由、陸才料上乘遣錢入用等多く懸り、地下迷惑仕候、尤當御料の儀は遠國にて、郷村にも山川多く、殊に山王峠高原山と申し、高山峻嶺有之、道程遠く、農業最中の時分、江戸御藏元へ出越致候得ば、地下以下の迷惑仕候間、御廻米乍恐御根免被下度奉願候御事、(此條削除)

一 見取新田の儀、去子年より高御直し御物成被仰付、深山の奥地、早損地、水損或は山澤溝堀河沼池等埋、一二分より一畝歩迄の内外開き申田、年々雪霜に逢、皆損の年多く御座候處に、御物成に被仰付候故、野畑に荒し申より外は御座なく候、何卒御憐愍を以て、見取田に奉願候御事、(此條削除)

一 去子皆金納には、米納被仰付、五分五分の處へは反割米納仰付候由、御觸被遊候に付、至極迷惑に奉存、田島へ相詰申候處に、請書には不及候由、郷頭共方より受書指上申様に承知仕候、斯の如く大切なる儀、百姓共にも不承指上申候、如此仰付られ候はて、御田地一畝一步たり共、作り申百姓は一人も御座なくと乍恐奉存候御事、

一 郷頭の儀、地下の爲めに罷り成らざる殺人に御座候、殊に近年御上納筋の御金米等自由仕、御貸物等も我儘に仕、地下の者共を押掠致し申候に付、御上様御慈悲下に通し申さず、下の歎き上に達し申さず候間、以御慈悲他の御領所並になし被下、地下費無御座、御爲めに相成候金錢計り差上、御上様御掟名主百姓供方へ直々に仰付被下候様に、乍恐奉願上候御事、



右之通以御慈悲御憐愍被下、永々百姓相勤め、地下の者共相助り申候様に、御計ひ被下候はゞ、難有奉存候以上、

享保六年丑二月 奥州會津郡御料所惣百姓代

- |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 古町村  | 伊左衛門  | 木伏村  | 藤左衛門  |
| 塩原村  | 市郎左衛門 | 檜原村  | 平次右衛門 |
| 大谷村  | 四郎兵衛  | 名入村  | 初右衛門  |
| 牧澤村  | 仲右衛門  | 澤入村  | 庄兵衛   |
| 彌五島村 | 金兵衛   | 小塩村  | 清左衛門  |
| 針生村  | 平兵衛   | 界村   | 治郎左衛門 |
| 川島村  | 長四郎   | 黒谷村  | 義右衛門  |
| 橋立村  | 喜右衛門  | 川口村  | 新吾左衛門 |
| 只見村  | 惣兵衛   | 小林村  | 忠左衛門  |
| 下荒井村 | 勘左衛門  | 小栗山村 | 喜四郎   |
| 永田村  | 善左衛門  | 長濱村  | 宇兵衛   |

- |      |      |      |       |
|------|------|------|-------|
| 大豆渡村 | 七右衛門 | 福米澤村 | 安右衛門  |
| 中荒井村 | 八右衛門 | 瀧村   | 平助    |
| 館岩村  | 利左衛門 | 松下村  | 與次右衛門 |
| 芋小屋村 | 五左衛門 | 水浪村  | 忠兵衛   |
| 市野村  | 只右衛門 | 八木澤村 | 元右衛門  |
| 不祖村  | 伊右衛門 |      |       |

要するに、彼等は先づ山間の僻地、耕稼の業意の如くならず、百姓の窮乏甚だしきを述べ、收斂誅求甚だしく、加ふるに年々面相上り、地下困窮に陥りたれば、慶長金通用當時の如く免相の引下げ、並に雜役課賦の廢止を請ひ、從來百姓の借りて以て生計の一助とせる夫食米の貸高を減じ、その間に郷頭等が私曲を營むものとなし、或は郷頭の田島表滞在費の出金を拒み、又は去る享保四年韓使入朝につき、郷頭、名主等が三河吉田今の豊橋へ出張経費の課賦を拒み、或は僻遠山郷の地とて交通不便を極め、特に農事多端の折柄なる江戸への廻米の赦免を請ひ、若しくは新田を開いて家計の一助となさんとすれば、早くも之に課税するが故に、寧ろもとの荒地となすに



如かざる有様なれば、何卒見取田に致されたとの願にして、代官の不都合特に郷頭の私曲を指摘してその停廢を請ふにありしなり、

然れども右訴狀の内、將軍の意に出で、代官、郷頭等の關知せざるものに對しては、審理の限りにあらずとて削除せられたるもの凡そ六箇條あり、即ち左の如し、

十三ヶ條の内

一 去子の年御年貢米方夫食御直段を以、五年賦に被仰付、金方の儀も五年賦に奉願候事、

是は難相立御願之旨被仰付奉畏候、

一 御免相之義、慶長金通用之御免相に奉願候事、

是は御上様より御吟味の上、御極被遊候事にて、御願之趣成旨被仰渡奉畏候、然れ共只今迄の御免相にては、百姓難相立御座候間、何分にも御慈悲を以て奉願候事、

一 小穀割餅米在納之儀奉願候、

是は御上様より仰被付候事にて、御料一統之義に御座候由、奉畏候、

一 諸品御拜借物之義に付、倍金にて差上候義、迷惑仕候段、奉願候事、

是は戊十一月新金通用に被成、世間一統之義に付、右之通に御座候旨、奉畏候、

一 御廻米御赦免奉願候事、

是は御廻米之義は、御上様より御下知御座候事之御座候間、御代官様思召にも難成旨、奉畏候、然共、先年の通、其年之夫食御直段金一兩に八升高之積り、百姓方へ御拂に被仰付、金納に奉願候、

一 見取場新田高に御直し被遊候に付、而奉願候、

是は新田に可成場所、見取場に而難被差置候旨被仰聞奉畏候、然共、畑方より米納之義は、御免被遊、前之通金納に奉願候、

右六箇條、十三箇條之訴狀に書記御願申上候處に、難被仰付御願に御座候旨、委細被爲仰付候、然共、右之品々、御慈悲を以て何卒前々の通被仰付、永々百姓共相立候様に奉願候、以上、

享保六年丑二月二十一日 會津御料所願人 三十五人

是に於て幕府は、寺社奉行松平對馬守、御勘定組頭坂本新左衛門、地方奉行水野伯



耆守、大久保下野守、駒木根肥後守、寛播磨守をして十八人の郷頭を江戸に召し、徒黨等が提出せる十三ヶ條に就きて審理する所あり、郷頭等乃ち逐條答辯書を作りて提出す、即ち左の如し、

五萬五千石願書

會津御料百姓惣代之由にて、伊南、伊北、金山谷内七ヶ組百姓十五人、江戸へ罷登り、御訴訟申上候十三ヶ條、拙者共御吟味被仰付候に付、乍忍返答の通銘々ヶ條毎に申上候、

一初ヶ條、此段百姓共申上候通、一毛作にて前々惡作之年も度々御座候、十ヶ年程格別作毛違候儀無御座候、

一二ヶ條、此段百姓願之儀に御座候得共、何分にも可申上様も無御座候、然共去子御年貢米、例年と違、大分未進御座候に付、御役所より嚴敷御催促被仰付候、尤實體成者共上納難成族は、拙者共吟味仕、支度可罷成筋日限ともに委細承り、日切御訴訟申上、或は拙者共才判仕、段々御普濟爲仕候、難澁の百姓有之村々は、御指紙を以て江戸御召出、惣而御年貢滞候儀者、至極差支候者計にも無御座、徒黨共

難澁之勸め仕候故、今以不埒に御座候哉と奉存候、

一三ヶ條、此段御免相之儀者、年々御檢見之上、御取箇被仰付儀に御座候得者、拙者共方より可申上様無御座候、其外課役郷頭方より割賦取立申候由、若小穀代餅米荏小豆買納代江戸御廻米納不足金納等、其時々御役所より御割出を以て御立上納仕候ヶ様の儀にても課役と申上候哉、外に覺無御座候、  
右取立申候品々之儀は、例年御普濟御勘定帳に仕、組々郷頭方より一冊宛、村より名主與頭加判之村切、皆濟帳一冊宛差上置申候帳面の内に、不殘書出置候得者、宜敷御引合被下度奉存候、

一四ヶ條、此段小穀割の儀、百姓申上候通、先年不被仰付候處、中川吉左衛門様御代官所之節、午年以來年々被仰付候荏小豆、當御支配申年々以來被仰付候餅米之儀者、依田五兵衛様御支配之節も上納被仰付候例御座候、夫食米之儀、先年より御貸辻増し申候、其段は前々拜借高書上申候様に、名主共ひ被仰付候はば、明白に相知申候儀に御座候、尤も御借米之内三分一、郷頭共自由仕望の處へ、二十里持申付、高直に買拂、代金嚴敷取立候由、相違之儀申上候、御借米之儀、前々より御



役所御割符を以て、高半分人別半分割符被成候、尤百姓方ひ相渡し候儀は、其村強弱、或は代金返納、例年滯候所に減じ申候、勿論至極困窮之名主、身體引究申族も御座候へ者、其村百姓共辨納仕より外無御座候、左様爲仕候得者、彌其村百姓迷惑仕候、第一御納所指支申に付、私共裁判仕、差詰候名主共、借取續け申候組々多御座候、委細拜借證文取置、六月中皆濟御勘定仕上候節、御役所ひ指上申候御勘定帳に、明白に相知申儀に御座候、然者郷頭共自由可仕様無御座候、此段村々より差上申候、尤十九組の内、古町組の儀は、往古より例を以高に斗割符仕、貸來り申候、且又夫食米渡し方之儀者、前々より場所相極、御藏元より三里之内外持出、請取渡し仕候、近村之儀は御藏元にて請取申候村方も御座候、若又請取申村方遠方ひ罷出請取申候而は、持届申駄賃等之費を考、渡し方之所ひ罷越、相對を以直段宜敷相拂、其金子を以最寄勝手次第調申儀、間々御座候、然節は、渡し方之所にて、買人共も三里持之考を以、平米より少々高直にも相調申候、何方へ渡し候にも、三里持出の儀は國法に御座候得者、地下改而申分有之間敷儀に奉存候、取譯大石組、瀧谷組、大谷組之儀は、納米少分故、例年他組より越石請取申候所に

持出し之組にて、三里持迷惑之段申上候類に連判仕、此度御願申上候段、古法を背き、自今以後の痛をも不願右申上候事共、只々郷頭共自由に賣拂候様に偽り申上候哉と奉存候、此段名主共に御尋被下置候はば、明白に相知申候、其外高直米と申儀は、覺無御座候、小穀荏小豆餅米代等之儀は、前に申上候通、御役所御割符を以て取立申候、粗圍粗之儀も、前々者一萬二千石御座候處、五千五百七十石餘、中川吉左衛門様御支配之節、午年御拂被仰付、殘六千四百二十石餘御座候内、半分は御圍半分宛者年々元直に拜借被仰付候、粟稗之儀は、村々より願出し申候節、吟味仕、其趣御役所ひ申上借渡し申候而、年々元利共に新穀を以詰替置申候、大豆鹽之儀は、前々より村々引付候様に貸置申候、返納相滯申候得ば、村中辨納爲仕候、此段者往古より例に仕來申候、

一五ヶ條、此段先年より秋成金と申、八月末より御觸被仰付、九月中々段々取立申候、其節は員數御割符無御座候、近年に罷成候而、御上様よりも御員數被仰出候由にて、御割符被仰付候故、九月中より取立相納申候得共、中々割合之通調不申候、過分の未進有之候而者、拙者不働に罷成候故、借替上納仕、又若御口延奉願、自



分勝手を以て取立候儀、曾以無御座候、大未進にて拙者共取立之儀不罷成候節は、未進の村方申上、御差紙にて名主、與頭田島ひ被召呼被仰付儀も御座候、郷頭とも支配の百姓押掠候由、大き成る我儘申上候、郷頭共之儀、先年若松御預り所の節は、肥後守様より給分米七石宛被下置相勤申候所に、竹村惣左衛門様御支配之節、地下割合に被仰付、其後九年以前巳年郷頭類御停止に付て、御當料も被召上候處に、間もなく中川吉左衛門様より被仰立候由にて、歸役被仰付、給分も前々の通地下割合に罷成候に付、郷頭共之儀は、百姓共召拘之役人之様に存、年増に百姓我儘仕、我共を掠、品により御用も辨じ兼申候所に、却て百姓共を掠候と申上候段、難心得儀と奉存候、

一六ヶ條、此段常御料之儀、往古より諸拜借物多、御貸付方郷頭共引請貸渡し、年々取立相納申候、且又戌十一月より新金にて千兩替に二千兩取立候由申上候、此段御觸に付、戌十一月より新金御取立之被仰付候所に、不納金翌亥春濟に罷成候分は、新金納に罷成候へ共、戌十一月新金にて過分の金子取立申候儀無御座候、且又諸品拜借物半減に貸渡し候段申上候、戌暮には御種子貸、社倉金斗新金

を以半減に被仰付候得共、百姓共迷惑之段申上候へば、御代官様より御窺被遊、亥暮よりは先年之通乾金之員數新金にて御貸被下候故、其通に貸渡し申上候者、百姓共申分御座有間敷様に奉存候、右兩品之儀は、村々より仕上げ申候皆濟勘定帳にて、御吟味被下置候得者、明白に相知申候、

一七ヶ條、此段以外之外成相違申上候、前に書上申候通、郷村不埒にて上納金割符不足に而、拙者共不働に罷成候間、借替相納申儀は間々御座候得共、手廻し仕候儀は無御座候、尤組下村數多御座候へ者、少宛請取申度、毎々上納不罷成候故、取集候内、五七日或は十日十五日差置申候儀も御座候、其段者納金遲滞仕村々有之に付、如此に御座候、名主與頭之内、順番役に申付、田島へ指遣し御役所へ上納仕儀に御座候、然る上は郷頭共押置、手廻し仕候哉、急度相納申候哉、委細之儀は御役所請取の帳と、郷村ひ私方より請取手形相渡し置申候御勘定帳と、名主組頭仕上げ置申候と御引合被遊候得者、相知申候、其外郷頭共田島に永々相請、割錢多く掛け申候由、御上候、拙者共給分壹人に付五斗五升より七石迄之内、半分は米、半分は金方一兩に三石貳斗替之積り、給分米金請取相働申候拙者共に



御座候へば、兼て郷頭役にて渡世可仕様無御座候、農業大切に相働申儀に御座候故、田島に相詰候段、難有儀に奉存候得共、組下取立埒明兼、又は支配之村中より出入等有之候節者、田島ひ罷出、無是非逗留仕、其内百姓之出入等取扱被仰付、年々數ヶ所得心爲致埒明申儀に御座候、ヶ様の筋者、相互地下のためにも罷成候處、無益に相詰候様に申上候段、不届に奉存候、召連人足之儀も、御用に付田島其外何方ひ罷出候にも、御用之帳面書物并に荷物持參仕候儀に御座候故、前々より一人宛召連申候、併當國之儀は、雪國に而、何之組々よりも田島迄之道法十四里餘も御座候所も有之、七八里程宛は隔り罷有候、高山を越し罷登り申候別而十月末より御用も多、雪中に御座候故、無據二人召連申候儀も間々御座候、其上にも道筋村々より雪踏履申儀に御座候、尤雪降り不申候節も、御用の品々より、夜通し或は帳面等御年貢金等多持參仕候砌は、二人も召連、又は一人召連候節は、輕尻馬に乗り申候儀も御座候、御役所近所之組頭共は、人足召連不申候組も御座候、又瀧谷組、大石組、大谷組にては、質券を郷頭方に爲置、身代金郷村より一度に出し置、郷頭方へ渡置申候故に、村々へ申付召連候儀無御座候、其よの旅

籠代も郷頭身分にて相拂申候間、當郷村の割合無御座候、委細の儀は一組割元帳にて御吟味奉願候、名主罷出候にも村々より人足召連申候、

〇一八ヶ條、此段大き成相違申上候、十八人作高六百四十四石壹斗五升四勺の内、七十九石貳斗壹升貳合は人足役斗組下村々にて餘荷申候、三十壹石四升八合壹勺は前々より百姓同前に諸役相勤、殘五百三十三石八斗九升參勺之高は、諸役古來より餘荷申候、然處に二千百石餘之過を申上候、拙者共作高之儀は、組々百姓共委細に存罷在候處に、格別の相違を申上候、拙者共を掠申候様に奉存候、則持高別紙に差上申候、其外田島に長詰仕、公事出入扱候段申上候、此趣前に申上候通、無是非逗留仕候内に、出入等之扱被仰付候得ば、此儀も先年と違、近年地下風俗惡敷、徒者無筋事共勸め立、公事出入多く、其上御年貢方不埒故、先年より度々罷登り逗留も仕候、前々御支配之米金納高等、大分之相違を申上候由承知仕候、顯然成偽り斗申上候間、御吟味被下置度奉願候、前にも申上候通、拙者共當役相勤申儀、五六代以前より相勤め申候得共、纒の給分にては相續難、成困究仕候故、年増し難儀仕候も、若松御預所之節より以來、御代々之代官様御願申上御救



米金拜借仕、相續仕候者に御座候得者、郷村へ費掛ケ候儀無御座候、  
一 九ヶ條、此段田島に郷頭共永詰仕候由申上候、委細之儀は前に申上候通りに御座候、且又去々年朝鮮人御賄御用、郷頭名主入用金之儀申上候、先達而吉田宿御願御用に郷頭名主之内可被仰付趣被仰渡候に付、去る亥春中郷頭共並名主之内、田島に居合候者共寄合申合候は、彌誰に可被仰付も難計事に候、遠國へ罷登り數月相勤申候得者、農業渡世の働不能成、至極迷惑奉存候、殊に支度之入用等自力に難叶御座候間、骨折費料郷頭十五兩、名主十兩、百姓八兩宛餘荷申筈に申合候故、其通元へ相立、其内御代官様より郷頭名主十一人に五兩宛の積り、合五十五兩被下置候分、都合の内にて引除き、相殘分割符仕候、尤御勘定相濟候以後、又々金子被下方有之もの御渡し可被遊旨被仰渡候に付、此上被下候は、其分村々ひ割符可相渡旨、組下名主共方ひも申渡し候、然處此度百姓共相違の儀申上候、委細割元帳御吟味被下置度奉願候、五萬石割之儀も、郷頭並名主立合吟味之上割符仕、連判帳御役所へも差上置申候、尤年々書物帳田島町名主平七彦左衛門、田島組郷頭傳右衛門、高野組郷頭庄左衛門、川島組郷頭喜兵衛、檜原組郷頭

興市郎方へ預置申候、一組之當郷頭元へ村々名主與頭百姓代之者立合割符仕候、一組割之儀も右立合之上、惣而割に可入品々吟味之上割合申候、年々小入用帳百姓とも連判にて、村々より御役所ひ差上申候、然る上は郷村名主、組頭、並百姓立合吟味之上割符仕置、今更無筋義に申掛候段、以之外成相違に奉存候、私其所持仕候一組割元帳御吟味之上、村々へ相渡し置申候受取手形と御引合被下置度奉願候、右之外何にても拙者共方より村々へ課役ケ間敷義一切割懸申候所堅無御座候間、若百姓手前に右之外割合仕候課役之出錢之書付等にてても慥成證據所持仕候はば、被召出御詮議奉願候、  
一 十ヶ條、此段數年御用拾之御願郷頭方より申上置候へば、所柄再應の御吟味を以て、或は金納に被仰付、又は千石の内四百石金納に被成下、六百石御廻米被仰付候年も御座候、兼而申上候通、御廻米御免被下置度奉願候、右金納米の儀、夫食直段より高直に代永差上申所、若百姓とも申上候高直米と申儀は、此儀を申上候哉、御尋被下置度奉願候、其段は御廻米納入用一切出不申候得ば、過分之御救助に罷成申候、



一十一ヶ條、此段去亥年郷頭十八人御役所江被召出、神文被仰付、依怙最負仕間敷旨、地下善惡共に有體に可申上旨、前書に記、近郷之郷頭一人宛立合被仰付、兩人宛村毎に相廻り、田方銘々内改仕、地方の善惡ともに書上、其後再應御吟味の上、去子暮に至て新田高に御入被遊候も有之、又惡地は元の如く見取に而被差置候も御座候、若私とも改而申上候段、不埒成義も御座候はゞ、再御改被仰付被下置度奉存候、御案内申上、見取田の分申請度奉存候、

十二ヶ條、此段當御料村々の義、田方有之處も米納不仕、皆金納之村々も御座候に付、米納仕候様にと前方より度々御吟味御座候得共、新規に米納被仰付候而者、百姓殊之外難儀仕候故、拙者共方より數度御訴訟申上候處、去十月又々被仰渡候者、古來より田方有之村方御物成、皆金納可（可）ひ被仰付旨、然れ共何年以前如何様の譯にて皆金納仕來候哉、古來之様子又可申旨御吟味に御座候、依之拙者とも申上候者、往古如何様の譯にて皆金（納取カ）仕來候哉、様子相知不申候得共、古來より右之通に御座候、其上當年之儀、麥作等も違、米穀高直、百姓悉難儀仕候、御年貢金上納仕義難、叶時節に御座候得者、當年より田方の分米納被仰付候はゞ、當分

より百姓相究申儀に御座候間、當年の義は前々の通、御取箇被仰付被下置度奉存候、彌來丑年より被仰付候はば、御了簡を以御取箇御引下げ、地下相續申様に奉願候外に、謂れ無之候得者、達而申分可仕様無御座候間、右の趣村々へ可申渡旨御請差上申候、其上組下村々江早速申觸れ候に付、名主百姓迷惑に奉存、大勢田島へ相詰申候に付、彌申分け可相立、謂れ有之哉と悉相尋候得ども、前に私ども申上候外に、謂れ申出す者も無御座候、尤其砌私ども方より申度候はゞ、承知仕候趣、御請書指上候様にと、十九組一同の文言に下書仕、相渡候所、村々へ罷歸り、百姓不殘相談の上、に可仕旨、當分は御請難、差上旨申罷歸り候處、此度百姓ども申上候は、百姓共へも不承、米納可仕御請致候、杯と偽り申上候、惣而此義に限御用の筋、早速名主、與頭方へ申觸れ、或は招呼、直に申渡候義も有之、請書取申儀も御座候、都而自分の了簡を以て郷村の儀相極候儀無御座候、然共大勢の百姓に御座候得者、銘々百姓招呼申渡す義は前々より無御座候、若名主共方より不申渡義も御座候哉、其段は不奉存候、此趣乍恐名主共方へ御吟味被仰付被下置度奉願候、



一十三ヶ條、此段郷頭役義の義、先達て御免の願數度申上候得共、當御料の義、村數多く山谷を隔罷在候に付、村々銘々御用被仰付候ては、一切埒明不申候に付、九年以前已年も悉御吟味之上、歸役被仰付候、其以後も御免の御訴訟申上置候へ共、于今御免之被仰渡無御座候間、相勤罷在申候、前々は百姓農業の稼大切に付、御皆納無差支様に平生之風俗まで異見仕候得者、實儀に承り居候、御年貢等も無滯上納仕、或は忠孝善行の者は一村陸敷、實體の分は御上へ申達、御褒美被下置候儀、御座候處に、近年に至りて風俗取失、異見等仕候得者、却而心能不奉存候、惣而當御料の儀、山方に御座候に付き、百姓氣持か、（マ、）猶に御座候故、常々拙者共心勞仕、兎事無之様に隨分裁判仕候、其段九年以前已年、徒成百姓郷頭共被召放被下度旨御順見様方へ書付指上候由に而、中川吉左衛門様へ右之書付相渡り申候由、吉左衛門様より右書付出申候、八ヶ組名主百姓御吟味被遊候得者、當御料の儀、御貸物多く、第一裁判人無之候而者、難成場所有之候、若し自今以後、夫食米糶粟大豆鹽社倉種子貸現質等に不限、惣而拜借之類不仕、其年切之御年貢に萬出方斗取立候はば、郷頭役相止候而も、其通に可被成哉否可申出旨、御吟味に御

座候、其節右八ヶ組之名主百姓申上候者、當御料の儀、往古より御救方を以て地下相續仕來候所に、左様に御座候ては、（ト、）相立不申候、殊に一村切之勤に罷成候ては、過分の費に罷成、第一御用差支申候間、前々の通郷頭被立置、御貸物等の儀も、前に不相替、御救被下置度旨御申上候に付、此趣書付御取被遊候、今度の儀も、大小の百姓御料中一統の願に候哉、乍恐銘々御詮議被下置候はば、相知れ可申様に奉存候、尤も取立諸品割方に付、拙者共不屈成致方も御座候はば、只今迄相待申百姓共に無御座候所、此度卒爾成御願申上候、困究の拙者共、御當地への相詰勤迷惑に奉存候、

右百姓共申上候ヶ條、銘々乍恐返答申上候、拙者私共の非道の致方に而、百姓共押掠申儀、曾以無御座候、兼而御用之筋大切相守、御取立方諸差引共に、村々名主與頭方へ申渡し、金錢差引、手形取遣り仕置候間、委細之儀は名主共方へ御尋ね、證文手形次第に御吟味被下置候はば、明白虛實相知可申儀に奉存候、且當二月百姓共申上候は、郷頭共殊之外嚴敷、百姓難儀仕候、此度御願申上度存候へ共、横川御番所に急度番人附置、江戸表へ不罷出様に被致候間、三四里も有之山坂を越候而、漸罷出



候由申上候段及承候、大き成偽り申上候、横川御番所に不限、惣て往古より會津御料御私料共に、口留御番所數ヶ所御座候間、郷頭方より番人附置可申様無御座候殊に當春右願人共江戸へ罷登り候は、私共方に通判願不申出組々多御座候、其内名主組頭を以願申上候組は、拙者共方より通判を出し、御役所への添狀迄仕候、取次名主差添申候處に、百姓共郷頭通判にも不及由に而、郷頭方へ相返し申候者も御座候而、御當地へ罷登り、御公儀様江は、拙者共押掠候由偽り申上、都而徒者事を工み、拙者共の噂惡敷様に御訴申上候、此段乍恐御詮議被爲遊被下置度奉願候、以上、

郷頭

享保六年丑五月

十八人連判

追訟口上之覺

一郷頭之儀、田島檢斷一切御停止に被仰付被下置度奉願候、郷頭立置候得は、地下相立不申候間、□而御停止口達に奉願候、御頭役被仰付被爲差置候共、米金給遣錢地下より出不申候間、堅御停止奉願候、

是は御吟味之上、何分にも可被仰付、

一年々御年貢米不足仕候間、其節村々名主吟味仕、不足米俵數書出し申候、得は、現賣延賣と申所、相場より高直に何成共代金にて取立申候、又高直米と申、六月中望賣渡し申候、然は御米自由仕候と奉存候、

是は御年貢米不足の百姓は、若松御領之御藏米を調、相納申族多御座候、此段も百姓の願御役所へ申上、御吟味の上調申候、尤雪深の郷村、高山難所を越申候付、運送難成御座候故、御私領近所の尾岐郷藏江入置、御手代中の改を請、翌春に罷成、其最寄の郷村江越石相渡し申候、此段も百姓達て願申候得は、裁判いたし、御皆濟爲仕候、私共勝手にて左様成儀仕候儀無御座候、右他領の米調申儀候へ共、其所の直段申聞、百姓共心得の上候へば、爲御調、金子も受取、米の方へも爲拂申候、其外延賣と申儀は、覺無御座候、六月中高直米と申て賣渡し候由申上候、終高直米と申名を付、賣買米無御座候、若困究の郷頭、名主、或新田開發の御救米等は、少成共直段能時分を相待、相對を以商人方へ賣拂申儀に御座候、若箇様成儀をも申上候哉、此段は百姓共の損益も無御座候處を、十



五人先登りの者共、惡念を以申上候哉と奉存候、其外遠方へ越石相渡し申候節は、百姓共勝手を以、村毎より罷越相拂申儀は、年々の儀に御座候、又は村々請負申候名主百姓の内罷越、相對を以相拂申候、此段は私共才判にも無御座候、其村々勝手次第にて差引仕候得は、双方の爲に罷成申候、組下名主共御尋被遊候得は、相知申儀に御座候、

一 田方在之皆金納の村々、會津中將様御預の節、其處柄御身分の上、旱損地、水損地(保科正之)

或は高山の麓にて、實入兼申場所、金納被仰付候處、米納被仰付被下置度奉願候、

是は皆金納の村に不限、米納申村方の儀も、旱損地、水損地、田畑不作引等の儀、

若松御預りは勿論、先年竹村惣左衛門様、依田五兵衛様御支配の節共、草高御

引被下年も御座候、如何様の譯にて、古來より田畑有之處も金納仕來申候哉、

謂不奉存候、委細の儀は去暮御尋の節も、書付差上申候、

一 漆木有之處は、御年貢三重に上納仕候に付、田方少々御座候得共、往古より皆金納に仕來申候、

是は御役漆木壹本に四十三匁、御役漆壹夕つゝ上納仕候、

右漆木植置候畑御年貢も、惣高の内にて上納仕候故、三重に相納候様に申上候哉と奉存候、右御役漆木有之畑方之儀、古檢地に御座候得者、此分除地に御座候哉、又は高の内に御座候哉、水帳も無御座候得は、委細は不奉存候、尤當時御役木多御座候村方にては、御役蠟漆不足仕然(マ)に付、惣て手前處持之畑方へは、漆木年々植立申候に付、漆木壹本も無之畑はまれに御座候、此故を以て、右之通申上候哉と奉存候、

一 先達て奉願候郷頭、名主は不及申上、組々村々より郷頭不殘、名主壹兩人つゝ被召出、御吟味奉願候、

是は何分にも御吟味之上被仰付度奉願候、

一 江戸御法事割何程 御料中償

是は割元帳御吟味被遊候へば、相知申候、

一 御廻米割何程 同 斷

一 同差米減米代何程 同 斷

一 同上乘才料遣何程 同 斷



此御廻米一件の儀は、其年々切立合割元帳御座候、御吟味被遊候得ば、相知申候、

一 朝鮮人割何程 同 斷

但、郷頭、名主何人分

一 郡中割何程 同 斷

但、檢斷給米何程

是は郡中割元帳、田島名主平七左衛門所御座候、檢斷給米金割帳は、檢斷田島作右衛門方に處持仕候、

一 郷頭遣何程 同 斷

是は一組割元帳に、名主、與頭、長百姓立會割合仕候、元帳拙者共處持仕候、

一 郷頭連人足賃錢何程 同 斷

是は古例を以て、十九組の内不同に御座候、

一 郷頭方にて筆雇賃錢筆墨燈油代何程

是は名主、百姓相談の上、年々何程と年功相極申候、

一 粟稗何程

内何程元利

御料中納辻

是は年二割に納候へども、増石は相見不申候、

是は粟稗元利勘定の義申上候、前々より村々望に付、吟味の上拜借帳面取の御役所へ差上申候、暮に至て年二割、月勘定を以て利足取立相納、御藏元利勘定目録御役所へ差上申候得者、其以後御藏御改被成、郷村名主、百姓、郷頭の預り證文帳御取被成候、大豆、鹽、粃の儀は、古來より借込の極、大方拜借仕、村村極候様に罷成、引付に貸し來候へば、惣而藏方の儀は、與下名主、與頭連判帳、古來より差上來候得ば、御役所へ上げ置候帳面とも、御吟味被下置候へば、明白に相知申候儀に御座候、尤米糶雜穀不限御料中都而拜借多御座候得者、往古より郷頭共、諸品請合の奥書を以拜借被仰付候、此度百姓共増石相見不申候由申上候、其段は御藏方御改の上、藏預り拜借帳の書付を以、御吟味被下置度奉存候、以上、

丑五月十三日

郷頭十八人連判



- (前登り)大鹽組郷頭 小沼清次右衛門
- 大石組郷頭 中丸新右衛門
- 古町組郷頭 佐野作右衛門
- 和泉田組郷頭 五十嵐直右衛門
- 黒谷組郷頭 □ □ 清兵衛
- 瀧谷組郷頭 山内吉右衛門
- (後登り)田島組郷頭 星 傳左衛門
- 松川組郷頭 星 新十郎
- 高野組郷頭 大竹庄左衛門
- 小出組郷頭 五十嵐伊八郎
- 檜原組郷頭 星 與一郎
- 川島組郷頭 星 喜兵衛
- 野尻組郷頭 渡部次右衛門
- 彌五島組郷頭 星 六兵衛

斯くて郷頭等は彼等徒黨の虚構譏誣に出づるものたるを陳ず、是に於て五月より七月に亘り、僉議數回、七月下旬郷頭等悉く歸國を許さる、徒黨等乃ち請願の筋有利ならざるを見るや、更めて八月二十二日、追願五十三箇條を評定所に提出して訴ふる所あり。

乍恐追訴を以て奉願候御事

- 一 御年貢米何程 御料中高 但御口御口米宿場入用共に
- 一 御年貢金 御料中納高 但御口永共に
- 一 御廻米江戸淺草納 右同斷
- 一 小物成 右同斷
- 一 御番人御扶持方 右同斷



- 一 小石割 右同斷
- 一 老養扶持拜借 右同斷
- 一 餅米代永 右同斷
- 一 百姓夫食拜借 右同斷
- 一 荏代永 右同斷
- 一 小豆割代永 右同斷
- 一 朝鮮人割 右同斷
- 一 夫食米代永 右同斷
- 一 粟稗割 御料中償納高
- 一 此米兩に何斗替

内何程 元  
 何程 利  
 何程 九月度々上納  
 何程 何月上納

何程 社倉金拜借引次  
 何程 種子貸借引次  
 何程 理質金拜借引次

右之外餘荷出錢之覺

一 江戸御法事割 御料中償酉年よ

是は田島逗留並往來雜用駄賃共に

右之外地下割合之覺

- 一 御廻米割 御料中償納高
- 一 指米減米割 右同斷
- 一 上乘才料遣割 右同斷
- 一 郡中割 右同斷
- 一 檢斷郷頭給米金 右同斷
- 一 郷頭遣錢割 右同斷



一 郷頭方にて筆履賃紙筆墨燈油松代 右同斷

右七色は割合帳面所持仕候、郷頭名主方へ御吟味之上御書面拜見奉願候、

一 永十貫百八十七文六分 御料中へ御返し被遊候由、

是は去子御廻米六百石淺草納仕候運賃御上様より被下置候由、  
跡四ヶ年分は不被下置候哉、乍恐奉窺候、

一 永二十四貫二十六文三分 右同斷

是は亥年分餅米駄賃御上より被下候由、當支配中被下候哉、奉窺候、

一 種子貸金社倉金戌暮より倍金にて上納仕候、現質金の義は、組々により倍金不  
同に御座候間、乍恐是又奉窺候、

右之通り拙者共儀、當正月より御當地へ罷登り御奉行様方御内寄へ被召出御  
吟味被爲遊候得共、于今一品も埒明不申候所に、立歸り御代官様の御吟味請候  
様に被仰付候間、松平九郎左衛門様御立合にて、御詮議被遊候處に、願中割本帳  
面の御吟味は無御座、此度願企候得者可有之候間、仲ヶ間にて入札仕符印にて  
元々、今井介左衛門様へ相渡候得と被仰付、其上郷頭御停止に奉願候得者、左候

は、諸拜借一切不罷成候由被仰付候、ケ様成相違之儀に御座候間、迷惑に奉存  
候間、乍恐此上竹村惣左衛門様御支配之節之通に被成置被下度奉願候御事、  
一 惣百姓共願之儀、五萬石之内に郷頭檢斷共十九人立置申候得者、五萬石之百姓  
相立不申候間、乍恐右之者共一切御停止奉願上候御事、

一 御年貢諸役等之儀は、名主、與頭、長百姓共御上様よりの御割符を以、上納仕候は  
、乍恐御手支にも罷成間敷と奉存候得共、遠國に御座候得者、田島より外最寄  
に二ヶ所の御陣屋御立置被下置度奉願上候、尤此入用之儀、百姓償を以相立可  
申候間、乍恐奉願上候御事、

一 乍恐此以後御代官様三ヶ年替りに奉願上候御事、

郷頭立置、不益之筋言上仕候御事、

一 高六百四十石餘 郷頭十八人作高

此高御年貢小物成之外、地下遣錢割合、百姓共餘荷罷在候、

一 高千八百石 右居村高

此は足役郷村諸普請方惣而地下償、百姓餘荷罷在候、



一米五石五斗より七石迄 右之者共給分

是は米金當分に地下より償出し申候

一御米百俵より二百俵迄 同拜借一人分

是は百姓共夫食米の内、郷頭共自由仕候、

一郷頭元諸帳面他筆にて認候筆雇錢、人別に懸、一人前に五六文、又者日用錢一日

百文より百五十文迄、或は紙一枚の筆雇六文宛取立申候、

一金三兩より三兩二分迄 郷頭元帳面紙筆墨代

是は組により、一兩二分之内外も御座候、

一金 郷頭元燈油松之代

是は組々區々にて油之代錢にて取、又は在燈松等にて取置候、

一金 郷頭手前質券

是は組により、郷頭元に郷村償にて質券差置爲使申候、

一米 郷頭元小間使給

是は郷頭方より觸出候小間使入用、地下償に仕候、組により米金二品にて割

合申候、

一田方仕付人足 郷頭方へ被遣人足

是は農業の最中時分人足遣申候、年より子供夫不申組に依り如此、

一金 郷頭遣錢

是者田島御役所元へ相詰、長々罷在候故、地下より大分償出申候、

一金 郷頭召連人足

是は年中田島往來の節、人足二名宛召連、上下仕候、歩元百姓罷出、賃錢地下償に仕候、

一金 郷頭乗掛代

是は田島往來の節、右の人足召連候より外、馬に乗賃錢、地下償仕候、組により

違御座候、

一金 御料中出入扱入用

是は御料中出入、郷頭取扱仕候時分、田島遣地下へ割懸ヶ申候、先年は在所にて取誘申候へ共、近年は田島にて取誘入用多く、地下償に罷成候、



一 御年貢米の内

郷頭共賣米

是は延賣現賣と申、御公儀様御定直段より高直に私相塲相立賣渡し申候、組により直段高下御座候、

右之通郷頭御立賣被遊候得は、右の品に地下償多、百姓追々困窮仕候間、他の御料並に郷頭共御停止に奉願上候、

右之通數ヶ條を以て御願申上候に付、郷頭被召出水野伯耆守様於御屋館六月十三日より七月二十七日迄、坂本新左衛門様御勘定様方御立合被遊、諸帳面御吟味被仰付候に付、郷頭名主方より誤證文御取上げ被遊候に付、御吟味相濟候由被仰渡候て、閏七月四日七月八日可被仰付由難有奉存候所、御日延被仰付、同十八日迄相待候得と被仰渡候間、相待罷在候所に、同十八日大久保下野守様へ被召出候所に、何の被仰渡も無御座、二十二日伯耆守様御内寄合へ被召出候共、御日延被仰付、又二十七日に可被仰付由、寛播磨守様へ罷出候得共、別而被仰渡候義も無御座、至極迷惑に奉存候、殊に御代官様より御差紙を以て、落着の障に罷成候間、閏七月十八日可罷登由、御代官様より御差紙郷村へ被遣候間、追訴の

者共道中洪水に逢、漸二十七日迄に罷登申候所に、別而被仰渡候儀も無御座、迷惑の段申上候得は、可罷歸由被仰渡、困窮之百姓無益に江戸迄罷登申候に付、當八月六日十八日に被仰付被下置度旨御願申上候得共、不相替被仰渡も無御座、結句誤證文共指上申候、郷頭十八人に、不殘御暇被下置、罷歸申候由及承、百姓迷惑に奉存、水野伯耆守様へ願書を以て申上候者、御代官様より御檢見御用に手差申候郷頭共に候間、御召連可被遊御願にて御暇御出被遊候段、被仰下候、然れ共郷頭共之儀、御檢見御用等に御手支無御座、役人に御座候、殊に五萬石之内に、名主二百三十人御座候而、御用相勤申候得者、別而郷頭と申役人無御座候共、御手支にも罷成間敷と奉存候間、御停止に奉願候得共、被仰付候品も無御座、至極迷惑に奉存、百姓共義、當二月十二日に願書差上、八月廿日迄相詰罷在候得共、何之被仰渡も無御座候に付、ヶ様に五萬石中の百姓大勢罷在候儀、千萬迷惑に奉存候間、此上は御上様へ御上聞に達申より外無御座、由度々申上候得者、何方迄も御願可申上、由被仰渡候得共、只今諸作取仕舞最中之時分罷在候得は、御上納方に可罷成、作方相捨り、迷惑に奉存候、乍恐直々奉願候儀は、御奉行様、御勘定



様方御吟味之筋に相殘筋も無御座候得共、郷頭立置申候得者、御上納方三分の一之入用、地下償に罷成、百姓至極困窮に罷成、迷惑に奉存候、郷頭御停止に被仰付被下置候得者、此入用御上納に差上候得者、乍恐御公儀様御爲にも罷成、地下大益に御座候間、堅く御停止に奉願上候御事、一先達而坂本左衛門様御吟味被遊候通會津御料所惣百姓御救爲夫食御米六千六百石餘拜借被仰付被下置候内、郷頭共私の心得を以て、一人前に一ヶ年に五十石より百石まで、百姓夫食米の内自由仕り、其外割方等も御用に事寄、出錢多増し割懸け、百姓どもに無異儀爲出申候、御米の儀は坂本新左衛門様明細御吟味被仰付候得共、金方の儀は御吟味之御附札計にて、百姓共立合御吟味請拂等不被仰付候へ者、何程増割懸ケ申候哉、此儀百姓不奉存候得者、百姓奉疑候得ども、郷頭御停止之上者、百姓申分無御座候段、申上置申候、其外朝鮮人割の儀は、郷頭名主共御上様より被下金之外に、郡中餘荷割、又郷村餘荷割と申、三重に百姓に爲出申候、御廻米割入用も、大分之金錢青年に割懸け爲出、江戸御法事割の儀は、百姓共方へ無差別出錢爲仕候段、百姓共至極迷惑に奉存候、御廻米の儀は、新金一兩に八升高に地下御拂

に奉願上候御事、

一坂本新左衛門様御吟味の節、五十箇條の御願申上候品々の内、御上様御爲に相障り申候御願の儀は、可相止由被仰渡奉畏、御願不申上候、其外六ヶ條之儀は、坂本新左衛門様へ差上置申候通、御上様之以御慈悲を奉願候通、被仰付被下置候得者、地下相助り、永々御物成差上、百姓共相續仕候様に奉願候御事、

一右御願申上候儀に付、御料所百姓共一同之御願、連判可差上由被仰付候に付、村々連判水野伯耆守様於御屋敷に坂本新左衛門様へ差上申候通に御座候間、郷頭檢斷十九人堅御停止に奉願上候、御上納方米金相渡し、年々御上様へ取次仕役人、箇様成不調法仕候者とも方へ、只今より以後は御上納方の金錢相渡申候得ば、百姓不益之損金多御座候間、御年貢金小役等、共に御掟目を以割合、名主方へ相渡、直々村々名主共方より御役所へ差上申候様に、被仰付被下置、烏亂成郷頭共方へ相渡し不申様に被爲遊被下置、直々上納仕候様に奉願上候、今年より向後は、御代官様三ヶ年御替に奉願上候御事、

右之通乍恐直々奉願上候儀者、御奉行様御吟味被遊候品々に、申上る儀も無御座



候得共、困窮之百姓共、當正月より相詰罷在候へば、遣金等續兼行詰、至極迷惑に奉  
存候間、一日も早御裁許被仰付被下置度計にて、直々御願申上候間、郷頭檢斷共に  
御停止に被仰付被下置、地下御救被下置、永々御百姓相勤、御物成指上申様に、乍恐  
奉願上候間、以御慈悲御救被下置、百姓相助ケ被下置候はゞ、難有奉存候以上、

享保六年丑八月廿二日

奥州會津郡御料所惣百姓代

- 古町村伊左衛門 針生村平兵衛 木伏村藤左衛門 界村治郎左衛門 山口
  - 村七郎左衛門 川島村長四郎 蘆ノ原村市郎左衛門 黒谷村儀右衛門 檜
  - 原村平次右衛門 橋立村喜右衛門 大谷村四郎兵衛 川口村新五左衛門
  - 名入村初右衛門 布澤村孫右衛門 牧澤村仲右衛門 只見村惣兵衛 澤入
  - 村庄兵衛 小林村忠左衛門 彌五島村金兵衛 下荒井村勘左衛門 小鹽村
  - 清左衛門 小栗山村喜四郎 永田村善左衛門 長濱村宇兵衛 大豆渡村七
  - 右衛門 福米澤村安右衛門 中荒井村八右衛門 瀧村平助 館岩村利左衛
  - 門 松下村興次右門 芋小屋村五左衛門 水浪村忠兵衛 市野村只右衛門
  - 八木澤村元右衛門 不祖村伊右衛門
- 合三十五名

案するにこの五十三ヶ條實は四十六筆なり、蓋し先に提出せる十三ヶ條の中、削  
除の六條を除ける七ヶ條を加へて五十三ヶ條と云へるものか、訴狀中或は三ヶ年  
毎に代官を交迭せんことを請ひ、又は「郷頭役御停止の上者、百姓申分無御座候」  
と云ふの類、當時の大法より見て決して許さるべき請願にあらず、是に於て江戸滯  
在中の徒黨等悉く獄に投せらる、更に國元田島に於ては、徒黨三百五十餘人宿預け  
留置、或は牢舎に繋かれ、九月二十四日に至り、會津藩よりは、その藩臣一瀬傳兵衛、兵  
を率ゐて田島に來り、陣屋を警備せり、天享吾妻鑑に此間の消息を傳へて曰く、

(享保六年)

(重厚)

八月十六日、山田八郎兵衛御代官所奥州會津御料所之百姓致、徒黨、右名主、割元、非

道の義在之由訴出候、畢竟御代官之取扱不宜趣にて、裁許不請候に付、御勘定組頭  
取坂本新左衛門右詮議掛り申渡も有之候得共、不承屈候故、又々正木藤右衛門加  
り、吟味之上御定めも有之候得共、不相濟候に付、御勘定奉行内寄合に被召出、御詮  
議之上、非分申候に付、頭役之者共宿預けに被仰付候、然處彌彌以納得不仕、右御料五  
萬八千石之百姓共、一列騒動に及び候様子に付、御代官八郎兵衛、並に坂本新左衛  
門、隣國之御代官鈴木平兵衛、川俣代官鈴木平十郎のこと、會津へ罷越、於彼地出合



可被<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>吟味旨被<sub>レ</sub>仰付、右に付松平肥後守へも御内意之趣有<sub>レ</sub>之、

是より先き、坂本新左衛門等思へらく、徒黨等巨額の出費をも厭はず、長く江戸に滞在するは、恐らく國元にて援助するものあるが爲ならん禍根を絶たざるべからずと、乃ち田島に下り、十五歳以上六十歳に至るものを審理し、界村名主兵左衛門、新遠路村名主久治右衛門、瀧澤村名主喜左衛門の三名が郷里にありて資金の徴集、並に融通の事に當れるを確め、江戸に呼出してまた之を獄に投せり、而して江戸滞留中のものによりては、儀右衛門、茂左衛門の兩人特にその罪輕からざるを明にしたれば、審理の上、翌年六月二十七日是等の五人は江戸に於て刑せられ、首級は手代黒澤儀助と云ふもの之を携へて田島に着し、七月三日鎌倉ヶ崎にて梟せり、小栗村の喜四郎は追願訴狀の提出に先ち、江戸を發して歸郷し、前記三名の名主にも遭ひて資金調達の法を講せんと欲し、田島の旅舎小川屋平左衛門方に着するや否や、其夜捕はれて田島の獄に投せられ、また是日を以て罪せられて、先きの五人と同じく梟せられたり、郡中の徒黨凡て三百八十四人、またそれぞれ罪の輕重に従つて刑せられ、代官山田八郎兵衛亦奉職無狀なるの故を以て其職を褫はれ、また郷頭中にあり

ても、星谷右衛門、山内吉右衛門の如きは、「諸帳面の扣總て念を入、毛頭無私」とて賞詞を受けたるものもありしが、中には役儀召放たれたる上、過料三貫文に處せられたるものありき、

御僉儀落着次第

一 寅六月二十七日、於江戸に死罪被<sub>レ</sub>仰付、首會津田島へ被<sub>レ</sub>遣、獄門に御掛被<sub>レ</sub>遊候五人者共、

- 界村名主 兵左衛門
- 新遠路村名主 久治右衛門
- 瀧澤村名主 喜左衛門
- 布澤村百姓 茂左衛門
- 黒谷村百姓 儀右衛門

右五人之首、七月朔日御手代黒澤儀助殿御證文に而、江戸より御持參、田島着、

小栗山名主 喜四郎

此者田島にて七月二日死罪被<sub>レ</sub>仰付、右五人一同に獄門に御掛け被<sub>レ</sub>遊候、



右六人立札之寫

右六人者共難立願致發頭、大勢相勸願、同心無之者をも押て連判形取之、及強訴、其上御年貢上納指押、郷村へ偽り成儀觸候重科によりて、死罪獄門に行ふ者也、  
寅七月

一 江戸にて牢舎仕候者共、六月二十七日下野守様御屋敷にて被仰渡、御手代鈴木伴右衛門殿御請取、二十八日江戸立にて七月二日七つ時分、田島着、但江戸にて牢死仕候者共覺、

- 黒谷村名主 喜 兵 衛 川口村 新五右衛門
- 小 鹽 村 忠 兵 衛 檜 原 村 順治右衛門
- 小 鹽 村 清左衛門 鹽野原村 市郎右衛門
- 川 島 村 長 四 郎 倉 谷 村 長 助
- 下荒井村 勘左衛門

九人

一 寅七月二日田島にて被仰付落着次第、

壹番

和泉田組布澤口村名主 林右衛門

此者田畑半分、家財不殘御取上げ、名主役儀被召放候、

貳番

黒谷組長濱村百姓 宇 兵 衛

此者五貫文過料

三番

高野組福米澤村百姓 安右衛門

此者共一人に三貫文宛過料被仰付候、

但、四人一同に被召出候、證文は銘々、

- 和泉田組小林村百姓 忠右衛門
- 田島組永田村百姓 善左衛門
- 瀧谷組田代村百姓 與次右衛門

四番

七人此順々に一同に被召出候、證文は銘々、

但、六人者共には、田畑半分、家財不殘御取上げ、其外界村兵左衛門忰平兵衛儀、別段に被仰渡候は、其方親兵左衛門難立願之致發頭候儀、於江戸に死罪に被仰付、首は實□にて獄門に被仰付候、其上田畑家財不殘御取上げ被成候、其方



儀は兵左衛門分限の内に候得は、右之趣相心得可申候、

大谷組芋小屋村百姓 五左衛門

東尾岐組市野村百姓 曾右衛門

冑組落合村百姓 伊右衛門

熨斗戸組湯入村百姓 利左衛門

大塩組寄岩村百姓 利左衛門

大谷組五疊敷村百姓 太郎左衛門

和泉田組界村名主兵左衛門伴 平兵衛

五番 和泉田組布澤村名主孫右衛門親 庄次右衛門

五貫文過料被仰付候、

但、證文に悴茂左衛門儀發頭に極り、江戸にて御仕置に被仰付候名主孫右衛門儀は、田畑半分、家財不殘御取上げ、名主役迄召放候趣被仰渡候、

松川組郷頭 新十郎

六番 彌五島組郷頭 六兵衛

此貳人一同に被召呼、夫食貸之儀致方不届に付、過料三貫文被仰付、郷頭役被召放候旨被仰渡候、

三日

和泉田組郷頭 直右衛門

此者被召呼、夫食貸之儀致方不届に付、過料三貫文被仰付、郷頭役被召放候旨被仰渡候、

黒谷村浪島村 金六

上荒井村 喜曾右衛門

黒澤村 長左衛門

右三人之名主、役儀被召放候旨被仰渡候、

過料三貫文 大塩組蒲生村 加左衛門

過料三貫文 十島村 喜次右衛門

過料三貫文 鹽澤村 與市左衛門

過料五貫文 山入村 平次右衛門



右四人之名主役被召放、過料被仰付候、

外横田村善九郎は御免、

指上申一札之事

拙者共儀、拜借米百姓へ相拂候節、小手形等も取置不申、不念之仕方に候間、自今念を入可申旨被仰渡奉畏候、仍如件、

享保七年寅七月

- 川島村郷頭 喜 兵 衛
- 大塩組郷頭 清次右衛門
- 古町組郷頭 作左衛門
- 大瀧組郷頭 吉右衛門
- 野尻組郷頭 甚右衛門

指上申一札之事

先達て郷村之者共江戸御願之儀に付、御吟味之上、此度御仕置被仰付候に付、自今於郷村不届成金不仕候様に彌郷村之者共へも申合、御用其外共に諸事念を入相勤候様に被仰渡候趣、一々奉承知奉畏候、此度御宥免を以被仰付難有奉存

候、仍如件、

享保七年寅七月

この事件は世に御藏入騒動と稱し、小栗山村の喜四郎を以てその巨魁となし、之に冠するに義民の二字を以てし、彼の佐倉義民木内惣五郎に比し、曾て「南山義民小栗山喜四郎」と題する印刷物も世に流布し、近頃また石田傳吉氏「會津義民小栗山喜四郎傳」と云ふ書を著して、代官の無狀を擧げ、喜四郎一派の徒黨を義民として極力稱揚せり、世人またその真相を詳にせず、ただ代官を以て收斂を事とし、殘虐飽くことなきを以て能事とするものゝ如く信じ、喜四郎等が所謂農民黨たるよりして、是を我が黨の士の如く思ひなし、以て輕々しくその擧に賛するの嫌なしとせず、特に石田氏の著の如きは、原告側たる訴狀十三ヶ條に對する被告側の辨明書の儼存せるにも拘はらず、些の言及するところなき如きは、不公平もまた甚だしといふべし、斯の如くして自ら得たりとなさば、事實の真相は果して何の時を俟つて之を明にすべき、今敢て之を辯せざるべからず、

彼等が稱して郷頭の私曲と云ひ、若しくは代官の非を唱ふるところのもの、その



理由頗る薄弱にして、願意一も貫徹するところなく、一々郷頭等の反駁にあひ、却て思はざるの慘禍に遭ふ、特に彼等が夫食米法の行はるゝは、徒に郷頭等此間に立ちて不正の利を貪るに過ぎずと曲解し、近年夫食米減少し、且つ賦課の甚だしく嵩まりたるは、皆彼等不正浪費の致す所なりと妄斷し、郷頭の廢止を請ふが如きは、實は思はざるの甚だしきものたりしなり、何となれば、當局之に鑑みて夫食米の法を廢し、現金拂となせしかば、却て百姓これが爲めに財政上の困窮を重ぬるに至れりといふ、蓋し從來夫食米と稱し、米を年賦の返濟として下民に貸附し、下民因て以て飢餓を免れたり、この年賦割は極めて低廉にして、殆んど救助米に等しかりしなり、南山は山郷の地にして氣候寒冷なれば、年穀稔らず、一歳の糧食足らざるにより、特にこの法あり、然るに今民意を察して之を廢し、現金拂となすと雖も、當時新金銀通用して米價下落するに依りて、百姓は却て困窮に陥るの惡結果を見るに至れり、これ現金拂の末代までの歎きと稱せらるゝ所以なり、「會津事始」に曰く、

一保科肥後守正之公御預り始め、五萬石御藏入と成略中、正保元申に、夫食に差詰りたる百姓共へ、薙米と名付、持高一石に付一日一升之積、三月朔日に貸渡、四月朔

日に其所之相場を以て代金取立る法也、一ヶ年間三十日切、是を貸米ともいふ、其後名小賣米、時の郡奉行遠山伊右衛門但三奉行に兼役なり、同四年郡奉行諏方十左衛門御代凡而小賣米と云ひ、一萬石之組へ大方米千石より千三百石迄、前に郷頭共に渡預り置き、入用之者現金に買申候、金錢有合不申者共、及飢申族多出來、夫より御延賣直段は、若松年中の相場平均を以て御取立に而、五萬石之内も所に寄一同に無之、天和二戌年迄如斯米の員數不定、大分高一萬石に千貳百石程宛、是を夫食延賣米と示ふ、若松御預之間、貞享四卯年迄、前之通、但天和二戌年迄直段五萬石中不同也、天和三亥年より御藏入中一同之直段に成、依之左にも譯を記す者也、

一郷村へ貸渡定法、高半分人別半分に割貸す定法也、是始めより如斯、只古町組計如何成分け有之乎、高に計貸來る、其發不知、又勝れて困窮之、お方譯有之所、へも割之外貸す救を郷頭之了簡、是等時之郡代より不知如斯、

即ち正保元年夫食米の貸方始りてより六十七年、こゝに至りて之を廢し、現金拂となりしなり、



當時新金銀通用して米價下落し、庶民困窮の狀勢既に顯然たるものありしは、會津外史に、「同五年庚子三月十日、當暮より本田の免を弛むべき由、被仰出、國稅は此限にあらず、是新金通用せしより免相強く、收納米例年より四萬五千俵餘増し、百姓困窮する由郡奉行議し、申旨を用ひられし也、四月朔日、元祿十五年より寶永七年迄、借上し米を返し玉ふべきよし、被仰出」とあるにて明かなり、これ會津藩領にてのことなるが、この狀勢は公領なる南山下郷にても免るべからず、果然その十一月に至りて百姓の徒黨勃起したり、而も彼等が稱せる郷頭の私曲と云ふものも、甚だ明瞭ならず、郷頭中には和泉田組五十嵐直右衛門、彌五島組星六兵衛、松川組星新十郎の如きは、或は「貸米過不足の仕方」、或は「諸帳面扣取立之品不分明割方不明」の廉を以て、過料に處せられたるものなどなきにしもあらざるも、取り出で、奸曲を計りし形跡は遂に之れを見る能はず、

次に此事件の發頭人は果して何人なるか、世多く小栗山喜四郎を以て之に擬し、これを惣五郎に比すと雖も、郷頭等の上書に據れば、境村兵左衛門、布澤村孫右衛門、黒谷村喜兵衛、唯見村儀右衛門、山入村久治、右衛門、瀧澤村喜左衛門の六名を之に擬

したり、曰く

乍恐以口上書迄申上候

會津御料所地下騒動爲仕候頭取之者は、名主之内に御座候に付、御吟味被下置度旨、先達而御願申上候、此度頭取之者御吟味被下置候由奉承知、難有奉存候、百姓共に惡事を勧め、不埒儀御訴申上候由、仍て郡中騒動爲仕、其上夥敷費相掛り申候、頭取之者は、境村兵左衛門、布澤村孫右衛門、黒谷村喜兵衛、唯見村儀右衛門、山入村久治、右衛門、瀧澤村喜左衛門、六人之名主に紛無御座候様に奉存候、御吟味中に茂恐をも願す、伯耆守様御門前に而さへ、百姓致指圖、彼是と無筋義爲申上候段、眼前之儀に御座候間、諸事右六人相工申候頭取紛無御座、畢竟拾五人の百姓は、技業に奉存候、右頭取仕候段は、郡中に其隠無御座候、御當地へ相詰申候名主に御尋被遊候得者、明白に相知可申と奉存候、種々の偽りを以百姓を迄語り、莫大之金錢を費させ、剩大切之農業をも疎爲仕候、乍恐御取箇も相障り候義は、惡徒者共之工に御座候間、御慈悲に大勢之百姓共風俗を取直し、實體に御百姓相續仕候様に、頭取之惡徒者御吟味被遊下置候は、重々難有可奉存候、御尋之上、猶又口上に可申上候以上、



享保六年丑之七月四日

郷頭拾壹名

拾五人之百姓

一古町	伊左衛門	木伏村	藤右衛門
山口村	七郎右衛門	橋立村	喜右衛門
荒井村	勘左衛門	只見村	惣兵衛
黒谷村	儀右衛門	布澤村	義右衛門
界村	次郎右衛門	小林村	忠右衛門
川口村	新五右衛門	芋小屋村	五右衛門
檜ノ原村	順治右衛門	名入村	初右衛門

是に據て之を見れば、郷頭の眼中喜四郎なきを知るべし、その初めの江戸上り十  
 五名中に喜四郎の加はらざること、追訴の時喜四郎の既に郷里に歸り來りしこと  
 並に右郷頭等の書上中に「御吟味中に茂恐をも願す、伯耆守様御門前に而さへ百  
 姓に致指圖、彼是と無筋義爲申上候段、眼前之儀に御座候」とありて、彼の六人の輩  
 が恰も指揮者たる觀あり、傳ふる所に依れば、彼の喜四郎は惠比須の符引として西

ノ宮大神宮の名を記したる、惠比須神が鯛及び釣竿を手にせる怪しげなる札を賣  
 りながら、御藏入を巡歴し、又鳥居の前に二人の人と馬二匹とを印刷せる四五寸位  
 の紙片を持ち、戸毎に賣歩きたりといへば、自然喜四郎は是等の事よりして普く郷  
 民に知られたるを以て、奔走の便宜ありしにや、その將に刑せられんとするに臨み、  
 大酒を飲み、且つ小謠など二三番謠ひしと稱せらる、喜四郎を以て義民の巨頭とな  
 し、之を崇拜せしむるに至りては、未だその可なる所以を知らず、

### 第七節 明治戊辰戦跡

明治戊辰戦争は西軍總督府參謀世良修藏、大山格之助等討會論の固執に因り、仙  
 臺藩の地に於て暴行を振舞ひし爲、世良は仙臺藩士に慘殺せられ、事態漸次紛亂し  
 來り、終に奥羽二十三藩連合して、君側の奸を除かんと謀りしに至る、是れ奥羽戦の  
 起る所以にして、當時の盟主は仙臺藩なり、然れども會津藩は夙に西軍の目指す所  
 と爲り、西軍銳鋒を是に蒐め、兵を移して専ら之を攻め、終に幕末維新史上最後の慘  
 劇を生むに至れり、而して我が大沼郡の如きは、其中最も枝葉戦にして、唯單に數ヶ



所に亘りて防戦ありたるのみなるが故に、其詳なることは之を省き、中につき最も激戦たりし二三を掲ぐるに止めんとす。

一 關山永玉岡村戰

慶應四年八月二十一日、本藩大隊山川大藏の軍石筵口に敗れ、四方の守を撤して若松に退くや、同二十四日會津南口の西軍佐賀(鍋島)宇都宮(戸田)の軍藤原驛栃木縣鹽谷郡より其虛に乗じて進む、時に藝州(淺野)の兵既に日光裏道を経て進み、三依驛鹽谷郡に至り、宿營して諸軍の至るを待つ、佐賀、宇都宮等の列藩は栗山を越え、五十里村鹽谷郡を経て、同廿七日三依同の藝軍等に相會す、是に於て會の尾兵且つ戦ひ且退き、田島驛に至れり、是より先き、白河城の西軍黒羽(天關)及び館林(秋元)の兵は三斗小屋栃木縣那須郡口に向ふ、同廿三日會軍此地に宿陣す、青龍中隊長原平太夫、有賀左司馬之を拒きて利あらず、退いて大峠栃木、福島縣界駒込坂、野際村津那會津郡等の天險により保守し、其廿七日官軍を邀撃し、轉戦奮闘之を却く、隊長原平太夫(四十七)、有賀左司馬(二十三)及び小川勝之助(四十五)、武田寅次(三十九)、小出新助(四十二)、中野量之助(未詳)等戦死し、其他負傷多し、是に於て野際村を退き、田島方面の會兵と合す、又山王峠栃木、福島縣界以南三依に

ある肥前、宇都宮、藝州の兵は、同廿八日三依より横川に進み、亦鹽原より進入せる大田原兵と相合し、遂に山王峠を越え、糸澤驛津那會津郡に至りて宿す、同廿九日藝州、大田原の兵は本道より、其他の兵は高野村より迂廻して、共に田島驛を追撃す、此時會軍は既に田島を退きて、沼山津那會津郡の嶮により、西軍を防禦せんとす、三十日會軍沼山に伏し、西軍の到るを待つ、宇都宮兵先づ至り、大衆之に繼ぐ、會軍支へずして退く、沖津清巨樹の洞窟に潜み、敵の過ぐるを見て、槍を振り躍り出て、隊長彦坂孝次郎を殞す、西軍走ること半里、西軍の大兵來り援ふに及び、會軍復た退きて六石沼の畔に至り、嶮地に據て拒守し、西軍の到るを待つ、同九月一日味爽肥軍先鋒となり、宇都宮の兵中軍と爲り、大田原の兵後軍となり、藝州の軍は倉谷の土人を導き、左右の山麓より進み、會軍を討つ、會軍崖上に伏して拒き、正面の敵を撃破す、然るに藝兵會軍の左側に回りて背後に現れ、忽然陣營中に突入し、短兵接戦に及ぶ、會の青龍三番中隊長野村虎之助大に怒り、兵を叱咤して激闘奮戦終に戦死す、士卒も亦力戦し、遂に藝兵を卻く、此時西軍正面及右側より進み、再び肉薄して壘中を襲ふ、會將小山田傳四郎、横山傳藏等奮戦して之を斥く、然れども敵の大衆雲霞の如く、發砲追撃甚だ急なり、笹沼



金吾死を決し、一人止まつて路傍の藪中に潜み、敵の過ぐるを待ち出で、刀を振り、數人を殪して死す、會軍嶺下に退きて、柄澤及び關山驛の要所に保壘を築き、以て保守す、此日會軍の戦死者大凡左の如し、

橋爪辰之助(三十五) 野村悌之助(四十四) 渡部貞之助(四十六) 松田圓次(三十二)

吉田善七(三十八) 深谷作之助(十九) 小荒井彦四郎(三十二) 横山慶四郎(十八)

笹沼金吾(三十五) 齋藤新太郎(三十二) 三橋文内(未詳) 佐藤捨五郎(三十四)

是より先き九月一日、會兵西方村を退くや、小櫃與三郎單身村の薪棚を背にして奮闘し、敵數人を斬りしが、一人あり、槍を以て棚の隙より刺して之を仆す、土民今に傳へて其勇を稱す、

九月二日、藝軍先鋒となり、太田原の兵中軍となり、宇都宮の兵後軍となり進み來る、會兵柄澤の嶮に據り、道を狭み保壘を築きて防戦す、此地は若松城を距る南方五里、此方面中最近の要塞たり、此日三斗小屋口より進入せる黒羽、館林、薩州等の兵氷玉嶺に東り、西軍に合し、威勢大に振ひ、直ちに關山を攻む、會軍力戰夜に至る、是に於て西軍苦戰、暗に乗じて氷玉嶺に退き、嶮に據て陣す、同三日中津(奥平)、人吉(相良)、今治

(松平忠政守)兵來り合し、全軍該地を發して再び關山を進撃す、會兵各所に埋伏して西軍を亂射し、發砲互に勉む、時に薩兵會軍の背後に廻りて夾撃せるを以て、會兵遂に保ち難く、該驛に火を放ちて本郷驛に退き、轉じて高津に陣せる會兵に合す、此役の死傷宇都宮兵數十名、肥前兵之に次ぐと云ふ、會兵の戦死者左の如し、

渥味安太郎(三十) 小沼辰太郎(十九) 甲斐惣助(三十七) 熊澤幸倍(三十二) 目黒

常四郎(十九) 阿妻新之助(四十) 大八木金太郎(五十五) 吉田忠松(十九) 大谷市

太郎(未詳) 山城松吉(十八) 松田長助(六十四) 小檜山友四郎(十八) 赤城千代之

助(二に左之助とあり、五十)

同日西軍關山を發して本郷に到り、宿陣す、

## 二 高田驛戰

是より先き、高田附近に於て東西の兩軍屢々激戦すと雖、互に勝敗ありて、八十里越、六十里越の兩口の西軍は未だ若松の西軍と相通すること能はざりき、是に於て若松城下の西軍、及び越後口本道、並に其左軍は皆右翼高田方面に向ひて東軍を撃退せんとす、我軍乃ち高田を本陣となして、遂に若松城と相聲援し、南は小山、松岸等



に保壘を築きて海老山、冨村等の西軍と相對し、北は赤留村に胸壁を築きて八木澤及び雀林、逆瀬川等の西軍に備へ、守備を嚴にして埃つ、既にして八十里越口の西軍海老山、冨村の二方より進て、小山、松岸の東軍を攻む、東軍力拒し、別隊をして沼平に廻らし、西軍の右翼を衝き、遂に之を走らす、是に於て東軍の兵勢益振ふ、

九月十六日八十里越口の西軍、仁王村より突進して、永井野村に迫らんと、報あり、時に會將佐川官兵衛、永井野に陣し、越後長岡の諸隊は隊長山本帶刀、飯寺の戦に擒となりしより、能勢三左衛門を以て隊長となし、永井野に來りて、佐川隊に應援せり、又我水戸の市川隊等は、其西軍に水戸天狗組の一隊あるを偵知し、之と雌雄を決せんとして、自ら相當らんことを乞ひ、長岡隊と共に伏を設けて、西軍の深く重地に入るを待ち、突然左右より砲撃して、大に之を破れり、十八日西軍の後援、耶麻郡鹽川方面より續々踵き、長州、小倉、松本の兵は逆瀬川口より八木澤に、松代、小倉の兵は鹽野村より雀林を経て寺崎村に出て、直ちに高田に、親兵及び長州、松代の別隊は中田口より新舊の兩道に分れて、赤留村に向ひしに、東軍また之に應じて、各村に拒戦したるも、遂に敵する能はずして、高田に退き、其驛端の保壘及び其周邊の松林に

據り、統砲を連發して之を拒ぐ、西軍亦土堤に據り、丘陵に登りて猛撃す、我軍の一隊敵の右側に出で、進撃すれば、西軍の別隊亦我右側に廻りて攻撃し、彼れ短兵を以て戦を挑めば、我亦刀を揮うて接戦す、砲烟天地を蔽ひ、劍火電光を欺く、既にして東軍衆寡敵せず、遂に高田驛を退く、此日朱雀二番中隊長長谷川勝太郎、傷つき、竟に死せり、士卒の死傷も亦多し、

伊藤 一雲

猪狩辰次郎

石原 熊三郎

沖津莊之助

柏崎 右膳

沖津莊次郎

森 太兵衛

渡部 喜平

自害

下中川に於て

伊藤宗兵衛

赤留村に於て

邊見菊藏

九月五日柳津にて負傷  
九月廿日雀林にて

大竹 要藏

松澤村に於て

梶原悌三郎

大島村に於て

小野田 七兵衛

上戸原村に於て

高橋 長藏



## 三 大芦村戦

明治元年戊辰九月十一日夕、西軍本郡野尻方面より下中津川、小中津川を経て大芦村に入り宿陣す、高崎隊及び加州隊一隊、各通路の口を扼して警固す、加州隊の中春日隊は大芦村より堺に出で、伊南に至らんとせしに、會藩の隊既に堺に在りければ、廿三日夜半再び大芦に歸る、然るに會津の小野田勇之助隊徒卒合せて百餘人、田島方面より二手に分れ、大芦に向ひ、間道より村中に入り、廿四日拂曉西軍を襲ふ、西軍擾亂して走る、追撃して矢之原に至る、野尻の西軍敗報を聞き、兵を盡して至る、會軍支へず、火を放ちて再び田島に退く、卻くに先だち捕獲せる糧食武器彈藥等を悉く鎮守大山神社に集めて之を焼く、爆聲山谷に響く、此の時神社も共に焼失し、村家焼失二十四戸に及ぶ、此戦に於て會藩野村新平は矢之原に、角田五三郎は屋敷原に於て戦死す、後合せて一所に葬る、墓石噴丸に通ずる路傍に在り、高凡そ四尺、表面に「會津藩戦死二人之墓」と題し、側面に「矢之原戦死野村新平」と刻し、一面に明治元年九月廿四日と刻せり、西軍の戦死者九名にて、碑は村中墓地道の傍に在り、高さ凡そ五尺、表面に「官軍戦死九人之墓」と八字を刻し、兩側面に「加州石黒政之丞

祐之、高崎岡登嘉藤治勝益、關口長三郎、則秀、夫辛喜十郎、加州小杉半藏友諒、小原安之丞宗清、小島惣左衛門義政、村田彌左衛門友之、杉江久五郎一貫」裏面に「明治元年戊辰九月廿四日」とあり、若松城降るや追々小勢となり、十月九日全部野尻方面に引上げたり、

此會津戦争に當りて到る所の村落は戦場の巷となり、兵燹に罹り、又は宿舍に充てられ、壯者は人夫に使役せられ、老幼婦女子は山間深く避難せり、戦死者は西軍東軍共に到る所壘々として草莽の間に横り、砂礫の中に埋没し去り、枯骨空しく朽ちて人の來り弔ふなく、今や五十有餘年の星霜を経たり、

## 第八節 百姓暴動の事 俗にヤイヤイと呼ぶ

明治元年戊辰の役收り、新に民政局設置せらるゝや、時恰も戦役敗殘の餘にして、百般の事務未だ其緒に着くに至らず、従うて人心の動搖猶やまず、恰も一時無政府の状態に陥れり、此の虛に乗じ、各地の下級農民、無頼漢の徒期せずして各所に暴動を起し、三日間に亘り、夜毎に暴れ廻れり、蓋し其目的たるや、各村名主、肝煎の家を襲



ひ、水帳、人別帳等總て徵稅に關する帳簿を燒却沒收して一切不明にし、無役地を廢し、名主、肝煎、百姓一様稅納を平にし、且つ平素心惡しき名主を懲し、金錢貸借證文及び質帳の類に至るまで文書を滅却して、返濟の義務を免れ、又は無利子にて質物を受出さんとするにあり、故に此等の窮民期せずして會し、勢に乗じて名主、肝煎等の屋内に闖入し、柱を切り、疊を剝ぎ、壁を毀ち、天井を突落し、器具を破壊し、甚しきに至つては火を放つに至れるもありき、

抑も事の起りは十月十五日、北會津郡荒井村宮下邊より起れりと云ふ、本郡内に於ては、十六、十七兩日に亘り、夜毎に起り、今の新鶴村境野方面より、高田、藤川、旭、永井野、川路等の各村其害を蒙らざるはなく、中部地方に於ては、五疊敷、湯八木澤、瀧谷、檜原、西方、名入、川井、宮下、桑原、大登、大谷等亦皆其害を受く、但し淺岐、間方、沼澤地方及び川口、本名、横田、大鹽、野尻、大芦等西部は幸に此事なかりき、其の法村内一戸一名つゝを強迫誘導し、暗夜に乗じて暴行し去り、白晝は遁竄し、中には物品を持去る者あるに至り、殆ど盜賊の所爲なり、民政局吏を派して之を鎮壓し、僅に三夜にして止み、主謀者五六名を捕へて獄に投じたるに多く獄中に死し、其何人たるを詳にせず、其中

雀林村勘三郎といふもの後に放免せられたりと云ふ、

暴動後會津郡今の南、檜原組にて農民等相會し、廉書取替せたり、是れ彼等の目的を示すものなれば、左に録す、

於橋坂原下郷一谷取定廉書之事

- 一世直し義一組切に相定り申候、
- 一名主役下郷一谷惣立替へ、
- 一名主元帳記、舊帳、諸證文、惣取上げ、壹人限り書類はかまいなし、
- 一郷頭高役、小前同様相勤候筈、
- 一質物之儀は、田地は格別、外品は當年より無利足にて、五ヶ年賦品物は當辰の内取戻し候様相定め、田地一組切に談事次第、
- 一貸金之儀は、當辰年より無利足十ヶ年賦、但證文之有無、金高のは小書入金に不寄一様、

一下郷一谷御願方に付、十一月六日、湯ノ原會集仕筈、但一ヶ組貳人宛出張筈、右之通橋坂原をゐて、下郷壹谷評義一決仕候處、相違無御座候、右、心得違無之様、一



ケ組廉書一通宛爲取替仕候爲後日仍而如件、

明治元年辰十月二十八日

檜原組

### 第九節 民政

#### 第一項 郡奉行

文祿年間藩生氏郷治世の頃、上坂忠次郎、田原三藏、稻田數馬、松坂源兵衛、町野主水、小坂三四郎等分れて各郡を支配し、之を郡司と云へり、當時の古文書に據るに、我が大沼郡は稻田數馬の支配たりしが如し、降りて徳川氏の治世に至り、郡奉行、代官等ありて、民政に當るに至れり、

新編會津風土記凡例に、天明七年より國家の制に基き、舊制を改め、郡署を四郡の地に設け、民の風俗疾苦を察し、且遠隔の民、府下に往來するの勞を省ん爲に、郡奉行四員を其所に置き、其下に代官三員四員ありて、二箇組、三箇組の諸村を支配し、郡奉行に隸すとあり、以て民政の大要を見るべし、當時郡奉行は會津郡中荒井村今北會津郡、耶麻郡戸口、河沼郡濱崎村、及び同郡上野尻村の四箇所にありき、大沼郡に其設なき

は、蓋し大沼郡の地、御藏入と稱する幕府直轄地多かりしが故ならん、文政七年十月郡役所こほりや、しの出張を廢し、若松郭内大町通り會所内に移す、但代官の派出は舊の如し、

#### 第二項 大沼郡管轄署

幕政時代に於て、公領と私領との二に分れたる本郡は、政治上に於ても亦勢異ならざるを得ず、公領即ち御藏入に屬する本郡の村々は、田島陣屋に於て之を支配し、私領即ち會津藩領の村々は、高田代官所と飯寺代官所今北會津郡内田村とに於て之を支配せり、而して高田及び飯寺代官所は共に中荒井郡役所に隸屬せり、

田島陣屋 幕府に於て直轄施政する場合は、代官一名、手代五名、元締一名あり、又江戸にも四五名在勤す、藩にて預る場合は、奉行一名知行二百石以上、役取勤一名分、吟味役六名、調役公事方並取立役二十名、小頭二名、同心十名、右陣屋に常詰三ヶ年交代なり、舊幕府の手長故、他邦往來、警蹕の先拂、宿所の本陣宿の亭主麻上下にて送迎す、隔年江戸の幕府へ勘定ありて奉行登府せりと云ふ、新編會津風土記田島村の條に云ふ、「郡署 陣屋 村中にあり、役人を置いて、本組及小出組、彌五島組、松川組、檜原組、高野組、河島組、熨斗戸組、古町組、和泉田組、黒谷組、大鹽組、大沼郡瀧谷組、野尻組、大谷組、大石



組、永井野組、青組、東尾岐組、大鹽組、下野國鹽屋郡、内河島組等を統制せしむ」と、寶曆十三年會津藩領となり、陣屋の稱を廢し、御用場と呼ぶ、當時御用場は田島の外、永井野村御用場一ヶ所、金山谷、野尻村御用場一ヶ所、都合三ヶ所の御用場設けられ、郡中の諸事務を執り、搦村以下地方御家人より撰拔せられ、代官の指揮を受けて行政に従事せしが、後寛政二年再び田島陣屋建築せられて、陣屋と稱するに至れり、

郡役所(郡奉行) 新編會津風土記、中荒井村の條に云ふ、「郡署 郡役所 村東にあり、郡奉行を置き、民事を統制せしむ、南青木組飯寺村、高久組高久村、河沼郡坂下組坂下村、大沼郡高田組高田村各代官所之に隸す」と、而して常詰役員は郡奉行一名知行百五十石以上、役所勤一名分、割元二名、小役四名、公事方、社倉方、堰堤方、檢地、竿頭、檢地方、大川々除等郡て二十五名餘、外同心小頭一名、同心二名等なり、

飯寺代官所(代官) 新編會津風土記、會津郡飯寺村の條に云、「郡署 代官所 村中にあり、役人を置いて、本組及び本郡橋爪組、大沼郡橋爪組を支配せしむ、本郡中荒井村郡役所に屬す」と、蓋し其制各組の内二組を以て一代官を置きたるなり、而して常詰役員は代官一名、帳付二名、帳番二名、御代官見習勤一名乃至二名あり、代官は知

行百石以上のものにして、藩士中事務に練達し、徳望ある者を拔擢して之に任じ、帳附は徒以下の輩より事務に敏捷なる者を登用し、代官の指揮命令を奉じて以て事務を取扱はしむ、帳書二人の外に其組内の肝煎中にて、書算に明かなるものを簡拔して代官之に命ず、

代官の職掌は命を藩廳に奉じ、組内部内の人民を統治して、帳付以下の屬吏に命令し、大小の政務を掌り、兼て部下人民の訴訟を聽き、教戒所として代官所構内に監獄の如きものを設け、部内の風教を紊り、又は争鬭賭博犯等のものを拘留する一種の牢屋入等の處置をなす、又代官は一組一名の御廻り齋の者を使用し、組内の取締を始め、非常の警に備へ、若くは部民納税の督促、争鬭賭博等の取締に任ず、

高田代官所 新編會津風土記高田村の條に云、「郡署 代官所 村西二十間にあり、役人を置き、本組高田組及び本郡中荒井組、會津郡中荒井組を支配せしむ、中荒井村郡役所に屬す」と、役員其他執務の大要等凡て飯寺村御代官所に同じ、

第三項 大政所、小政所及大割元、小割元

初め蒲生秀行の頃は會津の郷長を大政所と稱し、村長を小政所と唱へ來りしが、



次で上杉景勝の時、慶長三年より大割元、小割元と改稱す、秀行の再び來りて會津を治せしより以後、加藤嘉明並に明成に至るまで亦同じ、當時大割元は一郷を支配するの制にして、河沼、大沼の二郡は山内治部少輔瀧谷村にありて支配し、會津郡は佐野外記伊奈古町にありて、又耶麻、大沼の二郡は坂内内匠頭本郡小山村にありて治し、後更に津川今新潟縣東蒲原郡二瓶宗兵衛を加ふ、是等四人の大割元の下に小割元若干、小組頭凡そ百名、其他肝煎等ありて、以て一般民政に當れり、

第四項 郷頭、肝煎及地首、老百姓

郷頭 正保二年大割元の制を廢して幕領、私領皆均しく郷頭と稱し、一組一人を置き、一組何ヶ村と云ふ、其給料米七石二人扶持、苗字帶刀を許されたり、其職とする所は、恰も代官の職掌と同じく、郷中を取締り、組下に政令を觸れ、賞罰其他大小となぐ悉く之を掌り、肝煎の上において其組を支配す、享保の頃郷頭騒動ありて後は唯名目のみ存し、行政上深く關係せざるに至れり、

肝煎 一村の長を肝煎といふ、其下知を受けて百姓に觸れ知らざるを地首といふ、御藏入にては元祿十年より肝煎を名主と改め地首を組頭と改めしが、私領にあ

りては依然肝煮と呼びたり、此の名主又は肝煮は千石以下一人、二千石二人、三千石三人、即ち米産の多寡によりて之を置く、給料は公領私領とも自分の持高の内若干を無役高として公課を免除せらる、即ち百石の村なれば二割、千石の村なれば九分、即ち九十石分を給するの例なり、組内の肝煎に不都合のものありて役を免せられたる時は、後任者ある迄御用場に出張して村治に膺る、其職、命を代官に受けて一村内の取締を爲し、功ある者には特に苗字帶刀を許したり、郷頭の名儀のみにて實權を失ふや、總代名主、觸繼名主等ありて、郷頭の職掌を行ひ、以て明治維新に至る、維新後民政局を置き、従來の肝煎廢せられ、新に肝煎を置き、同四年十一月一日民政局を廢し、若松に若松縣を置き、肝煎は戸長と改稱す、

地首 老百姓 肝煎を助け、共に行政に當る、肝煎病氣又は不在の時は、之が代理と爲り、又部民の請願等の場合は、肝煎と共に連署す、老百姓亦之につく、肝煎、地首、老百姓の三を三役と稱す、

第五項 檢 斷

是等の外に重なる町村の驛場に檢斷を置き、驛問屋の上に居り、諸國上り下りの



諸荷物を取扱はしむ、苗字帯刀を免し、給料は藏敷口錢を以て補へり、

檢斷は若松十一人、津川今新潟縣東蒲原郡一人、猪苗代耶麻郡一人、之を町檢斷と云ふ、其他は驛檢斷と云ひ、本郡高田の外坂下河沼郡、小荒井、檜原、小田付以上共に耶麻郡、田島津南會郡、福良安積郡等各一人あり、町檢斷は驛所檢斷の上席に位せり、

第六項 五人組制附高札條目

五人組の名稱は、慶長二年の高札に始めて見ゆ、固より律令制度の五保制の遺意なるべしと雖も、其の直接の原因は、蓋し戰國兵亂の後を受けたる一般的鎮壓、耶穌教の防遏、並に浮浪盜賊の取締りの必要より、自然的に生じたるものなり、その重要な事務は、組合内の保安、風俗、火防、水防等の警察事項より、勸業、土木、納税等のことに及び、延いて部内の民事上並に道德上の事項に至るまで干渉したるものにして、其組織は比隣相接する五家より成立し、一家を推して其長となし、之を判頭と稱す、諸法度、掟、觸等の日常忘るべからざる要件を帳簿に記録し、署名調印の上、毎年所轄の役所に提出す、是を五人組帳といふ、左に永井野村、杉原禎造氏所藏に係る文化五年本郡尾岐郷三組の五人組帳を録して、本制度の概念を知るの便と爲す、

御仕置五人組帳

尾岐郷

三組

覺

一兼而從公儀被仰出候御條目、當時被仰出候御法度之趣、村中大小の百姓下々迄申渡、彌堅違背爲仕間敷事、

一第一父母に孝行を盡し、下人は主に能く從ひ、主人は又召仕を憐み、夫婦中能く兄弟親類に親しく、友達は老たるを敬まひ、每物頼母敷、諸人に對し無禮惡口不仕、約まやかにし、家業を守り、所々の法を背べからず、また村中に勝れて親に孝行成もの有之候はゞ、其様子を委しく見とゞけ可申上、常に親に不孝いたし、こゝろ立惡敷、老若に對し我儘を働、耕作等不入精、博奕がましき儀、かさつ口論を好み、夜あるき、不法にして行跡不見届者有之候はゞ、名主、五人組意見可申、若不用候はば、其段可申出、隱置後日に顯れ候はゞ、其五人組ともに可爲越度、不行跡の百姓御年貢未進仕候はゞ、其五人組並名主可爲辨納候、然る間難見届者は常々意見可仕候事、

一切支丹宗門の儀、前々より御改の通、村中大小百姓之儀者不及申、男女拘召仕之



者、門屋借屋其外出家、社人、山伏、行人、虛無僧、鉦（叩か）、穢多、乞食、非人等に至迄、村中住居之者、壹人茂不、殘人別相改、面々菩提寺より宗門請合の判形致、改帳可差出、御法度宗門之者、村中は勿論、他所に候とも見出聞出候は、早速申上、御褒美可申請候、若隱置、脇より訴人有之候は、名主、五人組とも急渡曲事に可申附事、

附、切支丹、並ころびの者有之候は、帳面に記、可差出、若他村より男女に不限縁組等にて、右之やから來候は、早速注進可仕候、惣て他所より越來候者、又は下人等召拘候共、宗旨相改、寺請狀可取之事、

一 五人組の儀、毎年相改べく、諸事御法度を急渡相守可申候、若五人組にはつれ、隱置者候歟、又は役人の下知に不隨徒者有之候は、其一組より可申出、會議の上急渡可申付事、

一 御用之儀何方より申來候とも、少も無遲滯可相勤候、廻文之儀、日限刻付遅々仕間舖事、

一 耕作念を入仕附、草耕等仕、御年貢米永割附之通、急度皆濟可仕、若未進仕百姓有之候は、屹度可申付候、且又耕作に不精成者有之、外之作人よりも荒置候は、

名主年寄吟味可仕、尤無故荒置候分、引方相立申間舖事、

附、口米口永に蠟漆の儀、前々御定の通り上納可仕事、

一 百姓商人稼業を專一可相勤、耕作の間たりと言共、其所にて致來候仕業、無油斷心懸、朝夕共に渡世に心を附、妻子、下人等迄も其善惡も爲申聞、假令凶年の時たりとも、取續候様に常々思慮仕、渡世大切に心懸可申、若百姓に不似合遊藝を好、世帯費に不構、不行跡の族有之者、無隱可申出、吟味の上屹度可申付事、

附、耕作商賣等も不仕、何家業とも不知者村中有之候は、無隱可訴出事、

一 御年貢米金皆濟無之以前、穀物他所へ一切不可出之、若御年貢引負欠落可仕様子に相見候百姓有之候は、其五人組僉議仕、名主方へ相談を以、無油斷抑置、欠落不仕様に可致、尤御年貢の儀、五人組名主組頭了簡仕、急渡皆濟可仕事、

一 御年貢米拵の儀隨分入念、あらを取、小米、青米、死米、ちり、ごみなど無之様に拵立可申、俵拵の儀は二重俵にて入念、何も一樣に可仕、藏詰の節、俵の中へ入候中札は、紙にて國郡村々、名主、年月日、米主、升取米見の名銘々書付、印形致、每俵可入之事、



附俵入升目不足に候は、米主僉議の上、急渡越度可申付候、

一 御年貢郷御藏へ御詰取置候中は、其所より番人申付候歟、又は古來より仕來有之候とも、随分入念名主組頭とも折々相廻り、尤壁垣下敷等入念、御藏番無油斷可仕事、

一 毎年御年貢割付目録出候は、村中の者に披見爲仕、年寄方より大小の百姓出作の者へも不殘相觸、寄合にて割合小物可納、米金壹人前宛、委敷書付、小百姓も疑敷不存様に、其譯爲申聞、其上見届候と申儀は、小前印形の受可取置、尤役所へも可差出候、御年貢割仕候節、村中夫錢小入用に候、御年貢入更一同に不致、差別を立可割合、御年貢米金申渡日限の通相納候様に、常々村中可申合事、

一 御年貢米金名主方へ取集候節、帳面に金銀米錢員數、納主の名、月日記之、納主も判形取置、請取手形には名主致印形、帳面に押切可致、度々相納、後日に入無之様に可仕候、若無念にて請取、手形不取置、後日に入訴出候とも、取上間敷事、

一 御年貢皆濟納拂致勘定候節、皆濟目録に御代官印形可遣候間、村中大小の百姓立會相改、相違無之趣、與書に惣百姓連判仕置、追而役所へも差出可申事、

一 惣て從公儀被下置候人足扶持の外、代金渡候品々、當座に銘々割渡、帳面に受取候趣爲致書付、印形可取置之、差勘勘定不可致事、

一 公儀の儀、又は村中申合等の儀に付、百姓寄合の節、村入用に懸り、食物酒肴等一切給へ申間敷候、堤川除御普請用水堀浚の時、人足等村入用に懸り候酒肴給させ申間敷事、

一 役人並蠟役人の召仕、村方へ參、口上にて申儀は勿論、役所の印形も無之書付を成とも、音物、禮物一切仕間敷候、右の者ともへ貸物、借もの或は抑賣買、不限何事、不作法の儀致候は、無滯有體に其趣可申出、隱置後日相聞候は、名主年寄可爲越度事、

一 役人並蠟役人の召仕、村方へ參、口上にて申儀は勿論、役所の印形も無之書付を持參候て、何事を申候とも、一切承引不仕、早速可訴出事、

一 御領所へ大小の役人相迫候節は、何時にても先前の形を以、小賄相渡候間、上下共に百姓の馳走に不成、村々費無之様に申付候條、酒肴等此方より差圖無之者、何にても調置申間敷候、若調置、此方へ不入候に付、寄合呑喰、村入用割懸候は、



名主、年寄可爲越度候、無差圖入馬集置、百姓の隙を費し申間舗事

一 村中年中の夫錢掛り物、小入用の儀、隨分名主、年寄送吟味、入用多く無之様可仕候、毎年前年の入用帳の寫相添可差出候、吟味の上寫置、此方に留置、本帳は名主方へ可相返候間、村入用帳紛失無之様に可仕事

一 郷中に火事出来候は、郷藏へ驅着、圍可申候、勿論郷藏無氣遣、火事に候は、火の元へ參り消可申候、惣て常々火の用心大切に可致事

但、組合の郷藏有之村々は、郷藏有之候村にて出火有之候は、早速馳着防可申候

一 田畑並山林永代の賣買御停止に候、無據子細有之候は、年季限り質地に入候共、名主、五人組加判の手形吟味の上、御代官裏判を取、手形を以取引可仕候、尤田畑質物に入金銀借、其田地を金主へ相渡、御年貢諸役先地主相勤候儀、御停止に候、惣て請人無之諸質物堅不可取之、若盜物等猥に質物取候族有之候は、急渡可爲曲事

附、名主田畑質入候時は、相名主歎組頭の内可令加判、且又御朱印地田畑屋敷

山林等も質物に取申間敷候事

一本田畑の儀は不及申、或は荒間起間、或は新田畑、又は切添の田畑、畠田成等有之候は、一步の所なりとも申出、御年貢上納可申、如何様の惡敷所成とも荒申間敷事

附、荒間並古荒、其外新田畑起可然處有之候は、可申出事

一 新地寺社堅可爲停止候、惣て小社念佛題目の石塔、供養塚、庚申塚、石地藏の類、田畑、野山林又は道端に新規に相立申間敷事

一 神佛開帳等致候は、可注進之、他國へ當分持出開帳仕候儀有之候は、可注進之、且又他所より神輿、神躍等送來候は、不可請取、村中へ少しの間も差置申間舗事

附、寺院の住寺又は社人等替目の節、役所へ注進可仕事

一 村中の者、或は立退、或は身上潰候て、居住難成者有之候は、注進可仕、尤如何様成小百姓又は水吞百姓に候とも、爲私訴を進申間敷候、並勘當不通之者於有之は、役所へ訴出、可得下知事



一 百姓田畑子孫に分讓候節、高拾石以下に相成候様配分仕間敷旨、兼々被仰渡候間、屹度可相守候、若無據子細有之候は、拾石以下にても申出、吟味の上差圖を可請、惣て新規に百姓有附候は、可注進、跡式の儀、存生中に名主、組頭並諸親類主會書付置、後日に出入無之様に可心掛、惣て跡式讓證文庄屋、組頭近き親類まで加判可致事、

附、跡目無之者不慮に死失候は、所持の品々庄屋、組頭、其者親類立會、相改可、  
訴出申事、

一 百姓の子幼少にて親に後れ、百姓仕候儀不罷成者有之候は、親類並名主五人組相談を以て、後日に出入無之様に證文取引、田畑預り置、御年貢諸役相勤、其子成人次第、預り置候者とも、無相違、相渡百姓に仕付可申事、  
一 獨身の百姓相煩、耕作成兼候時は、其五人組は不及申、一村として助合、仕附草耕作等仕、御年貢收納致候様可相心得事、  
一 出生の子俗に戻候と唱へ、不仁成儀致候者も有之由に候、是等の儀者、爲人者致間敷事に候條、可爲停止事、

一 捨子墜仕間舖候、若他所の者捨置候は、村中にて養育いたし、早速可注進事、  
一 人賣買仕候儀、彌令停止候、召仕の男女は年季の限無之、譜代に召拘候とも、可爲相對次第事、

附、人請に相立申間敷候、無據子細有之候は、名主五人組へ相斷可受差圖事、  
一 御鷹場の外たりと言とも、鶴白鳥取候儀は、一切御停止に候、勿論於村中右の大鳥賣買仕間敷候、若相背候者有之候は、可訴出事、

一 牛馬賣買の儀、儘成口人證文無之候て、賣買一切仕間舖候事、  
一 牛馬放れ來候は、繫留飼料仕、早速馬主不相知候は、注進可申出候、勿論手前の馬取放、不相見候は、是又早々注進可致事、  
一 御朱印傳馬人足の儀、御定の通り差出可申候、並往還の馬次に不限、晝夜に駄賃人馬出し可申候、勿論増錢取申間敷事、  
一 驛所へ人馬寄候を問屋年寄致吟味、猥に人馬觸仕間敷候、其宿々人馬圍置、面々勝手に能荷物附候様成儀一切不可仕、御朱印は勿論、駄賃傳馬人足の儀、常々致吟味置、無滯様に可仕事、



附、助合人馬觸來候は、刻限不違出之、若人馬割難心得候とも、無滯出之、後日に可申出事、

一 御用の人馬は不及申、本海道にて無之候とも、往來の者駄賃人馬不限晝夜、無滯差出可申候、御朱印又は御證文も無之人馬出し候様にと申、或は駄賃錢も不出罷通り候者有之候は、品により抑置、名主、年寄立會候て、怪體に候は、役所へ可令注進事、

一 百姓の四壁竹木に候とも、猥に切取申間舖候事、

一 入會野山、面々持山にても、木の根堀取申間舖候、鶴の背を入候儀、可令停止候、田畑の山崩、砂入等無之様に、山林に苗木植立可申候、山中筋にて焼畑仕來候處は、格別野火附候儀可爲停止事、

一 御關所有之候川附の村々は、尼比丘尼出家並前髪有之候者は勿論、惣て猥に川向へ入越申間敷候、通船にても、又は其村に有之小船にても頼之、川向へ越申度と申者有之、不審に相見候は、留置注進可申、密々に猥成儀仕候は、其船頭並名主五人組(にカ)ともと可申曲事、

一 永雨降所々水出候は、無油斷郷中壹人も不殘罷出、堤切不申様に弱手の所へは土俵を拵置、入念堤圍方可申候、常々も弱手の所も候は、其村は不及申隣郷共々罷出堤丈夫に可仕事、

一 堤川除井堰御普請所破損出來候は、其場所相改書付を以申出、下知次第可仕候、小破の分は其村百姓役々早々繕仕、不及大破様常々心掛可申事、

附、堤川除井堰道橋前々組合の普請所人足入用相滯候百姓候は、急渡可爲越度、惣て道橋の儀破損の所候は、無斷絶拵可申候、是又堀を埋、又は道を狭め、秣場村際を切添、田畑に不可仕出、前々無之所へ新規に道堀を不可付、用水留置候處、無斷に切落し申間舖候事、

一 惣て百姓仲間にて公事出入出來不仕様、常々致吟味、每物正路に御用大切に可仕候、若假初成儀も公事好仕候百姓有之候は、當人は不及申、名主組頭共に曲事可申付候、一村の中百姓仲間六ヶ敷儀出來候は、名主、組頭立會内々に相濟候様に可仕候、惡心を以て公事好を致し、非公事を勸め、偽を巧み、人の害をなす者有之候は、可訴出、僉儀の上越度可申付事、



一 他所の者と出入の儀出来候はゞ、双方承届、内々にて相濟候様可仕候、若不相濟儀にて他所へ訴訟申儀候はゞ、役所へ訴出得下知可申事、

附、親類縁者に候とも、公事出入手傳仕、可相濟儀も滞候様に仕候族有之候由相聞候はゞ、屹度曲事に可申付事、

一 公儀へ仕上候手形證文の儀は勿論、百姓仲ヶ間にて取引仕候手形も、文言承届其上判形可仕候、左も無之、後日に右の手形及出入候節、文言は不存候へども判形仕候、無筆に候故、文言不存候杯と申候共、急渡可爲曲事候、此帳面の末に仕候印形の外、用間舖候、自然印形紛失仕候百姓有之候はゞ、替の印形差出し、判形直し置可申候事、

一 不依何事、徒黨を企て神文を致し、或は神水を吞、一列いたし候事堅可爲停止事、  
一 武家諸士へ對し、慮外仕間舖事、

一 喧嘩口論出来候はゞ、所の者出會相留、埒明可申候、若内々にて不相濟儀に候はゞ、双方申合可訴出、勿論手負の者候はゞ抑置、早速可申出候、假令あやまちにても疵付候はゞ、其子細即時に可訴來候、尤他村にて喧嘩口論等有之節、不可馳集

人を殺し立退候者有之候はゞ、隣郷の者迄出合搦捕、早速可遂注進捕候儀難叶候はゞ、跡を慕ひ落着所へ申届、其段早々可訴出事、

一 往還の旅人又は飛脚の者煩出候はゞ、其所の名主、組頭立會、其者の名所出生相尋、書付置、随分看病仕、疎略仕間舖候、自然相果候はゞ、名主、組頭立會候て、其者の諸道具相改、封印仕置、早速其所へ可申斷候、急病或は酒醉等村送、に不仕、其所にて全介抱、正氣に成歩行も叶候はゞ、人を添、村送りに可仕事、

附、道路にて行衛不知、首縊り、自害又は倒死候もの有之候はゞ、早速可申出事、  
一 盗人又は火之用心のため、毎村に詰能き所に番屋を作り、夜番可差置候、郷中の儀は勿論、隣郷共に盗人見出し、鳴を立るにをゐては、早々出合捕候様可仕、如何様のものにて相殺申間敷事、

附、行衛不知出家、社人、山伏、行人、虛無僧、鉦扣、穢多、乞食、非人、惣て不審がましきもの、宿一切爲<sup>可脱カ</sup>停止候、若不届者有之候はゞ、當人は可爲同科事、

一人を殺候歟、又は盜賊、其外徒ら者、堂宮、山林にかくまり居候はゞ、所の者隣郷ともに立會、搦捕可申候、若其場にて難捕候はゞ、何れ迄も跡を慕ひ、落着所へ斷り



擲置其段可訴出候、假令如何様の者候共、打殺申間舖事、

一他所より越來候者の儀は、跡々出所へ斷いたし、於無構は請人並宗旨手形を取、差置可申候、勿論出所行衛不知一人者、或は出家、社人、山伏、行人、虚無僧、鉦扣、穢多、乞食、非人、惣て不審がましき者の宿、或は欠落人其所に圍置候儀は、不及申、一夜の宿をも堅可爲停止事、

一出所行衛不知浪人一切差置申間敷候、乍然名主、組頭吟味仕、慥成者にて親類縁者請人に立致手形候は、下知を得差置可申事、

一公事訴訟にて罷出候節、名主、年寄、五人組へ相届、名主、同道いたし候敷、又は添狀可致持參事、

一博奕寶引、惣て掛の諸勝負不<sub>レ</sub><sup>レ</sup>何事、博奕に似たる儀一切可爲停止候、並繰つり歌舞妓、舞放廻下師、其外何にても見物の遊興堅仕間敷候、惣て遊女野良の類、一切村中に不可差置、一夜の宿をも堅仕間敷事、

附、諸勸進乞食修行者、郷中猥に徘徊爲仕間舖事、

一他國他村へ奉公に罷出候敷、諸用にて參候敷、又は諸社山へ參詣仕候は、小百

姓は名主、組頭に可相斷、名主組頭女役所へ相伺可申事、

一用事有之候て郷中へ參候ものは、格別、無用事にて他所より節々來輩有之候は、其者の出入仕候宿、名主、五人組、途吟味、向後出入不仕様に可致事、

一郷村役人並百姓は、不及申、百姓仲ケ間親類縁者の間にて、御年貢取引は勿論、金銀、米錢、其外少々の事も手形なしに取引仕、後日に無證據の事六ヶ敷申出候とも、双方僉議の上、曲事可申付事、

一名主、百姓妻子等に至迄、衣類の儀、儉約を相守り、百姓に不似合衣類不可着、尤紗綾、綸子、縮緬の類、及び帯にも仕間敷事、

一百姓家作の儀、分限より軽く可仕、目立候普請不可致、並男女共乗物鞍置馬に乗候儀、堅可爲停止事、

一佛事、祭禮、又は聳取、嫁取、新宅のひろめ、初産の祝ひ、惣て奢がましき儀、無之様、分限より軽く可仕、其外親類出入常々振舞等に至迄、任有合隨分、軽く可仕、尤大勢集、大酒、亂舞等一切可爲停止事、

一郷村水論、無之様に、先規の例を以掛引、兼て可定置之、理不盡成儀仕間敷候、又は



領地境、山村境、田島屋敷境、爭論有之時、喧嘩口論仕間敷候、右様の節は申分可訴出、若爭論の節、刀脇差を指、弓繼長刀を持罷出候者於有之者、曲事可申付事、

一名主百姓、刀差候儀者不及申、大脇差指候儀、堅可爲停止候、若百姓に不似合風俗いたし、長脇差をさし、喧嘩口論を好み、或は大酒を吞醉狂いたし候輩有之候は、無隱可訴出事、

一有來候酒屋の外、新規の造酒屋可爲停止事、

一前々より差免し候鐵砲の外、役所へ無願身分として、鐵砲所持仕間敷候、若猥に鐵砲所持仕候もの有之候は、無隱可申出、若隱置候は、名主五人組とも可爲同科事、

一御高札大切に可相守、文字見え兼候は、役所へ申出、差圖を可請候、並圍見苦しからざる様可仕事、

但、御高札の條々、名主共寫置、正、五、九月、一ヶ年に三度づ、大小百姓下々迄、爲讀聞可申事、

一御料所國々百姓とも御取箇並夫食種貸、其外願の儀に付、強訴、徒黨遊散候儀は

堅御停止に候處、近年御料所の内にも、右體の願筋に付、御代官陣屋へ大勢相集、訴訟も有之、不届至極に候、自今以後、右體の儀於有之者、重罪科に可取行候條、末々百姓共迄、兼々可相心得事、

右條々堅可相守、若違背仕輩於有之者、可爲曲事、此書物先前の形に候得共、今度猶又改めて申渡候、名主方に寫置、正、五、九、壹ヶ年に三度宛、村中大小の百姓寄合、儘に爲讀聞常々此趣合點仕候様、入念屹度可申付者也、

二月

田島陣屋

前書之通六十七ヶ條、一々奉拜見、御法度之趣儘に承届申候、村中大小の百姓家抱門屋借家の者迄、拾五歳以上、男之分此五人組帳に一人も除候者無御座候、御法度書、名主方に寫置、被仰付候通爲讀聞、銘々合點仕、相守可申候、總而此五人組帳、村中判鑑に被成候に付、一人も不殘判形仕上申候、若御法度相背族御座候は、當人は不申及、名主五人組共、如何様の曲事にも可被仰付候、爲後日御請連判差上候處、仍而如件、



文化五辰年二月

郷頭  
名主  
組頭  
百姓

連判

左に同永井野村杉原氏の所藏に係る高札條目を附して民政の参考に資す、  
定

- 一 忠孝をばげまし、夫婦兄弟親類にむつましく、召仕の者に至迄、憐愍をくはふべし、若不忠不孝の者あらば可爲重罪事、
- 一 萬事奢いたすべからず、屋作、衣服、飲食等にをよぶまで、儉約を可相守事、
- 一 以惡心或いつはり、或無理を申懸、或利慾をかまへ、人の害をなすべからず、惣て家業をつとむべき事、
- 一 盜賊並惡黨もの有之は、訴人に出べし、急渡御褒美可被下事、  
付、博奕令制禁事、

- 一 喧嘩口論令停止之、自然有之之時、其場へ猥に不可出向、又手負たるものを隠置べからざる事、
- 一 被行死罪之族有之刻、被仰付之外不可馳集事、
- 一 人賣買堅令禁止之、並年季に召仕下人男女ともに十ヶ年を限るべし、其定數を過は可爲罪科事、

附、譜代の家人又は其所に住來輩、他所へ相越在付、妻子をも令取持、其上無科ものを不可呼返事、

右條々可相守之於有違犯之輩は可被處嚴科旨、被仰出也、仍下知如件、

天和二年五月日

奉行

條々

一 毒藥並にヤ藥種賣買之儀、彌堅制禁之、若於商賣仕者可被行罪科、たとひ同類たりといふも、訴人に出る輩は急渡御褒美可被下事、



一似せ金銀賣買一切停止たるべし、自然持來にをゐては、兩替屋にてうちつふし、其主に可返之、並はつしの金銀にせ金銀は、金座銀座へつかわし、可相改事、  
附にせ物すべからざる事、

一寛永之新錢金子壹兩に四貫文、勿論壹歩には壹貫文、御料、私領共に年貢收納等にも御定之員數たるべき事、

一新錢之儀いづれの所にて、御免なくしては一圓不可鑄出之、若違犯之輩有之は、可爲罪科事、

附惡錢似錢、古錢此外撰べからざる事、

一新作の體ならざる書物、商買いたすべからざる事、

一諸色の商賣、或一所に買置しめうり、或申合高にいたすべからざる事、

一諸職人申合、作料手間賃等高直にすべからず、惣じて誓約をなし、結徒黨儀可爲曲事事、

右條々可相守此旨若違犯之族於有之、可被所嚴科者也、仍下知如件、

天和二年五月日

奉行

定

人賣買彌堅令禁止之、召仕之下人男女共に年季十ヶ年限るといへとも、向後年季之限無之譜代等召拘とも可爲相對次第之間、可存其旨者也、

元祿十二年三月日

奉行

定

一きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成もの有之者、申出べし、御ほうびとして、

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 銀同段



同宿並宗門の訴人 銀百枚

右之通可被下之、たとひ同宿宗門之内たりといふとも、申出る品により、銀五百枚可被下之、かくし置他所よりあらわるゝにおひては、其所の名主並五人組一類共に可被行罪科者也、

正徳元年五月日

奉行

定

- 一 火を付候者をしらせ申出べし、若隠置にをひては、其罪重かるべし、たとひ同類たりといふとも、申出るにをひては、其罪をゆるされ、急渡御はふび下さるべき事、
- 一 火を付る者を見付ば、これを捕、早々申出べし、見のがしにすべからざる事、
- 一 あやしき者あらば、せんさくをとげ、早々御代官地頭へ召連來るべき事、
- 一 火事の節、鎗長刀、刀脇差、ぬき身にすべからざる事、

一 火事場其外何れの所にも、金銀諸色ひろいとらば、御代官地頭へ持参すべし、若隠置、他所よりあらわるゝにをひては、其罪重かるべし、たとへ同類たりといふとも、申出輩は其罪をゆるされ、御はふび下さるべき事、

右之條々可相守、若於相背は可被行罪科者也、

正徳五年五月日

奉行

右御高札之條々寫置、正、五、九月、一ヶ年三度づゝ、大小百姓下々迄爲讀聞可申事、

月	日	役	所
明治三年八月			

明治三年八月組頭勤向規則に、五人組合規定として次の如きものあり、

- 一 組合ノ内ハ總テ一家ノ如ク親睦シ、以テ患難相救ヒ、吉兇俱ニスベシ、
- 一 組合ノ中遊惰ノ者ヲ督責シテ業ヲ勵シ、能ク法令ヲ守リテ違犯ナカラシムベシ、
- 一 若窮民アリテ、伍中ノ助力ニ能ハザル者ハ、其情實ヲ以テ百姓代ニ報告シ、救済ノ方便ヲ請フベシ、



一 夫役、人足等、百姓代ヨリ觸當ル事アラバ、伍中の壯丁ヲ撰ミテ其賦役ヲ果サスベシ、

一 租税米金及ビ村入用夫錢等、肝煎、百姓代立會、割賦スル所ヲ以テ、各伍中ニ分課シ、是ヲ取立、其高ヲ完フシテ併入スベシ、

一 他所ノ者組合内ニ來宿スル時ハ、例令一夜タリトモ、宿主ヲシテ其由ヲ組頭ニ報告セシムベシ、

一 墮胎博奕等、總テ伍中の惡習ヲ吟味シ、其弊ナカラシムベシ、

右組頭ノ職掌タリ、若シ伍中一人過失アレバ、即伍中ノ過失ニシテ、其責必ス伍長ニ歸スベシ、故ニ常盡力シテ組内ヲ保護スベシ、

右之條々堅可「相守」者也、

明治三庚午年八月

若 松 縣

上述の如く、五人組の制度は租税、警察、戸籍、勸農、疾病、吉凶、災害相救ふ組合にて、遠法ある時は隣祐共に責罰を受くるの制度なり、即ち要するに一種の自治團體なりしかば、現時に於ても之れに則り、四民相守り居れり、諺に「遠くの親類よりは近く

の組合」といひ、又は「遠くの親類隣の他親」又は「五人組は五本指なり」とあるが如く、親密なる地方の諺にすら相唱ふるに至れり、

### 第十節 明治維新後の變遷

#### 第一項 地方制度の變遷及町村の廢合

我會澤は戊辰戰役の際、明治元年九月開城するや、若松、坂下、野澤に民政局を置き、田島に同出張所を置き、以て地方民政の事に當らしめ、明治二年三月世話役村惣代を廢し、更に肝煎を置き、年寄百姓代をして之を助けしむ、但、郷頭は故の如し、同年郡縣の制を實施せられて、其五月二日民政局を廢し、若松縣を置く、  
明治三年八月郷頭を廢し、大肝煎を置きて一組を統括せしむ、尋で四年七月全國を分つて三府七十二縣と爲し、縣知事を改めて縣令と爲す、是に於て郡縣の制全く成る、

同年九月從來の組を廢して區制を設け、本郡及會津郡の内七十七ヶ村を合せて十二區に分劃す、



- 第十一區 大石 穂谷澤 馬越 小谷外、會津郡三十五ヶ村
- 第十二區 相川 關山 大八郷 八重松 福永 上小松 本郷 田藏岡 福光 領家 下中川 藤田 沖館 新堀 田中 橋爪 丸山新 小川外、會津郡十五ヶ村
- 第十三區 北村 池端 長岡館 箕作 岩淵 寺入 無量 小川窪 市野 東尾岐 大室
- 第十四區 永井野 上戸原 八木澤 赤留 杉内 松澤 萩窪 蛇喰
- 第十五區 下杉原 上杉原 松岸 堀内 仁王 尾岐窪 冑 小山 菅沼 藤江 魚淵 落合 大岩 沼平 觀音 海老山 下谷ヶ池 中牧内 中在家 入谷ヶ地
- 第十六區 上中川 西勝 新屋敷 新屋敷新田 境新田 檜目 佐布川 竹原 安田 高田 根岸中田 沖中田 阿久津 立行事 境野 寺崎 雀林 屋敷 佐賀瀬川 輕井澤 富岡 米澤
- 第十七區 出戸田澤 澤田 小澤 入田澤 和泉新田 蕎麥目 西原 梁田

大石目外、會津郡二十三ヶ村

- 第四十六區 越川 横田 山入 大岐 田澤 大鹽 瀧澤外、會津郡四ヶ村
- 第四十七區 早戸 三更 福澤入新田 大栗山 沼澤 太郎布 玉梨 八町 中井 小栗山 川口 西谷 本名 大志 坂下 宮崎 水沼 小野川 兩原 喰丸 大芦 佐倉 小中津川 下中津川 野尻 松山
- 第四十九區 五疊敷 砂子原 黒澤 冑中 芋小屋 大成澤 漆峠 琵琶首 間方 淺岐 大谷 小野川原 大登 川井 宮下 桑原
- 第五十區 瀧谷 湯八木澤 大嶺 田代 中 牧澤 烏屋 九々明 遅越渡 高森 西方 名入 澤中 檜原 大石田

四年十一月一日、更に若松縣を置きて會津地方を治めしむ、  
 五年四月、庄屋、名主、年寄等の稱を廢し、正副戸長を置く、  
 六年二月、縣劃の改正あり、若松管内を四大區に分つや、會津郡一圓を第一大區とし、  
 本郡を第二大區、耶麻郡一圓及河沼郡の一部を第三大區、越後國東蒲原郡と河沼郡



との一部を第四大区となす、而して本郡たる第二大區長に長嶺八郎治を任じ、更に之を十有五小區に分劃す即ち左の如し、

第二大區 (大沼郡)

- 一 小區 本郷 大八郷 大石 穂谷澤 馬越 相川 福永 上小松 關山 八重松 田藏岡 福光 小谷
- 二 小區 橋爪 丸山新 田中 沖館 藤田 西勝 領家 富岡 上中川 新堀 下中川 竹原
- 三 小區 北村 池端 長岡館 小川窪 小川 市野 寺入 無量 箕作 岩淵 上杉原 下杉原
- 四 小區 冑 仁王 堀内 管沼 海老山 大岩 東尾岐 大室 尾岐窪 藤江 沼平 魚淵 落合 牧内 下谷ヶ池 入谷ヶ地 中村 中在家 觀音 小山 松岸
- 五 小區 永井野 上戸原 八木澤 赤留 松澤 荻窪 杉内 蛇喰 屋敷
- 六 小區 高田 境新田 輕井澤 雀林 寺崎 安田 佐布川

- 七 小區 境野南分 境野北分 檜目 米澤 根岸中田 阿久津 沖中田 新屋敷 新屋敷新田 長尾新田 佐賀瀬川
- 八 小區 立行事 大石目 梁田 下小澤 上小澤 西原 出戸田澤 入田澤 沼山 和泉新田 澤田 蕎麥目
- 九 小區 西方 檜原 名入 大石田 早戸
- 十 小區 大谷 淺岐 間方 桑原 宮下 小野川原 大登 湯八木澤 川井瀧谷
- 十一 小區 五疊敷 大嶺 田代 中 牧澤 烏屋 遅越渡 九々明 澤中高森 漆峠 大成澤 琵琶首 芋小屋 冑中 黒澤 砂子原
- 十二 小區 野尻 小野川 兩原 喰丸 大芦 佐倉 小中津川 下中津川 松山
- 十三 小區 水沼 宮崎 板下 大志 福澤入新田 大栗山 三更 沼澤 太郎布
- 十四 小區 玉梨 八町 小栗山 川口 中井 西谷 本名



十五小區 越州 横田 山入 大岐 田澤 瀧澤 大鹽  
明治八年四月二十七日、從前の小區を改めて五小區となす、大區、元如、各小區に正副區長各一名を置く、

一小區 橋爪 田中 丸山新 新堀 下中川 領家 沖館 小川 藤田 關  
山 上小松 福永 八重松 田藏岡 大八郷 相川 本郷 福光  
大石 穂谷澤 馬越 小谷 竹原 西勝 富岡 長岡館 池端 無  
量 寺入 小川窪 市野

二小區 高田 安田 佐布川 境野南分 境野北分 寺崎 八木澤 雀林  
檜目 米澤 根岸中田 沖中田 長尾原新 阿久津 新屋敷 立行  
事 新屋敷新田 佐賀瀬川 輕井澤 和泉新田 澤田 蕎麥目 大  
石目 梁田 上小澤 下小澤 西原 出戸田澤 入田澤 沼山 境  
新田

三小區 永井野 上戸原 杉内 萩窪 吃喰 松澤 東尾岐 岩淵 大室  
冑 尾岐窪 上杉原 松岸 仁王 堀内 小山 菅沼 大岩 海老

山 藤江 沼平 魚淵 觀音 落合 牧内 下谷ヶ地 中在家 中  
入谷ヶ地 下杉原 上中川 屋敷 北 箕作 赤留

四小區 瀧谷 檜原 大石田 名入 早戸 湯八木澤 大嶺 田代 中 牧  
澤 鳥屋 九々明 遅越渡 澤中 高森 大谷 川井 大登 宮下  
桑原 淺岐 間方 小野川原 砂子原 五疊敷 黒澤 冑中 芋小  
屋 大成澤 漆峠 琵琶首 西方

五小區 大志 川口 西谷 本名 小栗山 八町 中井 玉梨 太郎布 沼  
澤 福澤入新田 三更 大栗山 板下 宮崎 水沼 大鹽 瀧澤  
田澤 横田 越川 山入 大岐 野尻 松山 下中津川 小中津川  
佐倉 喰丸 兩原 大芦 小野川

明治八年八月、從來百六十一ヶ村の内九十四ヶ村を併合して三十七ヶ村となす、六、内  
十七ヶ村は元通り、三合百四ヶ村となれり、今その三十七ヶ村と併合村名とを擧ぐれば左の如し、

高田 高田 境新田 田川 佐布川 安田 吉田 仁王、堀内、 西山 菅沼、 西本 冑、大岩、 海老山 西尾 沼平、魚淵、 藤江 森越、 宮川 觀音、牧、



松坂 下谷ク地、中、入、 杉原 上杉原、 三寄 北箕作、 館端 池端、 市川 小川窪、小 下堀 下中川、  
 田丸 田中分、 勝原 竹原、 富川 富岡、 藤家館 領家、藤田、 本郷 大八郷、 永會 相川、  
 關上 上小松、 福重岡 八重松、田、 穂馬 穂谷澤、 境野 鶴ノ邊、 鶴ノ邊 長尾、 阿久津、  
 米田 米澤、根、 新屋敷 新屋敷、新、 立石田 立石、事、大、 和田目 和泉、新田、 沼田 出戸、田澤、  
 小澤 小澤、中、 田代 田代、 牧澤 牧澤、 四ッ谷 越波、澤、中、 大登 大登、小、 中川 宮崎、  
 大栗山 大栗山、三、更、 玉梨 玉梨、 山入 山入、

明治八年九月、正副區長を廢し、更に正副戸長各一名を置く、

明治九年八月、若松縣を廢して福島縣に併せ、又管内を十七區に分ち、各區に區會所を設け、區長を置く、

明治九年十一月十五日、從來の大小區制を廢し、更に會津郡の西部(大川西)十九ヶ村を割いて本郡へ合せ、第十六區を置き、區會所を高田村に設置し、區長一名、戸長若干名を在勤せしめ、各村戸長を廢し、換ふるに用掛什長を置き、村治を司らしむ、其村名左の如し、

高田 永會 福重岡 勝原 下堀 館端 本郷 關上 富川 藤家館 田丸

市川 橋爪 小谷 寺入 米田 立石田 境野 大石 無量 穂馬 田川  
 鶴ノ邊 新屋敷 沼田 和田目 雀林 輕井澤 杉原 宮川 小澤 八木澤  
 佐賀瀬川 寺崎 三寄 松坂 西本 西尾 上戸原 屋敷 吃喰 東尾岐  
 吉田 永井野 杉内 萩窪 松澤 大室 尾岐窪 赤留 田代 四ッ谷  
 檜原 大石田 松岸 大登 牧澤 瀧谷 名入 早戸 湯八木澤 大谷 宮  
 下 淺岐 砂子原 黒澤 大嶺 川井 桑原 間方 五疊敷 冑中 辛小屋  
 大成澤 西方 中川 山入 川口 漆峠 琵琶首 大栗山 玉梨 大志  
 西谷 本名 八町 沼澤 大鹽 田澤 越川 小栗山 太郎布 水沼 瀧澤  
 横田 野尻 松山 佐倉 兩原 小野川 下中津川 喰丸 大芦 小中津  
 川 (外、會津郡十九ヶ村々名略す)

明治十年一月二十日、本郡内從前百四ヶ村の内、永會、關上の二村を併せて水玉とし、田丸、橋爪を橋丸に、杉内、屋敷を杉屋に、田代、大嶺を久保田に、漆峠、大成澤を澤村となし、五ヶ村となす、斯くて全郡九十九ヶ村となれり、  
 明治十一年七月二十二日、郡區町村編成法を發布せられ、同十二年一月、第十六區會



所を廢し、大沼郡全部を以て大沼郡役所を高田村に置き、是迄十六區會所に隸屬したる會津郡の十九ヶ村は會津郡へ復歸し、北會津郡となる、而して大沼郡役所の管する村落は九十九ヶ村なり、又是と同時に各村の用係を廢し、戸長を置く、

- 高田 下堀 勝原 橋丸 本郷 小谷 大石 穂馬 水王 福重岡 藤家館
- 富川 市川 寺入 館端 無量 三寄 杉原 東尾 富川 大室 西尾
- 西本 尾岐窪 松岸 吉田 杉屋 荻窪 松澤 蛇喰 永井野 上戸原
- 田川 境野 米田 鶴邊 立石田 小澤 新屋敷 和田目 沼田 佐賀瀬川
- 雀林 寺崎 八木澤 赤留 松坂 小野川 喰丸 兩原 佐倉 大芦 下
- 中津川 小中津川 野尻 杉山 玉梨 八町 沼澤 太郎布 桑原 大谷
- 淺岐 間方 川井 大登 宮下 砂子原 黒澤 胃中 琵琶首 大成澤
- 辛小屋 四ッ谷 牧澤 輕井澤 久保田 五疊敷 湯八木澤 瀧谷 檜原
- 西方 名入 大石田 早戸 水沼 大栗山 中川 大志 川口 西谷 小栗
- 山 本名 横田 越川 田澤 山入 大鹽 瀧澤

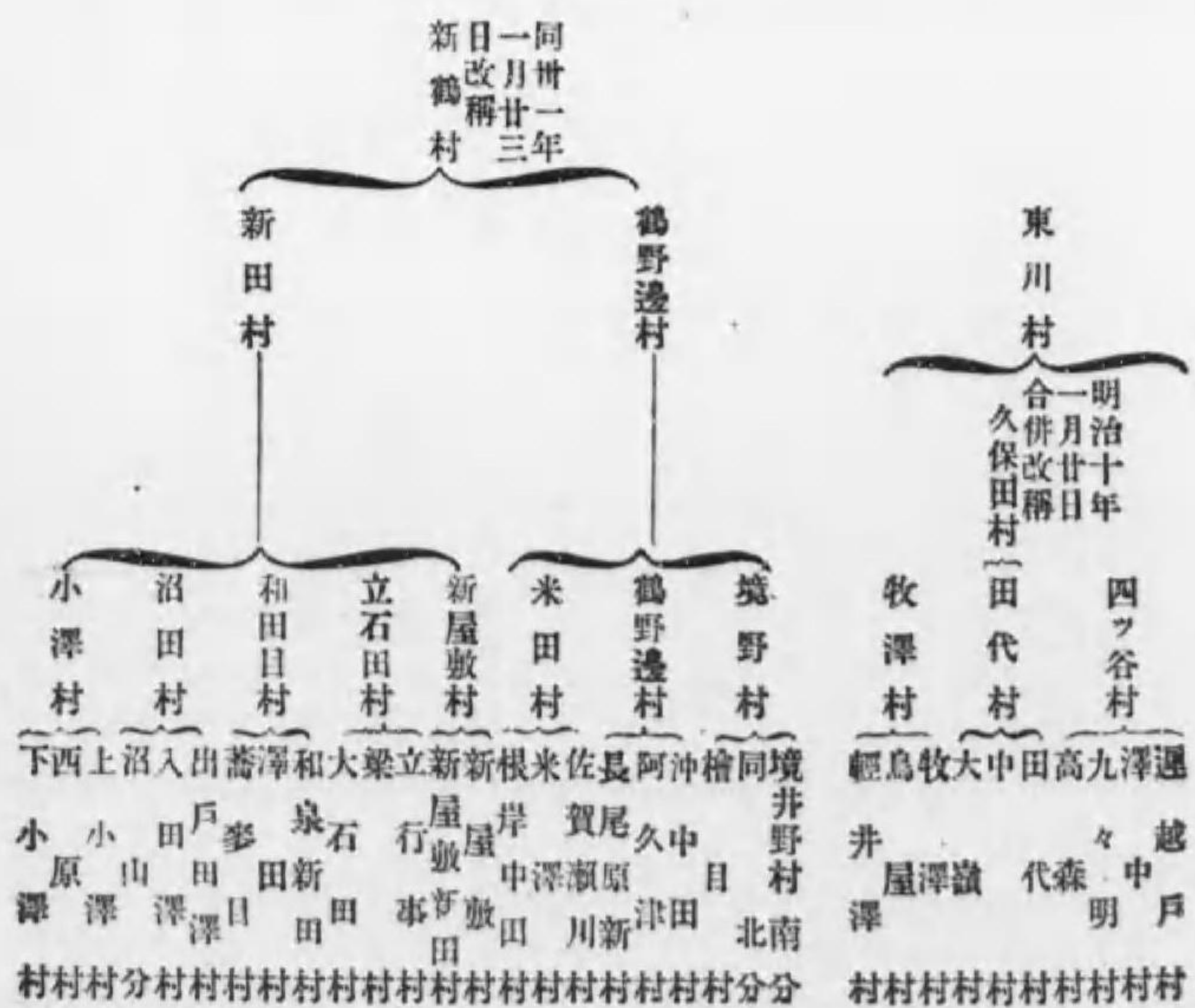
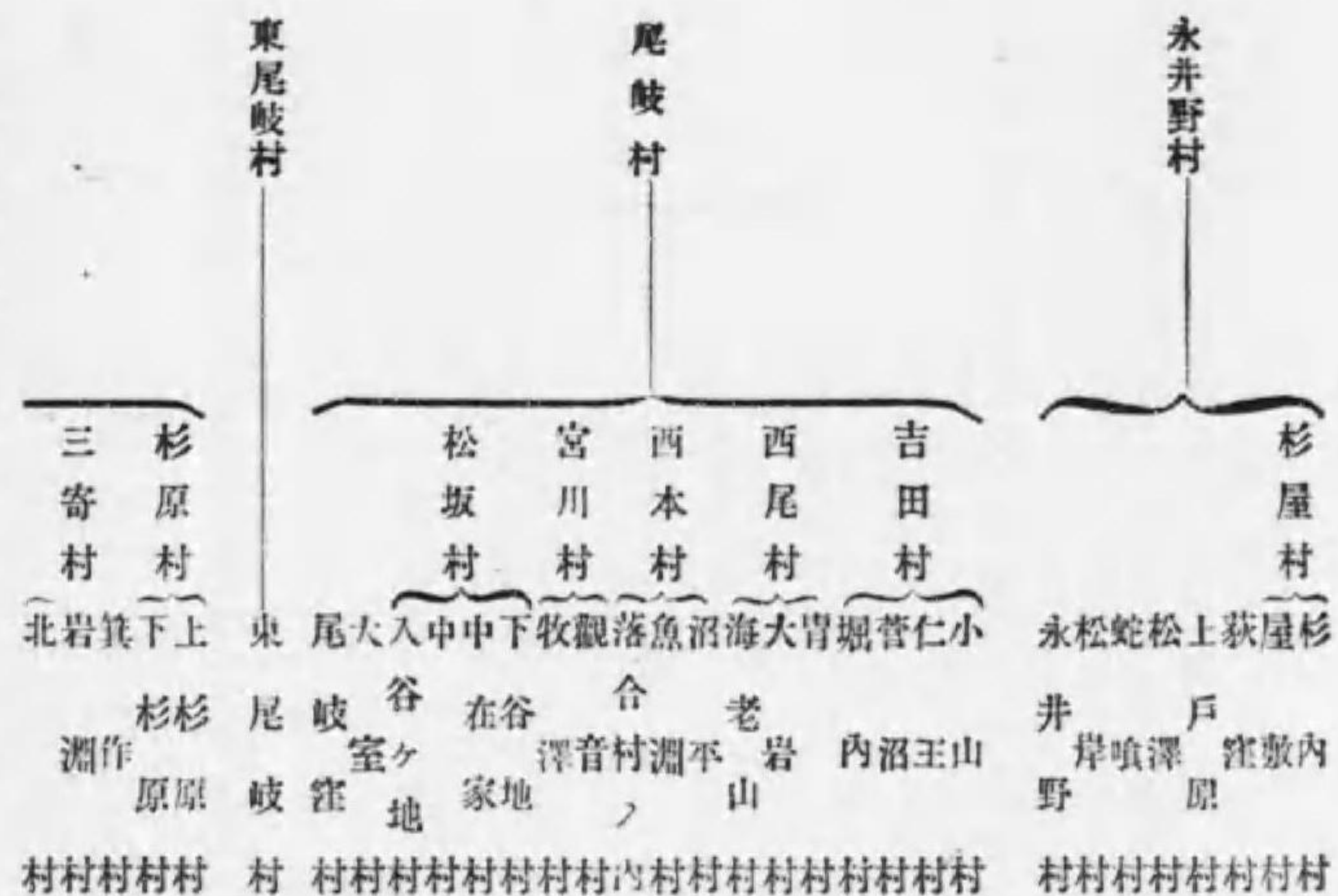
明治十六年三月、戸長役場區域を郡内十ヶ所に改正せられ、戸長の下に用係等の吏

員若干名を在勤せしめ、又各村に世話掛を置く、其區劃左の如し、

(戸長役場) (所在地)	(町 村 名)	(村數)	(戸數)	(人口)	(有税地段別)
高田村	高田、赤留、八木澤、寺崎、田川	五	八一二	四、四一七	一、二四八、五一〇九
本郷村	本郷、福重岡、大石、穂馬、小谷、米玉	六	七四六	三、九二五	二、一九九、九六〇九
永井野村	永井野、上戸原、松澤、荻窪、杉屋、松岸、尾岐窪、東尾岐、吉田、西尾、宮川、松坂、蛇喰、大室、西本	一五	八一九	四、五六五	二、六五一、七九一二
藤家館村	藤家館、勝原、橋丸、下堀、富川、杉原、館端、寺入、三寄、無量、市川	一一	七四四	四、二五一	二、二七八、四九二二
立石田村	立石田、境野、雀林、米田、鶴邊、和田目、新屋敷、小澤、佐賀瀬川、沼田	一〇	七七六	四、六一三	二、一二三、九二一一
川口村	川口、西谷、本名、小栗山、八町、玉梨、大志、中川、水沼、大栗山、太郎布、沼澤	一二	六八〇	三、八五二	七五〇、〇二一九
砂子原村	砂子原、五疊敷、湯八木澤、久保田、牧澤、輕井澤、四ッ谷、黒澤、胃中、辛小屋、大成澤、琵琶首	一二	三八九	二、四五六	九八二、九九一四
宮下村	宮下、川井、名入、西方、大石田、早戸、檜原、瀧谷、大谷、淺岐、間方、桑原	一三	五九七	三、五七四	一、一五四、四四一〇
下中津川村	小中津川、下中津川、野尻、松山、佐倉、喰丸、西原、小野川、大芦	九	四九五	二、七三〇	一、〇〇三、八三二〇
横田村	横田、大鹽、越川、山入、田澤、瀧澤	六	二七三	一、四七八	三三七、九一〇〇

明治二十一年四月十七日、市町村制公布せられ、二十二年三月二十三日、町村制實施と共に村名の改稱あり、舊村名を大字となす、是に於て地方自治の基礎定まる、

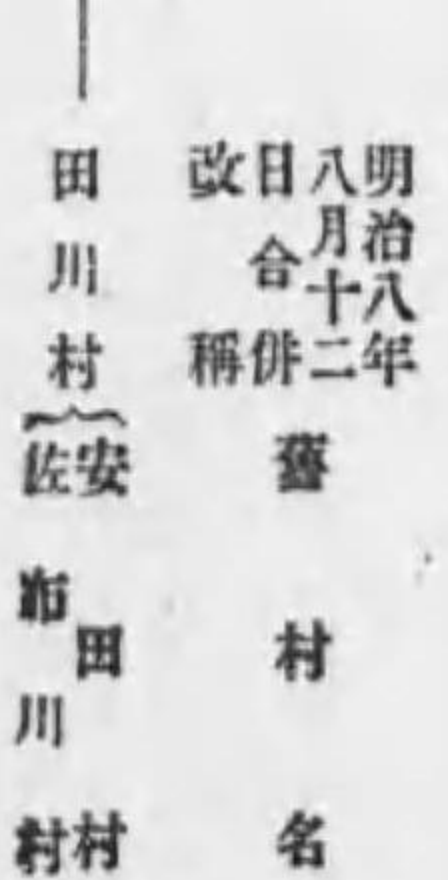




- 高田村 田川村 永井野村 尾岐村 東尾岐村 旭村 藤川村 本郷村 氷
- 玉岡村 川路村 鶴野邊村 新田村 赤澤村 東川村 中ノ川村 原谷村
- 西川村 三谷村 川西村 沼澤村 川口村 本名村 横田村 大瀧村 野尻
- 村 大芦村

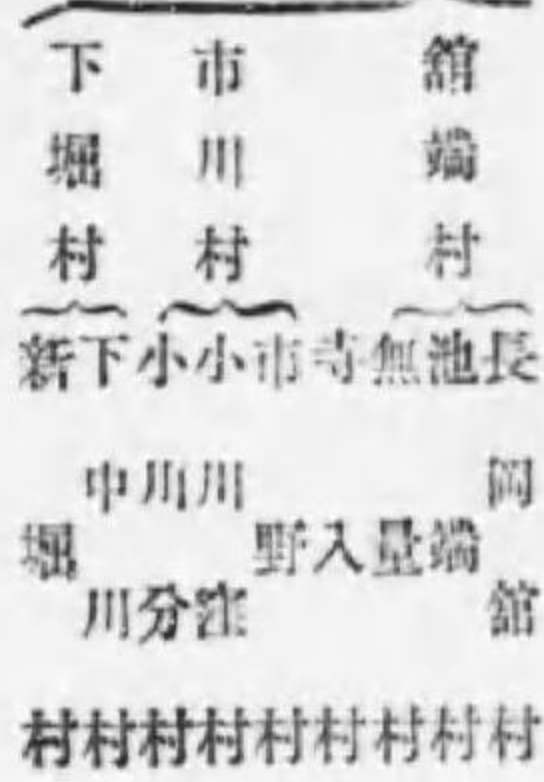
明治二十九年七月二十一日、高田村を改めて高田町と稱す、同三十一年一月二十三日、鶴野邊、新田兩村を合併して新鶴村と改稱す、同三十六年六月一日、本郷村を改めて本郷町と稱す、是に於て本郡管轄の町村は二町二十三ヶ村となれり、大正六年九月二十五日、川西村を西方村と改稱す、町村の廢合斯の如く錯雜して、一覽に便ならず、仍りて今左に表示してその便に供す、

管轄町村の沿革 (植字の都合上、旭村の如く一四九頁より一五〇頁に互れるものあり)

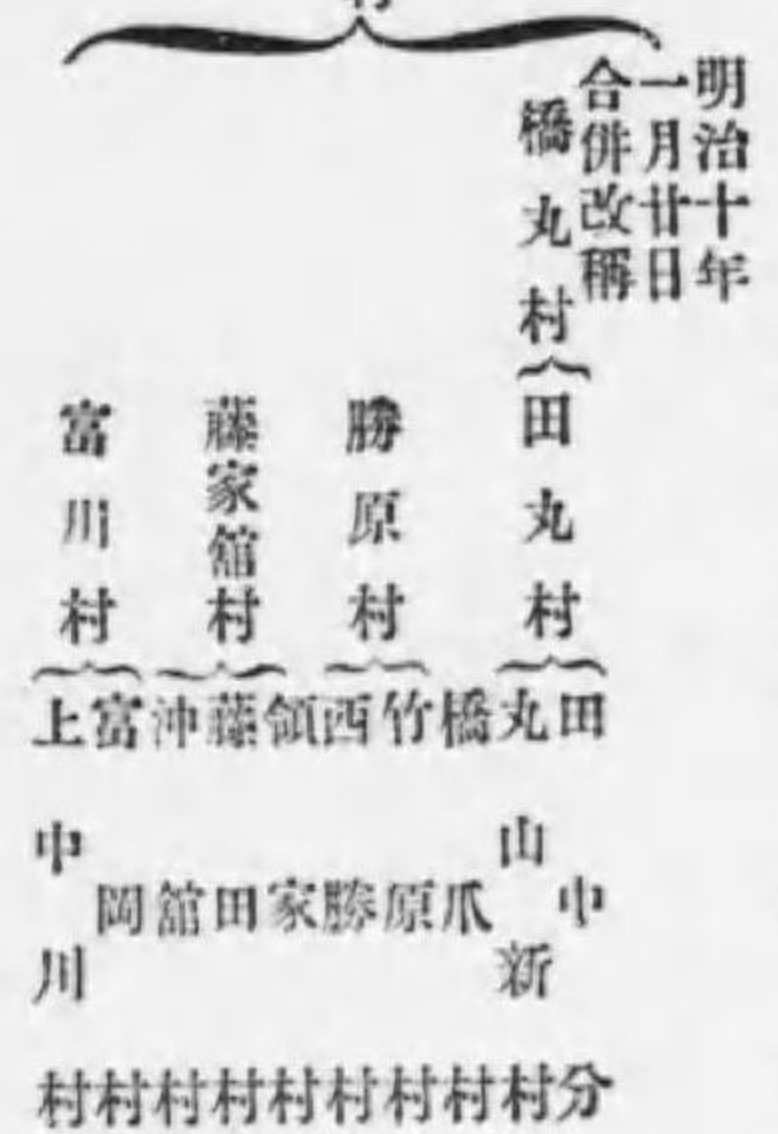




旭村

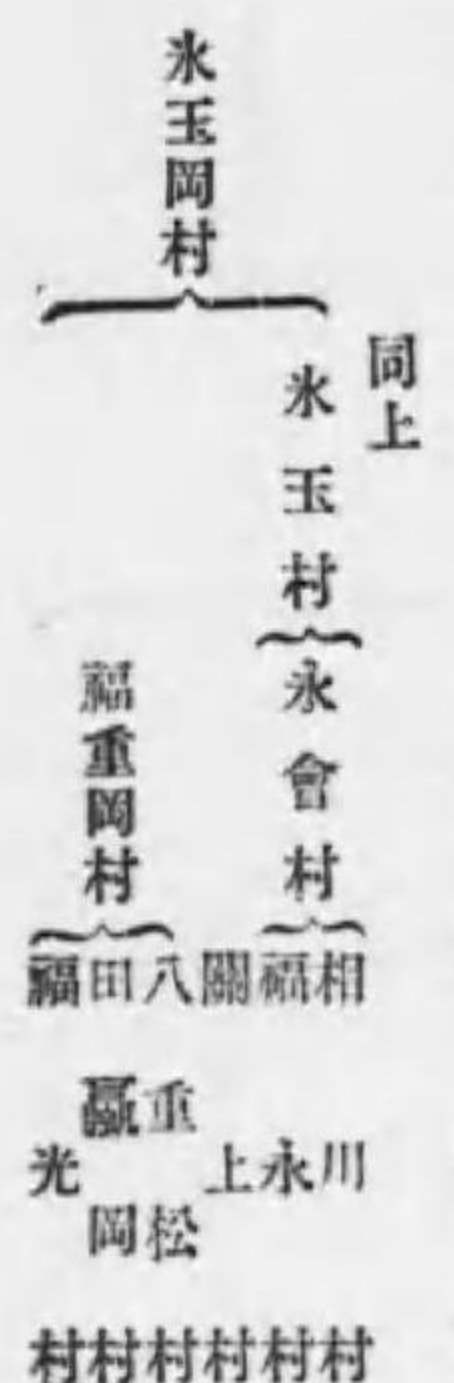


藤川村



同廿六年六月一日  
改稱  
本郷町

本郷村



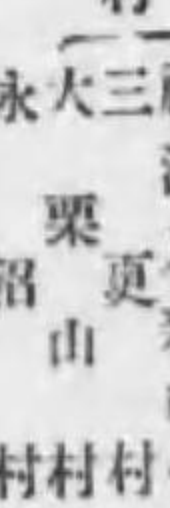
本名村

川口村



沼澤村

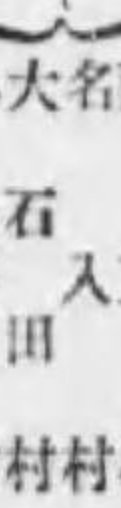
沼澤村



西方村

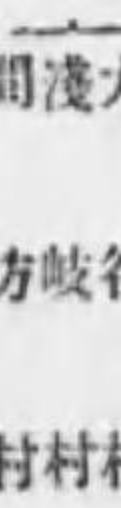
川西村

西方村



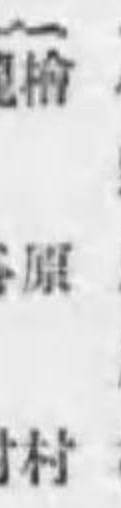
三谷村

三谷村



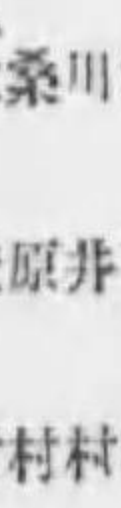
原谷村

原谷村



西川村

大登村



大正六年九月廿五日西方村と改む

明治元年民政局置かれ四條隆平來り管し、二年若松縣に改まり、鷺尾隆聚管下たり、爾後歴代縣令及ひ縣知事名を擧ぐれば、安場保和、澤簡徳、山吉盛典、三島通庸、赤司欽一、折田平内、山田信道、渡邊清、日下義雄、原保太郎、小倉信近、秋山恕卿、安樂兼道、山田春三、有田義資、平岡定太郎、西澤正太郎、西久保弘道、太田政弘、堀口助治、川崎卓吉等相繼ぎ、大正六年に至る。

郡長

第一章 總説 第十節 明治維新後の變遷

川路村

穂馬村

大穂馬 小馬 大石 谷越 石澤

村 村 村 村 村 村

赤澤村

赤澤村

赤澤 寺雀 赤木 留 寺林 崎 赤木 留

村 村 村 村 村 村

中ノ川村

大成澤村

大成 漆大 湯五 胃砂 漆大 湯五 胃砂

村 村 村 村 村 村

横田村

山入村

横越 山越 川入 川入 山越 山越

村 村 村 村 村 村

大瀧村

大瀧村

大瀧 野尻 野尻 野尻 野尻 野尻

村 村 村 村 村 村

野尻村

野尻村

野尻 野尻 野尻 野尻 野尻 野尻

村 村 村 村 村 村

大芦村

大芦村

大芦 大芦 大芦 大芦 大芦 大芦

村 村 村 村 村 村



大沼郡誌

(任命年月日)

(轉罷免年月日)

(在職年月)

氏名

一五二

明治十二年一月廿七日	明治十五年五月一日轉新潟縣東蒲原郡長	三年四月	木下 貞
明治十五年五月一日	明治十六年二月一日轉南會津郡長	九ヶ月	三淵隆衛

(此の間凡一ヶ月、河沼郡長北川良愷兼務のことあり)

明治十六年二月一日	明治十七年十二月一日山形縣屬	一年十ヶ月	黒金泰乘
明治十七年十二月二十六日	明治二十二年七月一日非職	四年七ヶ月	町野主水
明治二十二年七月四日	明治二十四年六月八日依願退職	二ヶ月	柳瀬易義
明治二十四年六月八日	明治二十八年三月三日轉南會津郡長	三年九ヶ月	柴 太一郎
明治二十八年三月三日	明治三十年四月六日轉石城郡長	二年二ヶ月	桐原彦吉
明治三十年四月六日	明治三十三年六月二十一日轉三重縣員部郡長	三年三ヶ月	横田敏太郎
明治三十三年六月二十一日	明治三十四年二月二十一日休職	八ヶ月	鶴飼元吉
明治三十四年二月二十一日	明治三十七年四月十七日轉高知縣高岡郡長	三年三ヶ月	蓼原郷一
明治三十七年四月十五日	明治三十九年十二月十九日休職	二年九ヶ月	島崎辨次郎
明治三十九年十二月十九日	明治四十三年八月二十七日依願退職	三年九ヶ月	富田善吉

明治四十三年八月二十七日	大正二年八月三十日依願免官	三年一ヶ月	坪内元彦
大正二年八月三十日	同四年六月十七日休職	一年十ヶ月	平田富資
大正四年六月十七日	同六年六月一日轉信夫郡長	二ヶ月	石部 豊
大正六年六月一日	同七年十一月五日轉北會津郡長	一年五ヶ月	山田直記
大正七年十一月五日	同十一年九月四日休職	三年十ヶ月	國分三之助
大正十一年九月四日			山川源三



## 第二章 沿革

### 高田町

本町は往古今の地を距る西方凡十二町餘、赤澤川の東岸に在りて、長江と呼びきと云ふ傳ふる所に據れば、欽明天皇の朝、伊須美明神、明神嶽より南原の地に遷座し、同十六年東原に遷座し、今の高天原の地なり、同十九年現今の地に遷座ましましたりと云へば、本町の起原も蓋し明神の遷座に伴ふものなるべし、明神は地方の大神にして、祭田多き内に、地名も種々ありしなるべし、此の社に田植の式ありて、十二段の催馬樂を唄ふ、其中に、「低い田や高田や裁うるたからの樂しき」と云へる歌あり、又「廣い田や安田や裁うる地の樂しき」(イに高い田や、安い田)と云へる歌あり、今之を地勢に徴するに、高田町の地は一帶に高くして廣く、將た安田村の地は一帶に低し、歌に因りて地名の起りしものか、地名ありて後歌の詠はれしものか、詳ならざれども、高田の地名蓋し此間に起りたるものならん。

高田は古來明神と終始其盛衰を共にし來れるが如し、鎌倉幕府の初、文治五年佐原義連の封を會津に受け、應永九年四月高田宮兵を擧げ、十年正月軍敗れて自殺す。世或は高田宮を以て、南朝の皇胤の來りてこゝに潜伏し給ひし方らんと云ふものあれども、確證の據るべきなし、蓋しこの地の一有力者か、當時兵亂相踵ぎ、文獻亡佚して、此の間數百年の事得て知るべからず、文明十一年五月(會津舊事雜考十二年の事とす、今塔寺八幡宮長嶽に據る)高田落城の事あり、葦名盛高襲ひて之を取る、高田城は今堤の在る所にして町(據る)の西裏に當れり、當時は此城壘の邊り家屋列りきと云ふ、今菜圃となれり、天正十七年葦名氏滅び、蒲生、加藤、上杉諸氏を経て保科氏(後松平氏改む)會津を領してより、泰平打續き、稍々記録の見るべきものを存す、然れども此の地古來火災多くして、伊須美神社古今の寶典悉く燒失して信を考へ難し。

高田地方は古へ三百貫と云ひ、石高三千餘石の地なり、此三百貫の地擧げて神領たりしことあり、松平氏來りてより、此の土は會津藩に屬し、近傍永井野村、赤澤村等は幕府領に屬す、然れども始めの程は松平氏の領たりしなり、寛永二十年高田組を置き、高田、竹原、西勝、富岡、上中川、屋敷、境新田、安田、佐布川、境野、寺崎、雀林、楡目、米澤、根岸



中田、沖中田、阿久津、新屋敷、新屋敷、新田、立行事、佐賀瀬川、輕井澤等を高田組と爲す、寛文五年の頃當町を上中下の三町に分け、日を定めて日中に市を開かしむ、今當時の記録中より一節を抜萃して參考とす、

寛文五年巳五月時の代官藤澤九郎左衛門書上土地帳

一、當村往古より月六齋の市立、但市の立始り、何れの頃共不知、毎年八月十五日には、當所の宮祭禮二七日の市立ち、萬の商賣有、末一七日は雜駄の市立、外史卷之日市を建と見たり、勤之高田村にて、

一、布、木綿、真綿、紙、米、大豆、萬穀物、編菜、葛の葉、炭、薪、鐵並鐵の柄、斧柄、白杵、柏、箕、篋、菅笠、摺白のぼう、はた、筵、たばこ、此外隨節、色々之物出る也、

一、酒屋、酢屋、味噌屋、鹽屋、麴屋、油屋、餅、素麵屋、質屋、鑄物師、檜物師、錫塗師、鍛冶、大工、いさば賣、たばこ刻、古手賣染師、

右之通有之候、

是に據れば、月六齋の市を開き、遠近の商賣集り來りて有無を通じ、交易せしこと明なり、寶曆、明和以後次第に廢れて、今は全く無し、斯くて高田の住人は半農半商の

體にて今に至る、其當時の代官、郷頭、肝煎、檢斷の氏名を擧ぐれば、左の如し、

寛文五年五月	代官	藤澤九郎左衛門
享保八年	同	有賀權左衛門
享保十五年	高田組郷頭	田中太郎左衛門
	高田村肝煎	嘉左衛門
	高田村檢斷	坂内 熊三郎
	同	坂内 丹四郎

文政七年	高田村檢斷	坂内 熊三郎
元祿の末より	同	坂内 丹四郎

是等の肝煎、檢斷以下地首、老百姓等は、時によりて増減あり、而して代官の上には郡奉行若松城下に在りて郡務を司る、

古の町名として上町、中町、下町、宮町、馬場町、古町、新町、横町、中横町等の町名、長光寺の過去帳に記載せられたり、馬場町以下五つの町は舊所在地詳ならず、一説に馬場町は漆原街道の邊にて、古町は浮身の東邊に有りきと云ふ、新町、横町等は今唱ふる新町、横町に非ず、寛文以前のことにして詳ならず、

寛文九年後のことを嘉永、安政の頃に記せる櫻農棗と云へる書に、町の圖あり、い





此の圖に據れば七箇町あり、則ち社家町、横町、上町、中町、下町、新町、新裏町等なり、爾後明治維新を経て現今に至るまで大差なく、嘉永、安政の頃、社家町を社人町と唱へ、新町は押なべて下町と唱へしこと、猶今と變ることなし、而して現今の町名は、上町、中町、下町、横町、社人町、境新田、稻荷町、東町の八個町ありて、舊に比し數に於て一町を増し、名に於て境新田、稻荷町、東町等の新名あり、舊稱新町、新裏町を減ず、此の境新田は、元伊佐須美神社の森林にして、宮林と稱せし所、寛永十三年開きて水田六十七石餘を作り、新村を建て、境新田村と稱せし所にして、高田町、永井野村の境界にあり、明治八年本町に合併す、稻荷町は赤留村に通ずる道にて、俗に赤留道とも云ふ、東町は天王寺の下、箱清水の在る所より入る、

嘉永安政頃の古文書に高田村戸數二百とあり、大正二年の調査に據れば、戸數四百六十五、人口三千五百三十三とあり、則ち約六十年にして戸數に於て倍を超過せしことを見る、

本町は南北に長く、十丁餘に及び、東西は僅に一町八間なり、郡道若松市に通じ、二里卅二丁を隔つ、東方宮川繞り、川を堺として、東南方藤川部落に接し、東北方北會津



郡川南部落に界し、北方新鶴村に隣り、西方赤澤村部落に連り、南方は永井野村部落に通ず、東西一里一町、南北二十四町に及ぶ、

本町より直に通ずる通路七あり、下町より若松市に通じ、西北方の道は新鶴村より坂下町に通ず、里程三里七町なり、一は分れて舊寺崎に至る、西側中町に八木澤街道あり、上町に赤留街道あり、南方は永井野村に通ず、又横町伊須美神社西門より左右に分れ、左方神社の裏面を繞り宮川橋を渡り、若松市及び本郷町に通ず、右方は神社の正門外より宮川を渡り、舊竹原に出て、市川街道に入る、

この後明治に至り、元年十月若松民政局に屬し、村總代を置く、同二年三月改めて肝煎を置き、年寄、百姓代之を助く、同年六月若松縣に屬し、大肝煎を置く、同四年十一月若松縣下第十六區に屬し、高田外二十二個村を併せ、正副戸長を置く、同六年區劃改正の結果、第二大區第六小區に屬し、同八年更に第五小區とし、高田外二十九村を統ぶ、同年八月境新田村(此の村戸數五六あり)を高田に合併す、同九年八月若松縣を廢し、福島縣に屬し、十一月區制を改めて高田村清瀧寺に第十六區會所を設け、區長を置き、戸長五名、其他數名の屬員を置き、大沼郡の各村及び北會津郡内十九個村を治む、同十

二年郡制施行せられ、郡役所を高田中町の地に設置し、高田村戸長役場を置く、同十六年三月區域を擴張し、赤留、八木澤、寺崎、田川等を併せ五ヶ村組合戸長役場とし、同二十二年三月二十三日町村制實施と共に高田村役場となる、同二十九年七月村を改めて町と稱し、又田川村を合せて高田町、田川村組合役場を設け、引繼ぎ現今に至る、町村制實施後、町村長名、野田進、關成章、外井喜章、鈴木大造、石田源伍、田中仙三、長峰丹治なり、

古文書 舊家坂内瀧之助古文書を有す、

〔坂内瀧之助所藏文書〕

傳馬壹疋、江戸會津まで可出之者也、仍如件、

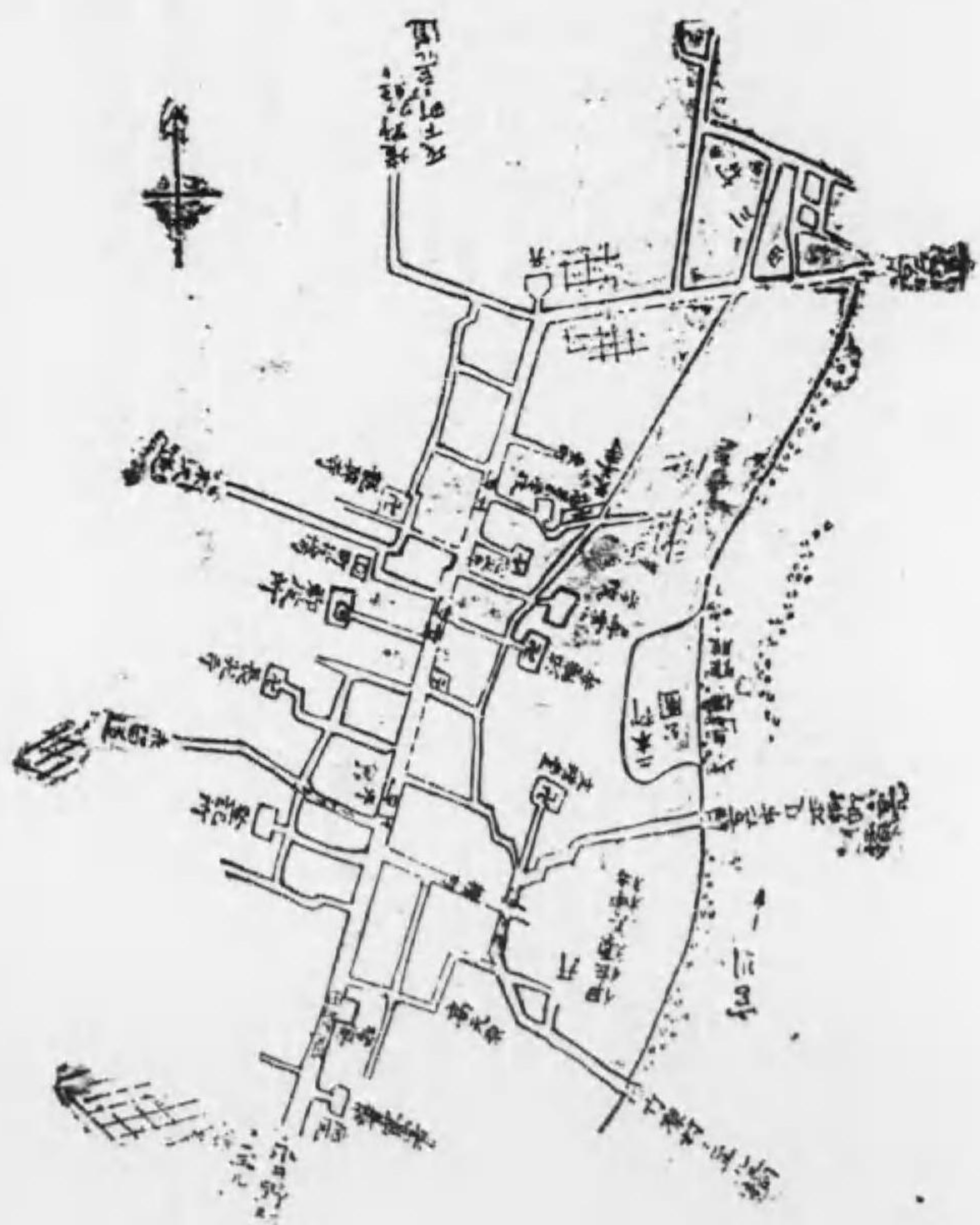
右宿中

卯正月七日





(卯正月は慶長八年にして、徳川家康より賜はりしものとて、新編會津風土記に詳しく記されたり、曰く、「舊家坂内丹四郎世々此村ノ檢断ナリ、先祖ヲ坂内參河憲政ト云、兵庫信房ト云者ノ三男ニテ、伊勢國ヨリ會津ニ來リ、葦名家ニ仕テ小山村ヲ領ス、其子左馬丞憲勝、天正己丑ノ亂ニ、義廣ヲ送テ常陸ニ往ク、別ニ臨テ義廣佩刀ヲ與フト云、慶長八年此佩刀ヲ携ヘ行き、江府ニ奉獻ス、其時賜ハリシ傳馬證文今猶家ニ傳フ、左ニ録ス云々」と、今此





の子孫猶ほ高田に在り、坂内瀧之助と云ひ、此證文を家に傳ふ、

一 翰令啓達候、彌御堅固御勤、珍重存候、然者、其地高田長光寺無住に付、爲後住、此僧  
申付遣候、宜御指引頼入候、穴賢、

六月十八日

藤澤上人

丹四郎殿

(右古文書高田町長光寺に關するものなり、名所の章と合せ看るべし)

田川村

田川村は明治八年八月、佐布川村と安田村の田と川とを取り、二村を併合して田川村と名づけ、同年九月正副戸長を置く、

其後高田と同じく幾多所屬の變更を経て、高田町、田川村組合をなし、村役場を高田町に置く、

安田村は宮川の西に當り、廣袤東西一町半、南北一町半餘、創建の年代詳ならずと

雖も、伊佐須美神社の催馬樂に、「廣い田や安田や裁うる地の樂しき」と云へる歌によりて起れるならんかと傳へらる、又古書に保田と記せるもあり、嘉永の頃家數四十七軒、今も大差なし、佐布川村を合せて七十四戸、人口六百六十六人なり、此の邊總て明治維新前は會津藩領なり、村の西方二町、俗に古宮川と唱ふる川流る、幅二間餘あり、往古は宮川此の古宮川を流れきと云ふ、村中熊野神社あり、伊佐須美神社の末社にて、毎年舊八月廿六日祭を行ふ、鎮座の年月詳ならず、寺に安樂山普門寺あり、元和二年僧寶藏の開基にして、高田龍興寺の末寺、天台宗なり、

佐布川村昔は寒川と書けり、既に述べたる如く、隣村安田村と共に、新に田川村と名づけ、村治を計りしが、後高田町、田川村組合役場を組む、爾後安田村と沿革を同じうす、安田村の西北方凡五町に在る村落にして、戸數三十に足らず、文化六年の頃二十八戸なり、村の四方は田圃連れり、村中に諏訪神社あり、伊佐須美神社の末社にして、陰曆七月廿七日祭を行ふ、寺に圓通山觀音寺あり、尾岐窪龍門寺の末寺なり、弘安二年六月十七日江川常俊之を建つ、常俊は寒川の長者にして一女子あり、文永十一年六月十七日病で遂に死せしかば、長者大に之を悲み、菩提の爲め觀音の像を刻み



て安置すと傳ふ、毎年陰曆八月十七日會式あり、

## 永井野村

永井野村は、往古其位置現在よりはや、南方に偏して、大原と稱へ、今の高田町の地に連れり、後長尾村と稱す、長尾の名稱は天文、永祿頃の文書に見え、又永井野村杉原系譜中に、「寛永四年長尾村改永井野村」云々と記載せるを見れば、寛永四年以前は長尾村と稱せしこと知るべし、爾後現今に至るまで永井野村の名稱替ることなし、村は南方より漸次北方に延長し、享和三年八月の頃は本村七十三軒、正月田五軒、漆原七軒合せて八十五軒なりしが、現今は百七十戸に至れり、東方宮川の流れに沿ひ、並列して十三町餘に及ぶ、古よりの大村なれば、永井野組の組元を置き、尾岐郷に屬せり、永井野組は總べて四百三十三戸、北は八木澤村に及び、南は屋敷村を境とし、西は蛇喰村、東は本村宮川を以て、當時高田組に接したりしなり、寛永廿年保科氏の會津廿三萬石を治するや、此の地方屋敷村を除くの外は、皆領外に脱して幕領に屬し、獨り屋敷村のみは會津藩領に編入せられ、一點幕府領中に介在するの奇觀を呈するに至れり、蓋し檢地に際し、屋敷村よりも繩を打ち始めたるに、既に業に公定

の祿高廿三萬石に上れりとの謂を以て、其の儘中止したるが故に、屋敷村のみは高田組に屬し、以て維新の際に及べりといふ、

葦名、伊達、蒲生、上杉、加藤數氏の頃は、亂世にして文献徴するに足らず、今杉屋村に僅に残壘を存する舟岡館は往古松本圖書助の居館にして、永井野にも館ありて白井某住し、近傍を支配せしが如し、今字道宗と呼べる所は、元と白井道宗の墓ありし所なりと云へど、道宗の墓は移されて長福寺墓地内に在り、此の邊り數次洪水の爲め、地形變化し、詳なることを得て知るべからず、又字に正月田、六月田、八月田など呼べる地は、往古伊佐須美神社の供田にして、今僅に字名を名殘として存せるなり、岩の神など唱ふる所は、高田との境にて、神社の地續なりきと云ふ、又境新田は現今高田町に併合せられたるも、寛永十三年前は宮林にて、永井野村との境界地なり、松平氏會津を領せしより、此地幕府直領に屬せること前述の如くにして、即ち御藏入十九組の一なり、維新後明治元年若松に民政局の置かるゝや、其治下に屬し、同二年若松縣の下に屬し、同三年郷頭廢せられ、大肝煎を置かる、此れより數次の改正ありて、同九年八月福島縣下に屬し、同十二年一月郡制施行せられて第十六區會所を改め



て、大沼郡役所と稱し、同二十二年三月町村制實施と共に、村名の改稱ありて舊村名を大字と爲し、永井野村を冠す、則ち杉内村、屋敷村の兩村を合せて大字杉屋と云ひ、大字荻窪、上戸原、松澤、蛇喰、松岸、永井野等都合七部落を含み、戸數三百三十、村役場を大字永井野に置き、自治制度の下に村長を選擧して村治に當らしめたり、町村制實施後の村長は杉原榮伍、白井兵造、石田源伍、白井兵造、杉原禎造、佐藤次、根本逸十郎、白井藤三郎、石田源伍の諸氏なり

古文書

舊家永井野村杉原禎造及び白井宗作古文書を所藏す

〔杉原禎造所藏文書〕

乍恐以願書を御訴訟、

- 一、大沼郡永井野村之儀、元來本高七百五拾石餘之所に御座候、然所に加藤(明慶)式部少輔様御地(知)行之節、拾段之盛に而御檢地被仰付、高千四百六拾八石餘に罷成、届付貳つ五分に而、御年貢上納仕候處に、若松御支配に罷成、九年以前(貞享二年)迄之内、段々届付御上げ、四つ七分與罷成、米金(等)當分に上納仕候御事、
- 一、余郷之儀は、大方久敷以前之御竿に而、地廣に御座候へ共、當村之儀は地面も不

足に奉存候處、若松御支配之刻、連々届付、御上げ被遊、迷惑仕候故、若松御役人衆へ折々申達候得は、八年以前(貞享三年)寅之年、御檢地御入地面御改被成候得者、有高千九拾三石餘に罷成、三百七拾五石餘減高御座候間、届付御用捨も可有御座と奉存候處に、結句其暮届付壹つ五分、壹年に御上げ六つ貳分に被仰付候御事、

一、田畑共に當村之儀は白田に御座候、其上野山養場も無御座候故、村中之養米年々相調候分代金に積、有増金四拾兩程も入可申候、然處に地面に不應届付に而、連々身體(代)困窮仕、迷惑に奉存、若松御役人衆へ御訴訟申上候處に、相叶不申間、御支配相替申に付、四年以前(元禄三年)午の年、以願書を、御訴訟申上候へ者、尤に被思召候得共、若松領高田村高免之境に候間、届付御引難、被下由に而、其年貳分御引被下、難有奉存候へ共、余郷に考申候得者、過分之高免に奉存候、高田村之儀は市場に御座候故、余郷に勝、高免にも可有御座かと奉存候、其外在處隣村若松領上中川村、境新田村、屋敷村、御藏入上戸原村此四々村之儀は、何茂届付、當村より壹損四五分餘も下免に御座候得者、何とぞ御了簡之上、届付御用捨被遊、長御百姓をも相續候様に被仰付、被下置候者、難有可奉存候、以上、



大沼郡永井野村老百姓

元祿六年酉八月

忠兵衛	源右衛門	伊兵衛
作右衛門	甚之丞	九兵衛
六郎右衛門	文右衛門	藤九郎
山三郎	節市郎	地首藤九郎
地首山三郎	同節市郎	同地首藤九郎
新首兵衛	同新左衛門	同儀右衛門
肝太郎兵衛		

〔白井宗作所藏文書〕

覺

米六斗

右は野州氏家町より、奥州若松迄新道御普請奉行被相勤候に付、亥九月五日か十一月五日迄、上下二人扶持、從公義被下置候間、相渡之候已上、

元祿九子二月五日

二本伴助

白井作十郎殿

(元祿の頃、白井作十郎野州氏家への道路を開き功あり、この文書は當時賜はりしものにして、子孫白井宗作家に藏す、其の他當時の實測圖をも其家に存す)

尾岐村

尾岐村は北方平坦にして永井野村に接し、南方は地勢次第に高く、山嶽を以て南會津郡檜原村、及び本郡大芦村大字小野川に界し、西方は同じく山嶽を以て東川村及び中川村に接し、東方は東尾岐村及び旭村に隣り、中央宮川貫流す、總戸數三百餘、舊村名廿六を數ふ、明神嶽は本村に屬し、海拔三千五百四十五尺、往古山上に伊佐須美明神鎮座せし跡なりとて、今に石祠あり、高田伊佐須美神社社記に據るに、欽明天皇十三年高田に鎮座の事を記せども、其詳なることは得て知るべからず、村名の起原に就き、新編會津風土記には、船岡稻荷神社に使はる、白狐に尾の岐れたるありければ、尾岐と言ひし由を記せども、古文書には悉く小俣と書けり、文明十一年高田の城主小俣左京太夫幸高と云ふ者あり、世々小俣郷、金山谷郷並に高田



郷等を領し、人と爲り、賸略有りて、威を近隣に振ひしが、葦名盛高に滅さる、一書に會津高田邑城主澁川上總介、其子下野並に小俣住人從弟長嶺左馬介、同甥白井四郎憲基以上四人、文明十二年宮川河原に於て不意を襲はれて自害す云々、此の小俣は即ち尾岐なり、又一説に貞享年中小俣を尾岐と改め書かしたると傳ふれども、是等の傳説確證の據るべきなければ、今遽に定め難し、蓋し尾岐は此の地方の總名にして、邑域甚だ大なり、東方に在るを東尾岐と稱し、西北方に在るを單に尾岐と稱す、大同二年僧德溢仁王寺藥師堂を開き、天曆六年龍門寺建立し、今に古蹟を存す、又小山村は小山朝明の遁れ來りて住せし地なれば、今に小山村と稱すと傳ふれども、徵證なし、蓋し其地小丘に位するを以て此名あるか、後年葦名盛氏の代、坂内參河憲政、伊勢より遁れ來りて盛氏に仕へ、此地を領す、子孫今に存す、又冑村の下に石道標あり、弘安十年丁亥八月廿八日と刻す、其の後の事得て知るべからず、保科氏の治世に至り、此の地方は幕府の直領となり、尾岐村は冑組に屬し、組下凡て廿一ヶ村あり、明治維新前此地方の名主は仁王村目黒、小山村坂内、尾岐窪村淺沼、冑村金田、沼平村長嶺、角淵村上野、觀音村上野、下谷ヶ地村目黒、入谷ヶ地村公家、落合村上野、大室村川島、堀

内村長嶺諸氏等其職に當りしが、維新に至り幾多の分合改廢を経て、同二十二年の町村制實施と共に、舊村名を大字とし、冠するに尾岐を以てし、村役場を舊仁王の地に置き、東尾岐村と組合役場とし、以て村治を謀る、現今は大字吉田(小山、仁王、菅沼堀の内、三村を含む)、大字西尾(菅、大岩、海老山)、大字西本(沼平、魚、淵、落合)、大字宮川(落合の内、觀音、牧内)、大字松坂(下谷地、中在、家、中入谷ヶ地)、大字大室、大字尾岐窪の七大字に別る、町村制實施後の村長は坂内綱五郎、長嶺林三、長嶺惣平、田畑耕作、長嶺寅松、長嶺惣平、坂内丹四郎、坂内綱五郎、上野品造、目黒喜市、川島秀松の諸氏なり、

古文書 舊家小山村坂内深七(高田町坂内、氏を参照)、沼平村長嶺登一郎氏古文書を藏す、

〔坂内深七所藏文書〕

大沼郡高田村御茶屋敷之覺

畝數貳反七畝歩

右は高田村高之外に、文錄(録)以後より引被下候、今度内ならしニ付、村中帳面の内へ打入申候間、跡々のことく、右反内ならしの帳ニ引のけ申様、被仰付可被下候、已上、

寛永十八年十一月

坂内五郎兵衛



栗田助右衛門様  
上月四郎右衛門様

右表書之通、御茶屋やしきの分、内ならし帳面之内へ入申まじく候、爲其如此候也、  
(寛永十八年) 巳十一月十一日

栗田助右衛門  
上月四郎右衛門

高田村  
組頭百姓中

御請申書物之事

大沼郡之内、寺領社領御座候て、高書上申候由、御奉行御意に御座候由承申候間、我々組下之村に御座候者、書付指上可申候、油斷仕間敷候、仍而如件、

未六月廿六日  
高久 次左衛門  
瀧澤 忠兵衛

- 中荒井 助九郎
- 下荒井 理左衛門
- 富岡 五郎左衛門
- 西勝 市兵衛
- 藤田 庄左衛門
- 一ノ關 善吉
- 尾山 三左衛門
- 大谷 藤八郎
- 川井 治五郎
- 西方 二郎左衛門

坂内五郎兵衛殿

(先きの文書は茶屋の事に關す、こは坂内氏小山に住し、僻遠の地とて不便少からざれば、更に高田に御茶屋並に屋敷を賜ひたるによりてなり、これ坂内氏が高田、小山の兩家に分る、基なり、後の文書は社寺領の事に關す、而して右村名中高久、瀧澤、中荒井、下荒井、